

平成26年第1回睦沢町議会定例会会議録

平成26年3月4日(火)午前9時開会

出席議員(13名)

1番	田邊明佳	2番	田中憲一
3番	麻生安夫	4番	清野彰
5番	今関澄男	6番	幸治孝明
7番	幸治正雄	8番	岡澤宏一
9番	中村義徳	10番	市原時夫
11番	萩野新衛	12番	市原裕一
13番	市原重光		

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	高橋正一	税務住民課長	齊藤賢治
健康福祉課長	米倉行雄	地域振興課長	鈴木庄一
会計管理者	木島幸一	総務課 政策企画担当主幹	鈴木政信
健康福祉課 国保健康担当主幹	中村精一	地域振興課 生活環境・ 地域整備担当主幹	田邊浩一
総務課副課長兼 総務班長	川越康子	総務課副課長兼 財政班長	白井住三子
教育長	高梨正一	教育課長	平山義晴
睦沢こども園長	阿部倉光宏	選挙管理委員会 書記	高橋正一
睦沢町農業委員会 事務局長	鈴木庄一		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 石井安邦 書 記 御園生 憲 利  
書 記 中山大輔

---

議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 一般質問  
日程第 4 議案第 1号 睦沢町若者定住促進基金条例の制定について  
日程第 5 議案第 2号 睦沢町若者定住型賃貸住宅敷金基金条例の制定について  
(議案第1号、議案第2号一括議題)  
日程第 6 議案第 7号 平成25年度睦沢町一般会計補正予算(第5号)  
日程第 7 議案第 8号 平成25年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
日程第 8 議案第 9号 平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
日程第 9 議案第10号 平成25年度睦沢町介護保険特別会計補正予算(第3号)  
日程第10 議案第11号 平成25年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  
(町長の提案説明、質疑、討論、採決)  
日程第11 議案第12号 平成26年度睦沢町一般会計予算  
日程第12 議案第13号 平成26年度睦沢町国民健康保険特別会計予算  
日程第13 議案第14号 平成26年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算  
日程第14 議案第15号 平成26年度睦沢町介護保険特別会計予算  
日程第15 議案第16号 平成26年度かずさ有機センター特別会計予算  
日程第16 議案第17号 平成26年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算  
(議案第12号から議案第17号まで一括議題、町長の提案説明まで)

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成26年第1回睦沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎諸般の報告

○議長（市原重光君） 日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による例月出納検査の結果について、平成25年10月分から12月分までの報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

---

### ◎議会関係の報告

○議長（市原重光君） 次に、議会関係の報告をいたします。

まず最初に、2月19日に千葉県町村議会議長会定例会及び21日に九十九里地域水道企業団理事会が開催されております。内容について、私から報告いたします。

2月19日、自治会館において千葉県町村議会議長会定例会が開催されました。

会長の挨拶の後、新任再任議長として、私を含む3町の議長の紹介に続き、議案3件が上程されました。

議案第1号の千葉県町村議会議長会副会長の互選については、千葉県町村議会議長会の幹事である長南町議会の松崎議長が選任されました。これに伴い、幹事に欠員が生じたことから、追加日程として、幹事の互選が行われ、御宿町議会の中村議長が選任されました。

議案第2号の平成26年度事業計画及び議案第3号の平成26年度一般会計予算については、全員賛成のもと可決されました。

平成25年度から始まった町村議会議員全員を対象とした研修会が、平成26年度は8月1日金曜日に計画されておりますので、睦沢町議会全員で参加したいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

定例会終了後に、政務研究会が開催され、安倍政権の直面する課題というテーマで、東洋

大学薬師寺克行教授による講演が行われ、閉会しました。

続きまして、2月21日、東金文化会館において九十九里地域水道企業団理事会が開催されました。

議題は、5件が上程され、議案第1号の九十九里地域水道企業団職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定については、年次休暇を暦年から年度に改正するものです。

議案第2号は、九十九里地域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例の制定については、この4月からの消費税率の改正に伴うものであります。

議案第3号 平成26年度負担金、出資金の負担割合については、各構成市町村の負担割合を定めるもので、本町の責任水量割合は、100分の2.54、前年と同じであります。また、使用水量割合は、100分の2.59、前年度比2.55と示されました。

議案第4号 補正予算（第2号）は、水道用水供給事業費で2億5,101万4,000円の減、これは修繕工事等の契約に伴う減及び施設管理費負担金の減、給与減額措置による減などが主なものであります。

議案第5号 平成26年度予算については、収益的収入が203億7,756万7,000円、収益的支出で199億7,917万6,000円となり、前年と比べて、双方とも138億円余り増額となっています。これは、地方公営企業会計制度の見直しにより、特別利益と特別損失として、過去分の減価償却費が計上されたことが主な要因です。また、資本的収入支出は、それぞれ6億1,056万2,000円と51億347万6,000円であります。

以上で報告を終わります。

なお、資料については、事務局に保管してありますのでご参照ください。

次に、1月17日に長南町ガス事業運営協議会及び2月7日に千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。内容について、今関澄男議員から報告があります。

今関議員。

○5番（今関澄男君） おはようございます。

私のほうから2点の会議報告をさせていただきます。

まず1点目、長南町ガス事業の運営協議会でございますが、平成26年1月17日午後2時より長南町の役場庁舎の分館会議室で開催されました。

まず、第1点目の消費増税に伴うガス料金の対応でございますが、ガス料金につきましては、ご承知のとおり、料金表のAからB、C、三つの体系がございますが、具体的には、料

金表A、これはゼロから25立方メートルまでの使用料金の関係でございますけれども、基本料金1か月、ガスメーター1個につき税込み378円が388円、基準単位数1立方メートルにつき税込み76円68銭が78円87銭と、このような形に変わります。それぞれ料金表につきましては、別途資料がございますので、ご参照いただきたいと思います。

2点目の平成25年度長南町ガス事業会計決算見込みでございます。供給戸数につきましては4,623戸、当初より15戸の増でございます。これは本町のリバーサイドタウンの関係でございます。年間供給量881万7,000立方、これは18万9,000立方の増でございますけれども、発泡スチロールの会社でございます佐久間の稼働によるものでございます。ガス事業利益でございますけれども、6億7,800万円余、当初より2,400万円余の増額でございます。平成25年度の利益につきましては413万円でございます、繰越利益剰余金につきましては4,767万円になりました。

3点目、平成26年度長南町ガス事業会計予算（案）につきましては、供給戸数につきましては4,623戸、前年度の実績並みという形でございます。年間供給量877万1,000立方、25年度当初より14万3,000立方の増でございます。内訳的には、小口供給分が155万7000立方の減、大口につきましては170万立方の増というようなことでございますが、先程の発泡スチロールの会社佐久間の小口から大口への移行に伴うものでございます。ガス事業利益につきましては6億9,300万円余、前年度予算額比3,900万円余の増でございます。平成26年度利益につきましては241万1,000円の計上でございます。

以上、長南町の運営協議会の内容でございます。

続きまして、平成26年度第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の内容でございます。

平成26年2月7日午前10時より、千葉市内のホテルポートプラザちば2階ロイヤルで開催をされました。

まず、議案第1号 広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、これにつきましては、広域連合職員の給与について、県に準じて改正するものでございます。内容的には、高齢者の職員、55歳を超える職員についての昇給の抑制及び停止並びに若年層に限定した給料月額を引き上げを行うものでございます。特に、高齢者、55歳の関係でございますけれども、勤務成績が特に良好な職員につきましては、昇給1号以上という形で、あとにつきましては、昇給ゼロというような形になる内容でございます。

議案第2号でございますが、広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

の制定でございますけれども、本件につきましては、平成26年、27年度の2か年の保険料率、保険料の賦課限度額及び保険料軽減措置に関する規定を改正するものでございます。所得割率の現行100分の7.29から100分の7.43にする、これが1点。2点目、被保険者均等割額の設定でございますが、現行3万7,400円から3万8,700円とする。保険料の賦課限度額の改正で、これは国の制度改正に伴うものでございますが、現行の55万円から57万円にするものでございます。また、所得の低い被保険者に係る保険料の減額の拡大というようなことで、均等割額5割軽減並びに2割軽減される条件の拡大がされております。

議案第3号 広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定でございますが、基金事業を継続するために、条例の有効期限、平成26年3月31日を平成27年3月31日まで1か年延長するものの内容でございます。

議案第4号 平成25年広域連合一般会計補正予算（第2号）の関係でございますが、18億2,400万円余を3,900万円余減額し、17億8,500万円余にするものでございます。主に職員人件費の減、老人福祉費の減額等が内容でございます。

議案第5号 広域連合特別会計補正予算（第2号）でございますが、4,881億3,000万円余を2,000円減額して、4,881億3,000万円余とするものでございます。

議案第6号 平成26年度広域連合一般会計予算でございますけれども、平成25年度当初予算17億8,570万円余に27億3,400万円余をプラスして、26年度予算を45億2,000万円余にするものでございます。これにつきましては、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金27億5,200万円を今まで補正で計上していたものでございますけれども、これを当初予算とするための増額でございます。なお、現在の被保険者数は65万人ということでございます。

議案第7号 平成26年度広域連合特別会計予算でございますが、25年度当初予算4,792億4,800万円余を、147億2,300万円余を上乗せしました26年度予算を4,939億7,200万円余にするものでございます。医療給付費現物給付の大幅な伸びと前年予算比164億円の増等が要因でございます。

議案第3号、5号は、全会一致でなりましたが、他の議案につきましては、起立多数というようなことで可決決定をいたしました。

なお、会議資料につきましては、事務局に保管してありますので、ご参照のほどよろしくお願ひ申し上げ、報告にかえさせていただきます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

次に、2月18日に、今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。内容について、

中村義徳委員長から報告があります。

中村委員長。

○議会運営委員長（中村義徳君） 皆さん、おはようございます。

2月18日午前9時から議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容についてご報告いたします。

案件は、本日招集されました平成26年第1回議会定例会の運営についてであります。

今期定例会におきましては、6名の議員から一般質問の通告がされております。議案等につきましては、条例制定などの議案が6件、補正予算が5件、新年度予算が6件、合わせて17議案、その他諮問1件でございます。

今期定例会の運営については、お手元に配付の予定表によりご説明申し上げます。

会期は、協議の結果、本日から11日までの8日間を予定いたします。

まず、本日の予定であります。最初に、一般質問を行います。次に、議案第1号、議案第2号及び平成25年度の各会計補正予算の審議をお願いいたします。続いて、平成26年度の一般会計予算他5特別会計予算の提案理由説明までを予定いたしました。本日の日程は、以上でございます。

次に、明日、5日の予定についてご説明いたします。5日の午前は、平成26年度予算に関する総括質疑を行います。その後、議員全員による予算審査特別委員会を設置し、新年度予算の審査を委員会付託することといたします。続いて、議案第3号から議案第6号の4件についての提案説明までを予定いたしました。午後1時から第2回予算審査特別委員会を行います。以上が、明日5日の予定でございます。

6日から10日までの5日間は、議案調査、予算審査特別委員会の開催のため休会といたします。

続いて、最終日、11日の予定について申し上げます。11日は、午前中に睦沢中学校の卒業式が予定されておりますので、午後1時30分から開会し、平成26年度の一般会計予算他5特別会計予算の審査に関する委員長報告、討論、採決を行い、続いて議案4件、諮問1件の審議を行います。

今期定例会の運営等の決定事項は以上です。

最後に、長期間となりますが、本定例会がスムーズに運営されますよう、議員各位並びに執行部の皆さん方の格別のご理解とご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

次に、2月10日から長生郡市広域市町村圏組合議会定例会が開催されました。内容について、岡澤宏一議員から報告があります。

岡澤議員。

○8番（岡澤宏一君） 改めまして、おはようございます。報告をさせていただきます。

会議名につきましては、長生郡市広域市町村圏組合議会定例会議でございます。

開催日につきましては、2月10日から25日までとなります。

場所につきましては、市町村圏組合のふれあいホールで行われました。

内容についてでございますけれども、まず最初に、議席の指定がされ、会期の決定も2月10日から25日までとすることで決定をしております。なお、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任もされました。

議事に入りまして、議案第1号でございますが、歳入歳出それぞれ1億5,354万円を追加して、歳入歳出予算の総額を53億8,212万4,000円とするもので、主な要因につきましては、過年度分の市町村負担金精算でございます。

議案第2号でございますけれども、それぞれ480万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を1億8,541万円とするもので、やはり要因につきましては、過年度分の市町村負担金の精算が主なものでございます。

議案第3号でございますけれども、水道事業合計でございますが、大口需要並びに個人需要の減少により、業務の予定量2,004万800立方を1,982万9,000立方に、また5万4,906立方を5万4,326立方に改め、収益的収入を1億2,661万9,000円減の50億5,749万4,000円、収益的費用を7,360万7,000円減の50億5,589万1,000円、資本的収入は1億8,529万2,000円減の8億3,478万4,000円、資本的支出を1億8,852万8,000円減の19億2,494万4,000円、また起債の限度額を9億7,680万円から8億170万円に変更するものでございます。

議案第4号、病院会計でございますが、年間患者数を入院が7,154人減の4万1,756人、外来関係を7,320人減の8万5,400人、収益的収入を3億1,946万5,000円減の33億662万7,000円、収益的支出を2億4,502万4,000円減の33億662万7,000円とするもので、主な要因につきましては、眼科と皮膚科の医師の欠員が主なものでございます。現在、院長を軸といたしまして対策室を設けて、早期解決に向けての鋭意努力をしているとのことでございます。

議案第5号、26年度の一般会計予算、それから第8号の26年度の長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算までの4議案でございますが、常任委員会を設定されておりますので、



開催をいたしまして審査をいたしました。

審査の中で、色々と意見等が出されましたが、最終日の2月25日に委員長報告がされ、おのおの原案どおり可決決定がされましたが、主な点について申し上げますと、一般会計では、新し尿処理場建設に係る委託料や粗大ごみ処理施設運転の管理委託料が増えましたが、一方では、ごみ処理施設等の一部償還、これは約2億6,000万程度でございますが、終了に伴う公債費の減で、総額で51億8,341万円、25年度と比較しますと0.1%の減の予算でございます。

なお、消防費の中で、睦沢町からの要望でございましたうぐいす里に防火水槽の新設が予算化されております。

なお、議会開催中に、長柄町の関民之輔議長より議長の辞職が出され、指名選挙の結果、一宮町議長の森佐衛氏に、また総務常任委員長の長南町の松崎議長から、長柄町の関民之輔氏に委員長が指名されました。

議案第9号 長生農業者研修センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてでございますけれども、昭和47年に長生農業者研修センターが設置されておりますけれども、施設の老朽化や利用者の減少によって業務を休止しておりましたが、本年26年の3月31日をもって千葉県との県有財産貸付契約を終了し、設置条例を廃止、所要の改正をするというものでございます。

議案10号 長生郡市保健センター夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、夜間急病診療所の改修に伴い会議室を廃止することから所要の改正をするもので、この条例につきましては、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

議案第11号 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、長生農業者研修センターの廃止並びに長生郡市保健センターの講堂の廃止並びに地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴うものでございます。施行日につきましては、平成26年4月1日から施行する予定の案件でございます。

議案第12号 長生郡市広域市町村圏組合障害程度区分認定審査会の設置及び委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定でございます。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害程度区分について、平成26年4月1日からその名称が障害支援区分に改められることに伴い所要の改正をするもので、同じく平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

議案第13号 火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、

消防法施行令の一部が改正されたことに伴うものでございます。条文の変更でございます。この関係につきましても、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

議案第14号 長生郡市広域市町村圏組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてでございます。消防長及び消防署長の資格については、市町村の消防長並びに消防署長の任命資格を定める政令で定められていますが、平成25年4月1日から消防組織法が改正され、市町村の条例で定めることとされたため、新たに制定するもので、同じく施行日につきましては、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

議案第15号でございますけれども、監査委員の選任に同意することでございますが、監査委員につきましては、白子町の北田議長。

なお、議案第16号の監査委員の選任につきましては、今まで茂原の岩名地さんが長くやっていたいただきましたけれども、今回提案されたものにつきましては、茂原市の白井伸夫さんが指名といたしますか、出されてきてございます。

それから、議案第17号の教育委員会委員の任命でございますけれども、この関係につきましては、今までもやっていたいただきました長南町の方の古谷一雄さん、この方にまた再任という事で出されてございます。

以上でございますけれども、議案1号から議案17号は原案どおり可決決定されましたけれども、期間中、総務企業常任委員から閉会中の所管事務調査の申し出がされたため、休会中で、その日は閉じてございます。

非常に簡潔に説明させていただきましたが、詳細につきましては、議会事務局に保管してございますので、ご参照願えればと思います。

以上で報告終わりたいと思います。失礼しました。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

次に、2月26日に一宮聖苑組合議会及び28日にかずさ有機センター運営協議会が開催されました。また、1月14日から議会だより編集特別委員会が開催されました。内容について、幸治孝明議員から報告があります。

幸治孝明議員。

○6番（幸治孝明君） 会議状況を報告いたします。

まず、一宮聖苑組合議会の報告をいたします。

2月26日午後3時30分、一宮町保健センターで行われました。

会議内容の1と2でございますけれども、財政事情の作成と公表、人事行政の運営状況の

公表のための条例の制定です。これのもとには、昨年の県議会で一部事務組合、一宮聖苑組合も相当するわけですけれども、そういうところでは財政事情とか人事行政の内容を公表すべきではないかということが問題になりました。その指摘を受けまして、状況を公表することになったためです。既に町の広報などには、町の職員の報酬を始め、色々公表されているわけですけれども、それらと同様のことを行うための条例の制定です。

3番目の補正予算は、繰越金が出て、それを積み立てに充てるのと一部燃料費の高騰に対し、補正を行うものであります。

それから、4番目の26年度の予算では、大きなものに工事費が2,400万あります。内訳は、雨漏りがひどく、全面改修を行うということになりました。これまでも雨漏りの修理を行ってききましたが、今回調べてもらったところ、築30年を経過していて、全面改修がよいとのこと、そういう結論になりました。その他、工事費がありまして、火葬炉は新設となったんですが、火葬炉にかかわります台車の修理、あるいはオイル弁の修理を行います。もう一つは、地下タンクのオイル漏れに対する規制が出来まして、そのオイル流出防止対策工事費です。

続きまして、かずさ有機センター運営協議会について申し上げます。

2月28日、一宮町中央公民館で、玉川町長、市原町長出席のもと開催されました。

会議内容ですが、役員改選では、会長が空席になっておりましたが、市原重光議長が会長に選任されました。

それから、2番目のかずさ有機センターの設置及び管理に関する規則の一部改正ですが、新しく10リットル入りの袋詰めを作ることになりました。これは、一つは、販路として、東京練馬区の貸し農園をターゲットにして売り込むためのもので、単価的にはこれまでも割高でありますけれども、貸し農園では売れる見込みということで始まることになりました。

次に、たい肥の運搬費と配達料の料金設定です。これまで、一宮と睦沢は1,000円で、次の段階、次の距離が20キロの設定になっておりまして、そこが3,000円に、3倍にはね上がりました。それで、その中間の10キロメートルまでの距離の運搬料、配達料の設定を2,000円で作りました。

これまでの実績を調べてみますと、その地域の人で、高いということで購入しなくなった方がいらっしゃるということで、具体的には、茂原市の三ヶ谷と長生村ということでございますので、そのあたりに大口の需要を望んで中間の距離の料金設定をしたということでございます。

もう一つは、たい肥の価格の設定方法ですが、これまで、つどいの郷やJAでたい肥を売ってもらうのに、手数料は後で別に補填する形をとっていたんですが、これを改めまして、中身は同じなんですけれども、定価400円のたい肥なら340円で卸して400円で売ってもらう、直接手数料が入るように簡略するというごさいます。

次いで、3番目の特別会計の26年度予算ですけれども、去年の9月、睦沢町で1軒の酪農家が廃業し、それに加えて全体的に牛の数が減っているため、一宮町の負担金が増える形となったことと、電気代を始めとして燃料費の高騰、もみ殻を回収するための費用の増大があつての予算編成になったということごさいました。

最後に、議会だより編集特別委員会の報告をいたします。

そこに記載してありますように、役場3階の304会議室で6回にわたり行われました。

まず、1月14日、編集方針、原稿分担、編集日程の決定をいたしました。ここで、一部メンバーが入れかわりまして、22日、原稿調整、それから23日は、さらに原稿調整を行い、レイアウト、写真の打ち合わせ、写真撮影に出かけました。2月3日、初校の読み合わせ、7日、校正、最終承認、12日、最終校正、印刷指示と会議を行いましたご報告をいたしました。

以上ごさいます。

○議長（市原重光君） ご苦勞さまでした。

以上で、議会関係の報告を終わります。

---

### ◎町長挨拶

○議長（市原重光君） ここで、町長からご挨拶と行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原 武君） 皆さん、おはようごさいます。

平成26年第1回睦沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、町政の運営、住民福祉向上に、ご指導、ご理解並びにご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今年度も残すところ、あと一月足らずとなりました。事業執行も一部繰り越しのものもありますが、おかげさまで順調に推移をしております。

特に、町制施行30周年記念事業につきましては、3月16日のむつざわ健幸ウォークを最後に、全ての事業が終了する予定ごさいます。改めまして、町民や議員の皆様方のご協力、ご指導に感謝を申し上げます。

また、先月の大雪では、農業用のビニールハウスなどに本町でも被害が報告されております。お見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、今期定例会でございますが、町長就任後、2回目の新年度予算を審議していただくわけでございますが、第2次総合計画で定めた農業、子育て、健康、協働、防災等の重点施策を念頭に予算編成をいたしました。

また、一方では、国の補正予算、好循環実現のための経済対策に対しましては、新年度予定しておりました事業を前倒しし、平成25年度の補正予算（第5号）に計上し、対応することといたしました。

改めて、提案理由等を申し上げますが、本定例会にてご審議いただく案件は、新年度各会計予算と一般会計予算他4特別会計に係る補正予算、新規条例制定2件、条例改正4件、諮問1件でございます。慎重にご審議の上、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

初めに、総務課所管についてご報告いたします。

既に、防災行政無線でご承知かと思いますが、本町では、平成23年5月の単独交通事故を最後に、この2月24日をもって交通事故死亡者ゼロの日が1,000日となりました。町民の皆様方を始め、町議会議員、交通安全対策協議会、交通安全指導員等々、関係の方々のご努力に敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

今後、一日でも長くこの記録を継続出来ますよう、皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、地域振興課関係の報告をさせていただきます。

平成24年度会計において、地域振興課所管の支出に誤りがありましたことについてご報告をさせていただきます。

この内容につきましては、不法投棄監視員の報酬支払いについての誤りでございます。不法投棄監視員は、各区長さん方から推薦をいただき、16名の方々に活動をいただき、その報酬は、年間3万6,000円となっております。

今回、監視員さんからの報酬についての問い合わせがあり調べたところ、本来支払うべき監視員の方に支払われずに、町内の同姓同名の方に誤って支払いをしたことが判明いたしました。両名の方々には、謝罪をした上でご了解をいただきましたが、今後は氏名及び住所等の確認を徹底させる他、内部のチェック体制を強化し、再発防止に努めて参りますとともに、

関係者には厳重注意をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

以上、ご挨拶と行政報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（市原重光君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長から指名いたします。1番、田邊明佳議員、2番、田中憲一議員を指名いたします。

---

#### ◎会期決定の件

○議長（市原重光君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり、本日から11日までの8日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から11日までの8日間に決定いたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長（市原重光君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告されております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。

また、通告以外の質問には答弁されませんので、ご了承ください。

それでは、通告順に従い、順番に発言を許します。

---

## ◇ 市 原 時 夫 君

○議長（市原重光君） 最初に、10番、市原時夫議員の発言を許します。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 日本共産党の市原時夫です。通告順に沿いまして、一般質問を行います。

まず最初に、介護保険についてでございます。

町は、来年度からの国の介護保険の見直しに対応して、この間、アンケート調査などの準備を進めておられるわけであります。

ご存じのように、介護保険は、強制加入の公的保険制度で、40歳から保険料を納め、65歳からは認定を受ければ誰でも1割の自己負担でサービスを使える仕組みであります。しかし、今回の国の介護保険の改正案では、要支援の認定を受けた人が利用する訪問介護と通所介護を保険給付から外して、市町村による、いわゆる安上がりの事業に移すという制度の大改悪が進められようとしているわけであります。

こうした動きに対して、新聞報道によれば、県内のアンケートに答えた52自治体中15の団体が、現行サービス提供を維持することは不可能と考えているということがわかったと報じています。可能と答えたのは、6団体しかありませんでした。

責任を押しつけられる町としての制度変更に伴い、住民負担増やサービス低下にならないような計画作りをとっておられるのか。そして、そのための問題をどう感じているのか、まずお聞きをしたいと思います。

次に、要支援者の訪問介護と通所介護、いわゆるデイサービスでございますが、を介護保険サービスから外して市町村事業に移すという大問題であります。これは、これまでの変更とは全く質の違うものであり、大幅な内容の変更が求められるものであります。しかも、特別養護老人ホームの入所は、要介護3以上に、例外はあるとしても、限定するというものであります。

こういう要支援という段階自体、当初この保険制度が発足したときにはなかったんです。それを新たにこうして、さらにサービスの利用を減らすという段階をしてきて、今度はそのものを外す、要支援そのものを保険サービスから排除するというものであります。私は、明白なサービス低下であると思いますが、町長の考えを伺います。

そうなりますと、町としての予防給付を始め、町の責任が重大になってくるわけであります。私は、町として、今度のこの介護保険の改正計画の中で、基本に立ち戻り、介護保険法

第1条の国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とするこの立場、そして老人福祉法の第2条「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。」という立場で、新たな制度見直しに対応出来る予防給付事業の充実を始め、計画作りが本当に十分に可能なのか、お聞きをしたいと思います。

この点では、私は、介護保険が導入されるこの段階から、こうした危険性について指摘してきたわけではありますが、残念ながら、この私の指摘が当たって来ているというのが事実であり、町として限界はあるかもしれませんが、どのように努力をされるのか、お聞きをしたいと思います。

次に、利用料の負担の引き上げに対する対応の問題ですが、今回の見直し案では、一定の所得がある人の負担を現在の1割から2割に増やすと、これまた介護保険の最初の根本理念から外れるものでありますが、合計所得が単身で160万円ということでもありますから、とても富裕層とは言えない所得の方を対象とするものであります。

これは、国が、それまでの負担割合を減らし、介護保険を導入し、福祉への財政を削るという姿勢の反映であり、町や住民の責任ではありませんが、私は、町として、どうやって新たな負担増に対して住民の暮らしを守るのか、福祉を守るのかという視点で、特に低所得者の方への町独自の負担軽減が必要ではないかと思うわけではありますが、考えを伺いたと思います。

次に、子ども医療費助成について伺います。

この間、私はいろんなお母さん方と話を聞くわけですが、先日も小学校とか中学校のお子さんをお持ちの保護者の方とお話をしましたら、やはりこの医療費助成制度は大変ありがたい、助かっていますというふうなお話でありました。

特に、睦沢町は、自己負担がもともと早くからないということでやって、当初は、就学前まで、それから小学校、そして中学校までということで、着実に支援の方法を対象を広げて来ているという点では、私は喜ばれているというふうに思うわけであります。

最近、私は色々この制度も見てみたわけですが、県内の他市町村でも制度が充実してきておりまして、お隣のいすみ市では、入院も通院も高校3年生まで、自己負担なしの助成ということになっております。一宮町でも、入院、通院とも高校1年生まで、この場合は自己負担300円あるようですが、こういう形で、全県では、睦沢町と同じように、通院につきまして中学校3年生までの助成は31自治体ですから、もう優に過半数を超えるような事態



になっています。自己負担なしも12自治体へと拡大をしております、睦沢町が先進とは言えないような事態になっているわけであります。

町が実施した住民意識調査を見ましても、若い世代が定住をしていく、そのためにどういふことが必要かというお答えの1番が、町内に働く場を増やすということで48.5%、それに続いて、子育て支援を充実させるというのが24.4%、2番目になっているわけであります。

町長は、若者定住促進ということ掲げて進められておりますけれども、私は、こういう制度を全県的にも、全国的にも子供を育てるなら睦沢町という位のアピール度のある施策が必要ではないかと考えるわけであります。一步先を越されましたが、いすみ市に次いで、睦沢町でも高校卒業までの医療費助成を実施すべきではないかと思うわけでありますが、考えをお聞きいたします。

次に、消費税8%増税への町の対応についてであります。

昨年、12月議会で、町の使用料条例の一部改正として、施設使用料への3%の上乗せがされたわけであります。これを行ったわけですが、確認であります、私はそのときに質問をいたしまして、これはかけないと法律違反になるのかというふうに聞きましたら、法律違反になるからそうせざるを得ないという答弁でありましたが、その後、私も調べてみましたが、これはちょっと違うのではないかなと、認識に誤りはないのかということで、これは確認をしたいと思います。

次に、学校給食への増税転嫁についてであります、私は、今、様々な増税、雇用悪化、医療福祉の負担増、あらゆるものが消費税増税で値上がりしていくという中で、保護者にそのまま上乗せをしていいのか、生活がさらに圧迫するんじゃないか。

私は、町として出来る負担軽減をどうやったら出来るのかという点から、やれるべきところ、やれるべき問題について努力すべきではないかと思うんです。若者定住政策の意味でも、保護者の負担軽減という意味からも、給食費などへの消費税の新たな転嫁を抑えて、出来るだけ保護者への負担の軽減を図ってはいかがと思うんですが、考えをお聞きしたいと思います。

以上、1回目、終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、市原時夫議員の一般質問についてお答え申し上げます。

まず、介護保険についてのご質問にお答えいたします。

1番目のご質問の介護保険改正計画の準備状況についてでございますが、国は、平成27年

度からの第6期介護保険事業計画を地域包括ケア計画と位置付け、計画の中に地域包括ケアシステムの視点を盛り込むこととしております。

本町では、平成25年12月から本年1月にかけて、施設入所者を除く65歳以上の住民を対象に日常生活圏域ニーズ調査を実施いたしました。このニーズ調査は、介護、医療、住まい、予防、生活支援の地域包括ケアシステムの視点に立った調査項目になっており、現在、結果入力、分析作業中でございます。調査の結果により、地域のニーズや実態を把握し、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう、包括的なサービス提供、すなわち包括ケアシステムの構築に向けて計画して参ります。

なお、現在の問題点ですが、地域包括ケアシステムの柱の一つである医療についてであります。住みなれた地域、すなわち在宅の生活を支援するため、国は往診や訪問介護等在宅医療を推進しています。

現在、本町の医療機関は、無床診療所が1箇所、歯科医院が2箇所のみです。町外医療機関がかかりつけ医となっている住民も多く、往診に来ることが困難なことも予想されます。したがって、今後の在宅医療をどのように充実させていくのが課題かと思われま

次に、②の厚生労働省の要支援者への予防給付や入所条件の変更など、サービス低下につながるのではないかとのご質問ですが、要支援者へのサービスのうち、訪問介護と通所介護の予防給付が介護保険の給付対象から外れますが、今後は地域支援事業の総合事業として再編され、既存の2次予防事業と併せ、効果的、効率的にサービスを提供してまいります。

また、施設入所条件の変更によるサービス低下を懸念されているようでございますが、特別養護老人ホームの入所条件を要介護3以上の中重度者に限定し、要介護1、2の軽度者については、新規入所を制限する改正案となっております。本町における特養入所待機者は、現在84名おりますが、中重度者を優先して入所出来ることとするためには、やむを得ない改正かなというふうに思っているところでございます。

次に、③の利用者負担の引き上げの動きに反対し町独自の負担軽減を実施すべきではないかとのご質問ですが、高齢化の進展に伴い介護費用は増大し、介護保険料も上昇しております。この保険料の上昇を可能な限り抑えていくため、その手段として、一律1割負担となっております利用者負担を負担能力のある高所得の方を2割負担にしようとするものであります。

現在の制度では、低所得者への利用の負担軽減として、高額介護サービス費や施設等の居住費、食費の負担軽減があり、様々な対策が講じられております。

町独自の負担軽減を実施すべきではないかとのことですが、全国統一的に国の制度として

実施されることが適当であると思いますので、町独自の軽減策は特に検討をしておりません。

次に、子ども医療費助成について、①子ども医療費への助成条件が県内でも広がっている。子育て支援の町として、高校卒業までの助成を広げてはどうかとの質問にお答えいたします。

町では、平成23年10月から中学校3年生までの子供に保険適用内の医療費について助成を拡大し、入院、通院ともに医療費を無料化とし、子育て支援の充実を図っております。千葉県においては、子ども医療費の助成が小学校3年生までの入通院でありましたが、平成24年12月より中学校3年生までの入院まで拡大をしたところでございます。

現在、県内でも高校生まで助成している自治体が、先程もお話ございましたように、1市1町の状況であり、片や小学生までを助成対象とする自治体が20市町あります。本町では、小学4年生から中学3年生までの通院について償還払いで助成しておりましたが、これを平成25年8月から受給券による現物給付とし助成をしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

今後、本町が行う子育て支援策を総合的に判断し、近隣市町村との均衡を失しないよう、状況を見ながら子ども医療費の助成の拡大をして参りたいと考えております。

それから、消費税が違法になるかどうかということでございますが、これについては、大変恐縮でございますが、少し時間をいただきたいと思っております。

それに関する通知が、平成25年10月8日に総務省自治財政局公営企業課長と総務省自治財政局財務調査課長連名におきまして、各都道府県の総務部長に通知をされております。その内容を見ますと、消費税、国、地方の引き上げに伴う公共料金の取り扱いについてということで、的確に転嫁をして実施するようという通知が10月8日、それから25年12月4日につきましては、これも総務省自治行政局行政課長と総務省自治行政局行政経営支援室長の連名でございますが、これも同じように、各都道府県の総務部長宛てに通知が出ておりますが、消費税の引き上げに伴う、こちらについては公の施設の使用料、利用料等の対応についてということで、条例改正を適切に講じて対応に当たられたいという形で出ております。

法に触れるかどうかということについては、先程申し上げましたように、ちょっと時間をいただきたいと思っております。

それから、次の消費税増税への対応については、教育長より答弁をいたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 市原議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

前段につきましては、先程町長からお話があったとおりでございますので、後段の学校給食費を住民負担増となるので上乗せを抑えるべきではないかというところをお答えさせていただきたいと思っております。

学校給食などへの影響でございますけれども、増税に伴いまして、当然のことながら、給食の食材費も値上がりが見込まれているところでございます。

本町の1食当たりの給食費につきましては、小学校が260円、中学校が290円でございます。また、こども園が230円と、そのようなことで徴収をさせてもらっているわけなんですけれども、これは、郡内の給食費の中でも最も安いほうに分類されると思っております。

また、学校の現場からは、過去3年ぐらい前から学校給食費の値上げの要望もあったわけでございます。しかしながら、議員がおっしゃるように、給食費の値上げが保護者負担となるというようなこともありまして、学校給食の学校栄養士さんと私どもで色々協議を重ねさせてもらいました。

栄養士さんの創意工夫によりまして、また努力していただきまして、据え置いて来たのが現状でございます。しかしながら、今回、やむなく各学校、こども園とも、4月からそれぞれ1食当たり10円の値上げをお願いしたいというようなことで、保護者の方々にも今後通知をさせていただきたいなと思っております。ご理解を賜りますよう、よろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 介護保険の問題ですが、最初に、この要支援のサービス事業が市町村に移るというわけでありまして、一つ目には、この中で、これまで要支援の方の訪問介護などは、ホームヘルパーなどのきちとした教育を受けて、資格を持って、そういう資格者がきちとやるという制度だったわけですね。それが、今度町に移りますと、そのところが外される、いわゆるボランティアでもよいという形にされるものであります。

これは、町の財政とか考え方によって出来るわけでありまして、私は、仮にこれが実施をされて、町が実施主体として進めるといった場合で、これまでどおりきちとした有資格者によるサービス提供が行えるのかと、その辺の見通しは一体どうなのかなと、これは非常に大きな問題であります。そういうことについて検討しているのかということが一つであります。

それから、入所について、事実上、要介護3以上になる、要支援の方は除外される。私、

問題の本質は全然違うと思いますよ。84名の方が待機者でいると、介護保険は保険料を払っているんですから、民間の保険だって保険料が入っていればそれに該当したときに全部保険料は出るというのが本来のものでありましょう。それをやむを得ないというのはおかしいじゃないですか、これ。問題は、待機者をどう、きちっと入りたいという人をどう入れるようにするかというのが行政や国のやるべきことなのに、待機者が多いから、入らなくてもいい人を増やしちゃえというのは本末転倒じゃないですか、これ、考え方としてですよ、出来る出来ないは別として。

だから、町も色々施設などの誘致というんでしょうか、も進められているわけでありまして、考え方、姿勢として、入りたいという方がきちっと入られるようにするというのが先なんです。それを、今は軽いと思われる人が入れないんだから、そういう人たちに出てもらって当然だというような、やむを得ないというような言い方は、私は、福祉を進める意味じゃ重大な誤りじゃないかと、考え方として。だから、町として努力して、全員の方が入られるようにするというのが本来の趣旨ではないんじゃないでしょうか。そのところを私はお聞きしたいと思うわけでありまして。

これ、いわゆる軽いといっても、いろんな方がいらっしゃるんですよ。今の制度の、例えば認知症の方、動ける、食べられる、あります。だから、色々家族の方が困ってしまう。私は、もう実感を持って思うわけですが、そういう方が、施設入所や施設を利用するという場合は、ちょっと違うんですよ。家族にとって本当に大切、家族介護の部分の労力がはかれると思っても、軽いという方もいらっしゃるんですよ、それは。改善する場合がありますよ。そういう点を考えて、単純に要支援だから施設は入らなくていいですよ、それが違うというんですよ。まず、大もとの原点に立つ必要があるんだと思うんですよ。お聞きをしたいと思います。

それから、これ負担軽減の問題で、やる考えはないというふうに言われたんですけども、これ町が直接じゃないかもしれませんが、ちょっと私が調べたところだと、今、40歳から64歳の方が支払う介護保険料、これも全国的には4月から月307円上がる、もう何もかにも上がるんですよ。切手も上がるんですよ。JRも上がるんですよ。それから、コンピューターの色々な通信料関係も上がるんですよ、みんな。そういう中で、どうやって町として出来る部分の負担軽減をやるんだというところで、今回の質問の一つの大きな趣旨なんです、考えていただきたいと思うわけでありまして。

それから、子ども医療費の充実の問題です。

それで、町長は近隣との均衡というふうに言われたんですけども、私はね、町長、二つあるというふうに思うんですね。一つは、さっき言ったように、実際の問題として、子育て支援というのが住民、若者にとっては非常に重要な位置を占める、子供さんを産み育てられる町にするという意味でも大きいということが一つです。

若者住宅というのをやって、私はそれなりに効果はあったというふうに思います。ただ、それが本当に長期的に若者定住につながるかどうかということは、これから色々精査をしていかなければいけない問題でありますから、私はあのときも言ったんですけども、起爆剤みたいに、睦沢町というので、何かぱっと知られるという意味でもいいかもしれませんが、長期的に、やっぱり私は、子育て支援という意味では、こうした本当に喜ばれる医療費助成というのは重要な問題だなと考えているわけです。

それから、町長が選挙のときに出された推進政策構想の一番最初、若者の定住促進で人口減少の抑制を図りますというところがあります。その具体的な項目の4項目め、子ども医療対策、医療費助成事業などというふうに、町長は明確に、これは医療費助成の拡大事業であるということは間違いありません。町長自身が掲げられているわけでありますから、それを地域の状況に沿ってとかというんじゃなくて、いすみ市みたいに、よし、ここまで来たんだから若者定住をもっと進めると、子育てを進めるという、町長はもともと、何かぱっと、この間見ているすと、決断してやるような方の方ですから、この点でも大いに決断力を発揮して、周りに気兼ねしないで思い切ってやったらどうかと思うので、お聞きをしたいと思います。評価しているんですよ、私、評価してもっとやって欲しいと言っているんですから、お願いしたいと思います。

それから、消費税の問題については、ちょっと準備もないというふうに思うので、一応私は消費税法の第60条第6項目という内容を調べました。これでは、町の、例えば公共的な事業の部分と、それから施設利用料等は分けてあります、法律上は。施設利用料については、必ずしもそうする必要がないというふうに私は理解をしているわけであります。今は答弁なくても、別に後からでも構わないと思いますが、そういう認識だということをおきたいと思います。

それで、確かに学校給食の問題については、睦沢町は頑張っていると思います、これは。それは評価します。だから、もう一歩進めて、もう全県、全国に子育て支援は睦沢町と言われるような、そういう大きな立場でやっていただけないかというふうに思いますので、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず最初の、町でこれから行う要支援1、2の関係の有資格者の関係でございますが、こちらについては、担当課長のほうから後ほどご答弁をさせていただきます。

それから、私は特養の入所待機者が84名ということで、議員からは認知症という話もございました。こちらについては、特養に限らず、グループホームだとかそういう形もご利用している方がたくさんおると思います。そのようなことで、議員も当然ご承知だと思いますが、グループホームも現在9床、新たに建設中でございますし、先程議員からもご指摘がありましたように、特養についても50床プラスショートステイですか、10床ということで、今60床のものが千葉県への認可に向けて進めております。そのようなことで、やらないということではなくて、そのような計画の中に入れてきちんと進めておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、国が制度として上げるので町独自にやったらどうかということでございますが、これは、大もとは、国もそうですが、地方消費税が上がるからその転嫁のために上がるということで、これは全国一律でやるわけでございますが、一方には、地方消費税というものがありますけれども、国が上げたものを町がそこで抑えるということになりますと、国がやめたものを町が支えるということは、これはちょっと本末転倒かなというふうに私は感じざるを得ないところでございます。

それを、そもそも国の制度の中での話ではないのかなと、それを町が全部支えるということとは、財源が、特に交付税ももらわずに出来るのであれば、当然そういうことをしたいのはやまやまでございますが、やはり睦沢町の財政の中では転嫁をせざるを得ないのではないかと、そのまま対応せざるを得ないのではないかとというふうに私は考えるところでございます。

私のほうからは以上です。

○議長（市原重光君） 米倉健康福祉課長。

○健康福祉課長（米倉行雄君） 先程のヘルパーの有資格者の対応等でございます。

これからボランティアの方、そういった方も地域支援の中に組み込んでいかないとこれからの介護関係は支えていけないだろうというようなことは考えております。そういった中で、今現在、次期、5期の介護保険事業計画を作成しておりますので、そういった介護全体の仕組みを計画の中に入れていきたいと思っております。

そして、今現在、国からも私どもに色々指針が来ておりますが、そういった中でも、ボラ

ンティアなどの事業の担い手の確保をどうするか、こういったものが今重要になってきていると言われております。そういうことで、これからガイドライン等につきましても、市町村に呼びかけてくれるということでございますので、そういったものを反映しながら計画の中で入れて、組み込んでいきたいと思っております。

○議長（市原重光君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 子育て支援に伴いまして、大きな観点から学校給食費の据え置きをというようなご質問でございました。これについて答弁させていただきたいと思えます。

給食費は、議員もご存じのとおり、施設整備等につきましては町が負担してございます。この町は、食材につきましては保護者負担というようなことになってございます。しかしながら、過去におきましても、牛乳やお米が学校給食代等から納入される分と差異があった場合につきましては補助金をというようなことで出させてもらってありました。今、野菜等につきましても、地元の商店から納入をさせていただきまして、そのさや分につきましては補助金を交付していると、そういうような状況でございます。

しかしながら、先程も答弁させていただきましたが、今までかなりの工夫をさせてもらってございました。そういった中で、副食も色々給食室で作るというようなことで工夫をさせてもらったんですけれども、いかんせん、今回の値上げにつきましては、転嫁せざるを得ないのかなというようにことで上げさせてもらってございます。ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） すみません、先程の答弁で漏れがありましたので、もう一つだけお答えをさせていただきたいと思えます。先程の子育て支援の関係でございます。大変申し訳ございませんでした。

これにつきましては、先程の答弁でも申し上げましたように、受給券による現物給付なんかも平成25年8月から実施をしておるわけでございます。そのようなことで、決してこれをやめてしまったわけじゃなくて、段階的に進めて参っております。

今後も、この子育て支援につきましては、長期的な施策として、順次検討して参りたいというふうに考えておりますので、よろしくご支援をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。



○10番（市原時夫君） 今の子育て支援の問題については、ちょっと曖昧ではありますが、検討するということでもありますし、再度言いますけれども、これ町長選のときも、町民が見れば、これは明らかに医療費助成対象の拡大というふうに捉えるものであります。その点で、やっぱり誠実に検討していただきたいというふうに思うわけであります。

それと、町長、基本的なものの考え方で、消費税転嫁の問題で、つまり国が決めたものでありますから、様々な財政の問題を含めて地方自治体うんぬんと、こういうふうに言いましたけれども、私は根本の問題を考える必要がある。そんなことを言ったら、地方自治体なんか必要ないんですよ、国の言われたことをやっていたらいいんだから。

もともと憲法における地方自治というのは、団体自治と住民自治ということが明確にされているんですよ。つまり、団体自治というのは、こんなのは知っているから言いたくないんだけど、国がやる問題と、それか地方独自の問題やその地方にあった問題について、その自治体が独自に決められるという権限なんですよ。さらに、その自治体は、住民、町長が現実進められておりますけれども、住民参加で進めるという住民自治、この二つが地方自治法による地方自治体の役割の大きな側面なんですよ。

だから、そういうふうに国が決めたからうんぬん出来ませんじゃなくて、他の問題だってそれは色々あるわけですよ、国が設定したものよりも超えてやっているものはいっぱいあります。それから、沖縄のように、国が何とか米軍基地をこっちにといたって、なかなか住民は認められませんよということを地方自治体の権限として国に言うということもやっているわけであります。

私は、そういう点で、枠にはまらないで自治体の権限を生かしてやるべきだなという、その基本的な考え方をお聞きしたいというふうに思うんです。

そういう点で、せっかく町長、やっぱり決断なんです。選択と集中でしたっけ、プラス決断だと思っておりますけれども、そういうふうにやっていたらいいわけですから、町の特徴を生かしたという意味で、こういう子育て支援を含めましてやっていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 介護サービスについての再度のご質問でございますが、これにつきましては、先程も申し上げましたように、全国統一的に国の制度として実施されることが適当であるというふうに私は考えております。したがって、今のところについては、町独自の軽減策は考えていないというのが私の考えでございます。

それから、先程も申し上げましたけれども、子ども医療費については、私の公約のあるとおりでございますが、先程言ったとおりでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） これで、10番、市原時夫議員の一般質問を終わります。

ここで10時40分まで暫時休憩といたします。

（午前10時29分）

---

○議長（市原重光君） それでは、会議を続けます。

（午前10時40分）

---

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 先程の市原時夫議員の消費税の関係で、まだ一つ答弁しておりませんでしたので、それについて、時間をいただきましたので、今ここで答弁をさせていただきたいと思います。

要は、消費税5%を8%にしないと法律違反になるんじゃないかということで、私が法律違反になりますよという話をさせてもらいましたが、それで、消費税を5%を8%にしないというやり方は法律違反なんです、確か議員がおっしゃったのは、私がそういうふう解釈してしまったんですが、内税の場合は、全体が何%とっていませんので、その中身部分で、税金部分じゃないところを下げればそうじゃないよと、そういうふうになれば法律違反じゃないんじゃないかというご指摘だったと思います。

それはそのとおりでございますので、でも、先程申し上げましたように、国の分はそのまま転嫁をさせていただく。先程申し上げましたように、町が直接取る分と施設の使用料ということで分けて通知が来ておりましたけれども、そのとおりやらせていただきたいということでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（市原重光君） 米倉健康福祉課長。

○健康福祉課長（米倉行雄君） 先程、市原議員さんの答弁の中で、私、次の第5期ということで、介護保険事業計画につきまして、次の第5期と申ししてしまいました。大変失礼しました。平成27、28、29年度につきましては第6期でございます。5期を6期に訂正させていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

---

◇ 田 中 憲 一 君

○議長（市原重光君） 次に、2番、田中憲一議員の発言を許します。

田中憲一議員。

○2番（田中憲一君） それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず最初に、総合防災力強化についてでございます。

1番としまして、災害時に消防団の対応力を強化するために、26年ぶりに消防団装備の基準が一新される中、消防団員減少は否めない状況にあります。消防団団員確保対策を講じるべき時期に来ていると思うが、取り組みについて副管理者としてどう考えるかでございます。

消防団は、江戸の町火消しがその起源とされ、災害時はもとより、平常時においても地域の火災予防活動、応急手当ての普及啓発、お祭りなどの各種行事における警戒活動など、地域コミュニティーにとって欠かせない存在であります。にもかかわらず、かつては全国で200万人を超えていた団員数は、平成2年に100万人を下回り、現在では、全国で約88万人と減少が続いている状態です。

長生郡市においても、昭和49年の消防団7市町村合併当時には、2,497名だった団員数は、現在1,491名と減少しています。この間には、消防団の機構改革や組織改革があり、改革に伴い団員数が減少したことは否めないところでありますが、実数として4割の減少となっている現状です。また、団員の約7割が被用者、いわゆるサラリーマン等になっている状況です。そして、これは全国平均ですが、平均年齢も39.1歳であります。

この状況下の中、消防団26年ぶり装備一新、災害対応力を強化との報道がありました。大規模災害時の消防団の対応力を強化するため、総務省、消防庁は、26年ぶりに消防団装備の基準を一新することを決めました。津波襲来の情報が伝わらずに多くの団員、253名ですね、死者239名、行方不明者14名が犠牲となった東日本大震災を教訓に携帯用無線機の配備、拡充などを盛り込むと決められたわけでございます。

今までの基準は、市町村が放水器具や担架などの消防団の装備を整える際に目安とするもので、消防庁が1988年に定めた後、大きく変更はなかったものでございます。無線機は、幹部団員が持つか、もしくは消防車に備えてあれば全団員に用意しなくてもよいという規定になっていました。

新たな基準では、携帯用無線機の台数を増やし、GPS機能付きのタブレット端末も備品に追加、団員が災害情報や自分の位置を把握し的確に行動出来るようにする、危険物を踏み

抜かないような底のかたい安全靴にする他、倒壊家屋からの救助に役立つエンジンカッターや夜間活動の投光器も配備、AEDや救命胴衣も充実させ、一般の消防隊員並みの装備とするということになります。

市町村は、新基準に沿って備品を購入するとされています。総務省は、自治体を支援するため、2014年度から消防団の関連経費を今までより多目に見積もって地方交付税を配分する方針である。基準とは別に、13年、14年の両年度で33億7,000万をかけ、救助資材搭載型の消防車を消防団に向け配備するともされています。

以上のように、消防団員は、今までどおり地域にとって欠かせない存在である責務を負いながら、災害時等の幅広い対応力を求められていくことになるわけでございます。

今年の夏には、消防団について理解を深め、消防団を支援するため、消防団を中核とした地域防災力充実強化大会を開催するとの報道もありました。消防団員の7割以上がサラリーマンで、消防団活動には雇用されている民間事業者の理解が欠かせない、そういう状況を受け、民間主導で日本消防協会が中心となり、民間事業者を始め、勤めている方、若者、女性、国民各階、各層の幅広い参加をいただいて、開催する予定であるとのことでした。

先日、総務大臣は、こういったものを国民運動化して盛り上げていくことが大事であると、総務省、消防庁としても大会を後援し支援をするとコメントしております。

前置きが長くなりましたが、なくてはならない消防団、地域防災のかなめである消防団に、私は、消防団員減少に歯どめをかけるべく、消防団員確保対策、地域に理解を深める対策を講じるべきだと考えます。

サラリーマンや若者が消防団に入りやすい環境づくりとして、消防団協力事業所制度を創出し、県単位で事業所への働きかけをしている事例もございます。長野県や静岡県では、法人事業税や個人事業税の減税措置を行っています。その他の都道府県でも、業者に対して入札参加資格の加点や優遇など、特別措置を実施しているところなどもあります。市町村単位においても、同様に実施をしている団体が数多く見られるのが現状でございます。

また、地域の理解を深める取り組みとして、事例ではありますが、愛知県瀬戸市では、ガンバレ消防団応援事業所を平成22年10月からスタートしています。これは、市内の事業所や販売店の皆さんが、応援事業所として消防団員に各種サービスや割引等を行ったり、消防団員募集ポスターを事業所内に掲示するなど、様々な形で消防団を応援していただく事業所にガンバレ消防団応援事業所表示証を交付し、事業所内に掲示していただき、これにより地域の方々に消防団をアピールし、消防団の認知度を高め、事業所の皆さんには、社会貢献のイ

メージアップと、顧客としての消防団員の集客率を高めるといった事例でございます。この他にも、このような取り組みを自治体で様々やられている団体もございます。このような対策について、睦沢町としても取り組むべきだと考えますが、町長のお考えを聞かせください。

消防の運営は、長生郡市の広域でまとまり活動しているので、難しい問題もあるとは思いますが、副管理者としての立場で、是非睦沢町から発信して長生郡市広域の政策にもつなげていきたいと考えておりますので、ご答弁よろしく申し上げます。

また、町独自で取り組めるものもあるはずだと思っておりますので、そこら辺についても、ご答弁をよろしく申し上げます。

(2) 番、消防活動も多様化する中で、女性消防団員が重要だと考えるが、行政としてどう考えるかでございます。

消防団員が減少する一方で、女性消防団員数は、年々増加をしている状況にあります。全国に約2万人近い女性消防団員がいます。女性消防団員を採用する消防団は、全国で1,200団以上、全体の約6割近くで、全都道府県で取り組んでおります。そして、女性消防団は、地域の実情に応じて、消防団本部付の採用とされたり、各地域を管轄する分団の所属にしたり、女性のみで組織する分団を作って所属したりと、活躍の形態は様々なようです。

消防団の組織の活性化や地域のニーズに応える方策として、女性消防団員を採用しようという動きも全国的に広まっているのも現状でございます。特に、女性の持つソフトな面を生かして、住宅用の火災警報器の普及促進、ひとり暮らしの高齢者住宅の防火に対する訪問、住民に対する防災教育及び応急手当ての普及指導においては、とりわけ女性消防団の活躍が期待されているところでもあります。

消防団に課せられた使命が、消火活動、自然災害対策、有事の際の住民保護と、ますます多様化し、地域防災の中核的な存在として活躍が期待されている中、この使命に消防団が対応するためには、女性の視点を生かし、女性も男性も協力し合って活動していくことが必要であると強く感じております。

先程の質問と同様でございますが、広域との絡みもございますので、お答えしづらい部分もあると思いますが、ご見解をお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、職員意識向上についてでございます。

行政改革が進められる中、専門分野化及び職員の年齢層などを考えると、今後組織改革に着手すべきだと思うが、町長はどう考えるかでございます。

昨年9月定例会でも地域主権改革について質問をさせていただきましたが、地方主権改

革が推進されていく中、権限移譲による地域行政、町職員に求められることは、やはり専門知識を持った職員ですし、それを生かせる組織づくりなのだと考えております。

陸沢町行政改革プラン、陸沢町第2次集中改革プランの組織・機構の簡素合理化の項目には、新たな行政課題や多様化する住民ニーズに即応した行政サービスを展開出来るよう、実情に応じた組織・機構の見直しを図る。また、見直しに当たっては、状況を的確に見極め、必要性を考慮した新設、統廃合を行うなど、事務事業の円滑な推進のため効率的な組織・機構とする。効率的な組織づくり、住民ニーズに即応出来る組織づくりを目指し、行政組織を含め随時検討、見直しを行う。また、各種協議会等においても、さらなる統廃合を検討すると記載されております。

現状の陸沢町の行政単位では、行革プランどおりにマッチングしている部分もあるとは思いますが、現在の陸沢町の職員の年齢層や級区分を勘案すると、3年後には決してマッチングしているとは思えないのであります。

職員の年齢層別を見ますと、空洞化している年齢層が、3年後にはある程度職責のあるポストにつくようになるわけがございます。その年齢層の職員の意識はどうでしょうか。中堅層の職員の成長意識向上なくして課題の解決はないのではないかと感じております。今しかれている大課制で組織している状況を考えると、専門職の行く末にもつながらないですし、責任も特定の人へのみかかってくるのではないのでしょうか。係制や課の新設などに早い段階で着手すべきだと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

続きまして、夜間庁舎内に明かりがついていることが多々あるが、時間外勤務手当等は適正に処理されているのかでございます。

町のホームページから、町の職員給与を公表しますというページから読むところ、職員の時間外勤務手当は、22年度決算で、支給総額303万2,000円で、支給職員1人当たり平均年額6万2,000円、そして23年度決算では、支給総額181万5,000円、支給職員1人当たりの平均年額3万9,000円となっています。3万9,000円を月平均にすると3,250円となるわけですが、しかし、夜遅くまで庁舎内に明かりがついていることが多々あります。時間外勤務手当が適正に処理されているのかをお聞きしたいと思います。

給料と給与の違い、これはご存じだと思いますが、給料は、残業代や各種手当などを引いたもの、つまり正規の勤務時間に対する報酬である基本給が給料になります。職員の皆様は、給与をいただくわけですから、その部分が適正に処理されているのが当然だと思います。仕事で果たした成果、役割への対価として支払われるものが給与でございます。職員のやる気

にもつながると思いますので、現状の時間外勤務手当処理について、よろしくご答弁お願いします。

そして、最後になりますが、上市場商店街再生についてでございます。

県道茂原・夷隅線の道路改良事業が進められている中、睦沢町に求められているのは地域活性化である。商店街の再生計画についてどう考えるかでございます。

まず、この路線での児童生徒の安心安全を前回の一般質問また要望でしていたところ、町長自ら茂原警察署や長生土木事務所にアプローチをかけていただき、上市場のあそこの商店街通りの県道に年度内の予算がつき、舗装整備、また子供の安心安全につながりますカラー舗装の工事が実現される運びになりましたこと、本当にありがとうございます。お礼申し上げます。

再生計画についてでございますが、先日の議会議員全員協議会で、地域再生・健幸のまちづくり計画の説明がされたところでございます。この計画には、睦沢町の将来がかかっているといっても過言ではない位に重要な計画だと捉えております。

商店の後継者問題や上市場地域の地権者の方々の協力など、まだまだ様々な課題はありますが、私も上市場の住民の一人として全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、改めてここで町長のご見解、お考え方を聞きたいと思っておりますので、ご答弁をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、田中憲一議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、総合防災力強化についてのご質問にお答えいたします。

消防団員の皆様には、火災を始め、豪雨等の災害や自主防災組織の活動や火災予防活動、地域の安全安心のため日夜ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

国では、東日本大震災をきっかけに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が、昨年12月13日に公布、施行されました。

この法律を受け、消防団装備の基準が26年ぶりに見直され、消防団員の安全確保対策のための準備や情報伝達装備、大規模災害に対応するための救助活動用機材の充実について、なお一層の充実強化を図っていくこととされました。

先日、2月20日付の千葉日報に、千葉県が企業に対して地域消防団への積極的参加促進や

消防団活動を休暇とする優遇措置などの働きかけや、また団員の待遇改善などについて掲載されましたが、どのように進めるか、詳細はまだ未定でございます。長生郡市広域市町村圏組合で行っております消防団員の確保につきましては、各分団の皆様にはご迷惑をお掛けしておりますこと、大変ありがたく思っておりますのでございます。

皆様のご協力のおかげで、長生郡市広域市町村圏組合では、1,491名の条例定数を少し下回るものの、1,484名の団員数を確保しておるのが現状でございます。しかしながら、この数を保つのも、実際のところ大変なわけでございます。やはり長期景気の低迷等によって、先程も議員からお話がありましたが、雇用者側の対応等々もありまして、なかなか地域活動にということでお休みをとることが難しい等とのいろんな問題が実際にはあるというふうに認識をしているところでございます。

現在、組合では、消防団員の確保及び活動環境整備、防災体制の充実を目的に、消防団協力事業所に長生農業協同組合など、地元企業6者を認定いたしまして、消防団活動に理解と協力をいただいております。また消防職員OBや消防団員のOB、大学生等からなる機能別消防団の導入も検討しております。

消防団体制の維持のため、地元消防団員の確保に対する取り組みについて、管理者会議等を通じて要望して参りたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議員もご承知だと思いますが、通常、常備消防が合併しても、消防団そのものは各市町村に残ってやるというのが全国的な展開だというふうに伺っておりますが、この長生郡市に限りますと、消防団についても事務についても、全て広域で処理をされているということがございますので、先程議員からお話がありましたように、町独自の対応がなかなか難しいのかなという話もございましたが、消防団については、長生広域でやっておりますが、自主防災組織、これにつきましては、町が単独でお願いをしながらやっていくということ考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、女性消防団員についてのご質問でございますけれども、火災等の消火活動以外での活躍が期待をされ、県内でも約半数の団体で女性消防団員が採用されております。長生郡市広域市町村圏組合におきましても、今後検討をしていく方針ですので、今後の動向を見守りたいと考えます。

先程も若干触れましたけれども、非常時には、各地区の皆さんにご協力をいただき立ち上げていただきました自主防災組織、この役員の中にも女性の方を入れていただき、地域の防災に努めて参りたいと思っておりますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。



次に、職員意識向上についてのご質問でございますが、職員数は、行財政改革により、平成12年には120名であった一般職の職員数は、平成25年4月には22名減の98名となりました。平成25年の定員管理調査によりますと、各部門別では、総務で5名、農林で1名が不足し、一方、衛生では3名、税務で1名、民生で1名が超過、また教育では5名の超過とされ、町全体では4名の超過と診断されております。

本町は、他の団体から比較すると、保健師、保育士等の専門職の比率が高く、専門職以外の一般事務職に影響を及ぼしていることが考えられます。今後、専門職につきましても、臨時職員や任期つき職員、短時間勤務等職員での雇用も視野に入れた中で検討して参りたいと思います。また、専門職分野については、現在も保健師が1人減となっております。また、これから私の政策でもございます健康長寿に向かって、健康運動指導士などの専門職も考慮に入れながら進めて参りたいというふうに考えておるところでございます。

専門分野化を考慮した中で組織改革をとのご質問でございますが、権限移譲等により、末端行政機関である町の事務は細かく、さらに専門性は高まりつつあります。しかし、町はかねてより全庁体制で行財政改革を進め、経費削減のため人件費を削り、課の統廃合に取り組んだ結果、現在の体制となりました。

現在の体制から、今のところは、課を増やすことは考えておりませんが、課あるいは班を超えて相互に協力するグループ制の導入を今現在一部で図っておりますので、今後さらに進めて参りたいと考えております。

次に、職員の時間外勤務手当についてのご質問ですが、職員の時間外勤務につきましても、現在、7時間45分を超えるものについては、1日の代休、その2分の1の勤務時間の場合は、半日代休での対応をお願いしております。また、副課長以上の管理職の職員については、管理職手当が支給されておりますことから、時間外手当の支給は制度上ございません。休日に催し物等が多い場合でも、ほとんど代休で対応しているのが実情でございます。

気象災害等につきましては、降雨や、今回のような降雪に対しましても、早朝あるいは夜間にも関係する職員が率先して現場対応に当たっております。このような気象災害や交渉などで相手方がある場合や新規事業の計画や申告、決算などの季節性の業務、会議などには時間外勤務手当を支給して対応しております。しかしながら、夜間あるいは休日に残業を余儀なくされている部署がありますことも現実でございます。このようなことから、今後も仕事量の公平性に配慮した適正な人事配置を行わなければならないと考えております。

来年度は、マネジメント研修も実施し、仕事の組み立てから実施へ効率のよい仕事の執行

をサポートするための研修を行います。事務の効率化を図り、特定の職員が仕事を抱えることのないよう配慮し、職員相互のコミュニケーションを円滑にして協力出来る体制を作り、個々の職員のモチベーションを高めることにより、住民サービスの向上に努めて参りたいと思います。さらに、事務処理の段階で、決裁区分の見直し等によりまして、専決処分等をもう少し効率よくすることによって、効率的な事務体制も今後また検討して参りたいと思いますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

なお、時間外については、一部監査委員さんからもご指摘があるところがございますので、内容については、十分配慮しながら事に当たって参りたいというふうに考えます。

次に、上市場商店街再生についてのご質問にお答えいたします。

実は、このお答えをする前に、3月3日、昨日ですね、睦沢中学校3年生が卒業式の予行演習をするという時間を1單元ほどいただきまして、今町が何をやろうとしているのか、あるいはまた、若者が町を出て高校あるいは就職と、いろんな道にこれから皆さんが進んでいくというような方々、要は中学校3年生の方を対象に、私のほうでちょっと1單元ほどいただいて、講演をさせていただきました。

この内容はというと、今まさしく田中憲一議員がおっしゃられる上市場商店街の再生計画をもとにした地域再生と健康長寿のまちづくりについてを中心として、出来れば睦沢町を愛してもらった中で大きく羽ばたいて行って、最後には睦沢町に帰ってくる、あるいはまた地域で活躍するというをお願いに行ったところでございます。

そのようなことで、上市場商店街の再生についての質問にお答えいたします。

県道茂原・夷隅線上市場地区の道路改良事業につきましては、本年度は、建物等の物件調査を行っております。26年度には、引き続き物件調査を実施するとともに、一部用地買収及び物件補償に入ると伺っております。したがって、県道の改良については千葉県が行うわけですが、用地買収に当たっては、地域振興課の担当あるいは担当主幹には、千葉県と一緒にこの任に当たって欲しいということで、これが、ひいては上市場のまちづくりにつながるもとなるということで、そういう指示もしているところでございます。

まずは、子供たちの安全確保を優先に、道路幅員確保のための道路改良と片側のみの歩道設置となりますが、千葉県の話では、平成32年度を目標、7年後でございますね、供用開始をする予定とのことでございます。上市場商店街の再生についても、平成32年度の供用開始に合わせて整備を進めていきたいと考えております。

上市場の県道周辺は、昔から町の中心地であり、私としても、この県道の改良を機に、地

域の活性化を促進するためにも是非推進していきたい事業でございます。

先日の議会議員全員協議会でご説明させていただきました、地域再生・健幸のまちづくり計画においても、町のにぎわいの拠点性を高めるための施設集積ということで、上市場県道周辺と上之郷交差点周辺を重点的に整備していく方針でございます。

今後は、地域再生・健幸のまちづくり計画で示されたイメージの実現に向け、さらに検討していくためにも、住民公募による計画推進委員の充実を図り、より具体的な実施計画の策定を行わなければなりません。そのためにも、住民と行政が一丸となってこの地域活性化に取り組みやすい環境として、まちづくりの専門家も交えた中での協議も検討して参りますので、議員におかれましても、是非ともお力添えをいただきたいと思っております。

私は、地域の方々が元気になるようなまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 田中議員。

○2番（田中憲一君） ありがとうございます。

まず、消防の件でございますが、取り組みはされているということで、長生郡市広域で動いているものですから、なかなか難しいところはあると思っておりますが、町単独で出来るものに関しては取り組みをしていただきたいと思っております。

私も人生の半分以上、25年以上、消防団員の一人として活動をして参っておりますので、25年間いてもなかなか広域でやられているということで、かわりばえはない25年間だったと考えています。

ここで、装備の一新ということで、また大きく変わろうとしている節目になると思っておりますので、是非睦沢町からそこら辺を発信していただきたいと思っております。

その変革の一部として、消防団の報酬もあると思われま。千葉県は、全国の中で平均値よりも消防団報酬は下回っている状態でございます。なおかつ千葉県の中でも、長生郡市また山武地域に当たっては、かなり平均値よりも低い値、長生郡市においては、一般団員で年間1万8,000円というのが現状でございます。倍近くもらっている行政地区もありますので、そこら辺、今後検討されるかどうか、もしわかればご答弁をいただきたいと思っております。

また、女性消防については、自主防災組織の役員の中に女性をということでお話をいただきました。決して女性の負担を増やそうという考えではなくて、女性の視点をどうやって消防に、防災に生かすかという部分が私の考え方でございますので、そこら辺を十分踏まえた

中で、そこら辺を理解していただける方がいたら、是非一緒に活動出来たらと思っていますので、よろしくお願いします。

次に、職員の意識向上についてでございますが、私が、夜、明かりがついているというのが大体いつも決まっています、1年を通して明かりがついているのが2階のロビー側なのかなと、総務課あたりがいつもついてるかなというところで、ちょっと話をさせてもらいました。

今のご答弁を聞いていますと、定員管理調査という部分では、総務で5人不足をしている。不足をしているという調査の中で、明かりがついている時間が増えるのも当然なのかなとは思いますが、その明かりがついているところが、やっぱりこの町の行政の中の心臓部だと思っています。

時間外手当について質問させてもらったのも、職員のやる気をどうやって、モチベーションを高くすることによって町の行政運営をよくするかという部分もありますので、総務課ですね、5人足りないけれども、町長としては、ここを増員する考えはないのか、また補うやり方を考えていただけるのか、お考えを聞かせていただきたいと思います。

それとあと、7時間45分以上残業があると代休をとということで、休日とかイベントのときに代休を使ってしまったりとか、実際とれていないのが現状なんじゃないのかなとは思いますが、そこら辺もわかれば教えていただきたいと思っています。

最後の上市場商店街再生については、同じ方向を向いていると思いますので、私も地元住民として一生懸命やりますので、町長を始め、町の職員の皆様には全力でこの部分に取りかかって、手を組んでやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 消防団活動、あるいはこういう防災関係について女性の活用をということで、先の議会でも、やはり同じようなことが言われたのかなということで十分考えております。

町としては、防災会議等にも女性の参画を今検討しているところでございます。やはり女性としての視点で防災の事に当たるといことも必ず必要になるというふうに考えておりますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

あと、消防団の具体的な動向については、担当課長からご説明したいと思います。

なお、人事についても、副町長にお願いしておりますので、そちらのほうからまた答弁を

させていただきたいと思うので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 宮崎副町長。

○副町長（宮崎登身雄君） それでは、私のほうから人事関係につきましてご答弁させていただきたいと思います。

田中議員がおっしゃっておいりましたように、2階の一部ということでしたが、25年度は、町制30周年の事業が各種ございましたので、その辺につきましての関係が多かったこと、また電子入札関係のことでも、やはり新規の事業だったものですから、その辺も増えておったということで、その辺の対応につきましては、途中から臨時等の職員も配置いたしたところでございますけれども、やはり途中からといっても、なかなかその辺の事務の効率は進まなかったというのが理由だったと思います。

そういう中で、4月1日からは、その辺も含めて、正規の職員に充てられるか、あるいは臨時の職員になるかわかりませんが、いずれにしても増員の計画で今検討いたしておるところでございます。

それと、代休の関係でございますが、正直申しまして、代休は消化率が高い、しかしながら、逆に年休の消化率が低いというのがございます。

ただ、県下の自治体の年休の消化率を見ますと、町村そんなに大きな差はないというふうには思っております。確か年間10日前後での平均値でございますので、そうでもないと思いますが、ただ、その辺と逆に、いろんな事業においては、先程町長から説明がありましたように、代休消化をしているというのが実態でございますので、この辺につきましても、先程決裁区分の話も出ましたが、出来るだけ効率を求めていった中で時間外も縮小していければというふうに考えておりますけれども、ただ、どうしてもやはり部署によっては、町長の政策もございまして、重点的にやらなきゃいけない部分もございまして、その辺については、時間外手当も必要やむないかなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 私のほうからは、消防団の装備また報酬関係についてご答弁させていただきますけれども、先程田中議員のほうからお話のありました件については、この3月末に、広域市町村圏組合を構成する市町村の消防担当課長会議がございまして、そのときに説明がなされると思います。今後どのようにしていったらいいとか、こういったものをやっていきたいんだというような内容が示されて、なおかつ市町村の担当課長レベルの意見

を聞くという段階に現在あると思います。

報酬関係につきましても、千葉県内、高いところで4万6,000円、低いところでは1万6,000円、長生郡市の広域市町村圏組合関係では1万8,000円が現在設定されていると思います。この辺につきましても、先般の千葉県の方針等々によりまして、関係自治体に要請等が入って参ります。今後のこととなりますけれども、そういったことの協議を担当課長レベルでさせていただいたその後に、管理者会議で最終的な決定がなされるものというふうに現在考えております。

○議長（市原重光君） 田中議員。

○2番（田中憲一君） ありがとうございます。

町長の政策がアクティブになればなるほど、電気代も増すということでございますので、その電気代が増すことによって職員のやる気がなくならないように、是非そこら辺を調整していただきたいと思っております。

最後に、マネジメント研修をするということでもございましたので、やはり各課においてスローガンを立てるなり、各職員に目的を持たせるなり、そこら辺の目的意識を再度立てていただくような形をとっていただきたいと思っておりますので、それを要望して終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） これで、田中憲一議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 清 野 彰 君

○議長（市原重光君） 次に、4番、清野 彰議員の発言を許します。

清野議員。

○4番（清野 彰君） 通告に従いまして、私のほうから3件お伺いしたいと思います。

1件目は、防災について伺います。

1998年の台風16号では、総雨量285ミリで、茂原市と睦沢町の川島地区で、広範囲にわたり床上浸水となる甚大な被害を受けました。その後、県による災害対策が行われ、茂原市と睦沢での調整池の増設や一宮の川幅拡張が進められてきました。昨年の10月15日から16日に発生した台風26号は、短時間に猛烈な雨が降り、総雨量278ミリとなりましたが、2日間を通して一宮川の大きな増水は見られませんでした。今回、災害対策の効果が明確に出てきたように思います。

その効果として、1点目は、従来頻繁に床上浸水に悩まされていた茂原市の中の島地区が

被害に遭わなかったこと、2点目は、川島地区の一宮川の水位が氾濫注意水位であったことです。氾濫水位は2.97メートルです。堤防の高さを超える限界水位は4.8メートルです。そういうことで、非常に余裕があったのかなというふうに思います。

自然災害で、特にゲリラ豪雨は、地域によって被害が異なって来ます。今までは、一宮川を中心とした災害を心配してきましたが、近年は、想定外という言葉が頻繁に使われるようになってきました。したがって、今後は、町内または近隣町村に目を向け、局部的に発生するゲリラ豪雨に対しての災害ポテンシャルを地域別で見た場合の対応を考える必要があると思います。

以上のことから、3点質問させていただきます。

1点目は、河川の近くや山を背にしている地域は、豪雨による災害が発生する危険性が高く、地域特有の防災の取り組みが必要と考えますが、その対応についてお伺いします。

2点目は、川島地区にある金久保第3排水機場の老朽化が進んでいます。また、ポンプは昭和56年ごろに設置されており、現状の降雨量から見ると、排水ポンプの能力不足が問題と考えます。今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

3番目は、茂原市では、2月に市民を対象とした災害対策コーディネーター養成講座が開催されました。ボランティア活動として大切なことです。今後、町としてどのように対応していくのかお伺いしたいと思います。

2点目は、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催についてお伺いします。

千葉県では、1月21日に、2020年の東京五輪開催に向けて、東京オリンピック・パラリンピック戦略推進本部を立ち上げました。14年度後半にも官民連携組織を作り、オール千葉体制で選手キャンプの誘致、招致や外国人が安心して周遊出来る観光地づくりに取り組み、オリンピック開催による経済効果を千葉県にも波及させる狙いです。14年度前半にも有識者の意見を取り入れながら、取り組みの基本方針を決める計画です。県と市町村、民間企業からなる官民連携組織を立ち上げ、県を挙げて計画を進めるとのことです。

大会のサポートや戦略的な千葉の魅力発信、おもてなし力の向上などに取り組むことや、観光地の整備を含め、選手の練習会場や観光客を呼び込めるようにすると報道されています。県知事は、6年後をにらみ推進していくと言っています。

以上のことから、1点質問させていただきます。

県では、東京オリンピック・パラリンピック戦略推進本部を立ち上げましたが、睦沢町として、これに併せて、今後どのように長期計画を進めていくか、お考えをお伺いします。

3点目は、道路標識についてです。

この標識は、看板を意味していますが、町道には、スピード注意、カーブ多し、子供に注意などの看板が多く設置されています。これらの看板を見ると、ほとんどが30年以上を経過しているものと思われます。文字があせて見えなくなっている、さびて破損している、状況が変わって来て位置変更を必要とするなど、見直しを必要とする箇所が多く見受けられます。高齢化や住宅も増えてきています。

以上のことから、2点質問させていただきます。

1点目は、県道及び町道には、この先カーブスピード落とせ、子供の飛び出し注意、事故多しスピード落とせ等の看板が多くあります。しかし、ほとんどの看板は、長期間風雨にさらされ老朽化が進んでいます。設置されている看板の整備や管理をどのように行っているのでしょうか、お伺いします。

2点目は、高齢者や若年層の住む地域が変わって来ました。また、道路整備もよくなり、スピードを出し過ぎる箇所も多くあります。安全なまちづくりを目指すには、看板の見直しと改善をどのように進めていくのか、お伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 清野 彰議員の質問についてお答えさせていただきます。

まず最初に、防災について、地域特有の取り組みが必要と考えるが、対応について伺いたいとの質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、本町内においても、洪水被害の危険性の高いところ、それから土砂災害の危険性の高いところ等がございます。町では、平成22年度に睦沢町地震・洪水・土砂災害ハザードマップを全戸に配布し、危険性の高いところをお知らせしたところでございます。

幸いにして、平成8年の洪水被害から河川改修等の効果もあり、大きな洪水被害は出ておりませんが、昨今のゲリラ豪雨など、今まで考えられなかったような降雨等がございますので、早目の避難を呼びかけ、人的被害を出さないよう努力して参ります。

具体的な対策でございますが、大雨の場合には、降雨量や河川の水位計等の情報を注視し、また職員による町内のパトロール等を実施し、絶えず水位を監視しております。洪水のおそれのあるときには、避難勧告、避難指示等、早目に発令をしたいと考えております。

土砂災害は、町内に248箇所の土砂災害危険箇所がございます。現在、県で、順次土砂災



害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定を行っているところでございます。町といたしましては、土砂災害の危険性が高まったとき、この判断基準として、土砂災害警戒情報が地域防災計画において避難勧告を発令することとなっておりますので、情報が入り次第、住民の皆様にお知らせをいたします。

周知の方法についてでございますけれども、防災行政無線やエリアメール、広報車による広報、また平成26年度には、登録制の防災メールの配信を予定しており、様々なルートでの情報配信を行って参りたいと考えております。

最後に、高齢者などの災害時要援護者への対策でございますけれども、平成25年度に、本町においては初めて災害時要援護者の避難訓練を実施したところでございます。この訓練では、あらかじめ指定された支援者だけでなく、地区の自主防災組織にお願いし、要援護者の避難も行ったところでございます。

災害時においては、自助、共助、公助の三つの連携が被害を減らすために大事であると言われております。三つの連携がスムーズに行えるよう避難訓練などを定期的に行い、防災力の強化に努めて参りたいと考えておりますので、今後ともご指導を賜りたいと存じます。

次に、金久保第3排水機場の老朽化の今後の対策についてお答えいたします。

金久保第3排水機場につきましては、一宮川沿岸においては、豪雨等の折には、農地が河川堤防より低いため内水対策に苦慮をしておりましたので、関係町村により、千葉県に対して要望した結果、昭和56年度に県営湛水防除事業金久保地区として、一宮町地先に排水機場を建設いたしました。議員が言われるとおり、設置後31年を経過しておりますので、施設の老朽化及び耐用年数を考えて、千葉県、一宮町及び長生村で協議を実施し、3機場の改修に向けて、平成25年度より調査を行うことといたしました。

平成25年度は、金久保地区の排水機場改修の基礎調査を行い、その中で、建設当時から開発等により土地の地目、形状等も変わっておりますので、流域の確認、降水量によるポンプ能力の検証等も行い、平成26年度に改修計画を策定し、改修に向けて準備を行って参ります。これについては、やはり同じように、湛水防除事業を想定しておるところでございます。

次に、災害対策コーディネーター養成講座開催についてお答えいたします。

災害対策コーディネーターは、平常時に地域防災力の向上のための取り組みを行い、大規模災害時には、地域に密着した自主防災組織、ボランティア、NPO等の協力を得て、各組織を取りまとめるとともに、他の組織や行政関係機関との連絡調整役を担うものでございまして、3日間の講義を受講し、県の認定によりその資格を得るものでございます。

災害対策コーディネーター養成講座につきましては、県主催によるものと市町村主催によるものがありますが、町で開催する場合、費用は町の負担となります。1回の養成講座で50人程度を定員としておりますので、今後、自主防災組織等の意見を聞きながら検討して参りたいと存じます。

なお、現在把握しているところでは、町内には、私を含めまして6名の災害対策コーディネーターが登録をされているところでございます。これにつきましては、自主防災組織を設立するに当たりまして、区長さんをお願いをして、自主防災組織を立ち上げてもらいたいと、その中には、災害対策のコーディネーターという制度もございますということから、区長さんを通じてお願いしたところ、あるいはまた、常備消防のOB等がこれに参画する、あるいはまた、県職をやめられた方が自主的に自分で県のこういう養成講座を受けてということで、現在6名の方がいるというふうに伺っておるところでございます。

次に、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催についてのご質問にお答えいたします。

千葉県は、2020年の東京オリンピック開催に向けまして、東京オリンピック・パラリンピック戦略推進本部を設置いたしました。平成26年度前半には基本方針を決定し、その後、官民連携による組織の設置を行う予定でございます。

県が示した基本方針の骨子には、千葉をアピールし観光客を取り込む絶好のチャンスとして、ハード的インフラでは、アクアライン800円の継続、圏央道稲敷・大栄間、外環道市川・松戸間の道路整備、ソフト的インフラでは、外国人が感じる不便さの解消をするためのグローバル化、ネット環境の整備によるインバウンドツーリズム、外国人の訪日旅行ですか、の取り組みなどが挙げられております。

いずれにいたしましても、現段階では、基本方針の策定が次年度となることや官民連携組織の立ち上げもそれ以降となることから、県市町村、民間等が一体となったオール千葉体制で推進することとありますので、睦沢町も、独自の計画というものは考えておりませんが、基本方針が定まり次第、官民連携組織においてオール千葉での取り組みと方向性、具体的な展開が示されましたら、千葉県ひいては睦沢町発展にも協力して参る所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、道路標識についてのご質問についてお答えいたします。

子供の飛び出し注意、事故多しスピード落とせ等の看板の設置につきましてでございますけれども、歩行者の安全対策として、区長及び学校関係者等からの要望によりまして、町及

び交通安全対策協議会において設置をいたしました。道路パトロール等により確認した場合には、順次交換、清掃等の対応をしております。

安全安心な道路整備について、平成24年8月に学校関係者、茂原警察署、道路管理者等で実施した通学路合同点検におきまして、整備要望のありました箇所については、国の交付金等を活用し、カラー舗装、車両のスピードを抑えるための減速マークやセンタードットライン等を実施したところでございます。速度規制につきましては、関係者のご意見を賜り、必要に応じまして、所轄の警察を通じ公安委員会へ要望して参ります。

今後とも安全なまちづくりのため、ご指導、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 清野 彰議員。

○4番（清野 彰君） ご答弁ありがとうございます。色々対策をされて進んでいるところで、感謝する次第でございます。

再度質問させていただきますと、1点目の防災ですが、町長は、行政のほうは色々職員が苦慮されているとお話しされていますけれども、余り行政に頼るというのは、やはり私としては、本当は地域がきちんと主導権を握ってやっていって、例えば、助けてもらいたいところはこういうところなんだというところを逆に出してやるのがいいのかなと、私は常日ごろ思っているんですけれども、主役は町民で行政は脇役と言っているんですけれども、要は、だから町民の意識がもっと高まれば、逆に町政にお願いして、こうしたらいいんじゃないかとか、そういうのが出るんじゃないかと思しますので、そういう意識づけを少し高めていくのも必要かなというふうに思います。

それから、特に山の手のほうなんですけど、例えば、今高齢者の方が点在して住まわれています。もし、あと5年、10年たつと、家族構成も変わって来ます。そういうときに、対応を一般的なマニュアル的なものじゃなくて、本当に地域が密着しないと、例えば100メートル、200メートル離れている地域もありますので、特に介護を要する人がうちで動けないとか、いろんな災害に対してそういう問題も出ると思います。そういうことで、少し先を見た地域特有の考え方も必要じゃないかと思しますので、その辺もご検討をお願いしたいと思します。

それから、2点目の東京オリンピックのことですが、県知事の基本方針も受けて、県内の市町村が今後活発になると思われれます。町としても、今後対応されていくと思われれますが、まだ不透明な部分が多くあるので、これだということはないと思します。しかし、睦沢町と

しては、農産物を生かしどのように提供していくのか、また訪問客のおもてなしをどのようにするかなど、早期に、まず方針的考え方を出していただければいいのかなというふうに思います。

それには、ちょっと逆行するかもしれませんが、専任の職員を、例えば長期にわたってそういうのを担当してもらって、観光事業を強化するとか、中房総観光とか色々なところと連携をうまく出来るようにしていくのもいいのかなと、人を増やすというわけにはいかないかもしれませんが、業務を少し削っていただいて、そちらのほうを長期にわたって出来る人がいれば、町としては、千葉県の基本方針に沿って乗れるのかなというふうに思いますので、その辺をひとつ考えていただきたいというふうに思います。

それから、3点目の道路標識ですけれども、私が言っているのは看板のことで、特に看板の位置なんです、場所により歩行者の目線や車からの目線で違いが出てきます。あと、スピードが出ますと通り過ぎるとか、木々に隠れるとか、雑草に隠れるとか、いろんな場所が地域の環境で異なって来ます。この辺のところは大変かもしれませんが、本当に事故が発生しやすいんだという場所に対しては、そんなにいっぱいあるわけじゃないと思いますけれども、ピックアップしてもらって、対応をしていただくのがいいのかなというふうに思います。

ここで、看板の取り付け位置に関しての規定とか基準というのがもしあれば、教えていただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 最初に、まず防災関係でございますが、貴重なご意見ありがとうございました。

主役は町民だよと、意識づけをもっともっていきなさいという話でございますが、まさしくそのとおりだと思っております。やっぱりそのためには、自主防災組織をより活発にする、あるいはここら辺の組織をきちんとするということが一番大きい柱になるのかなというふうに感じております。

昨年も要援護者の方の名簿を区長さん方にお願ひしましたところ、逆に区長さん方のほうがよく知っていて、こんな名簿だけじゃ、もっともっと詳しいのを出さなくちゃいけないよというご指摘もいただいたところでございます。そういった意味におきましては、非常に住民の意識も高まっているのかなということを感じておるところでございます。

それこそ昨年というか25年度も要援護者の方の避難訓練も一緒にやったというお話をさせ

ていただきましたが、この結果を受けまして、実は3年にわたって全町やる予定ということでございましたが、やはり町民の要求もございまして、もう26年度については、今度は全体でやろうということで、町民のほうからもそういう意見をいただいたところがございます。そういうことで、町民のほうも非常に関心を高めてくれているのかなと思いますので、また引き続き、この点については、なおさらに進めて参りたいというふうに考えております。

それから、私は常々言っておりますが、また26年度につきましても、今議会で新年度予算案が成立いたしましたら、また各地域に出向いて、その説明に併せて防災関係についても皆さんと意見を交わしたいなというふうに考えておりますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

それから、観光につきましてでございますが、実は、私、常日ごろから皆さんに、特に議会には、農業をどんどん進めていくんだと、それによって地域の環境を守るんだという言い方をしておりますが、地域振興課には、実は、それとはまたもう一つ大きな柱として、観光という分野がございます。私が見る目には、農業よりも観光に力が入っているのかなと見る位、一生懸命観光についてはやってくれているというふうに理解をしております。そういうことで、これからもますます観光に力を入れてやっていきたいと思っておりますので、よろしくご指導をお願いいたしたいと思っております。

次に、看板の件でございますが、先程も答弁しましたように、各団体等を通じて、現場を見て回ったり、あるいは掃除をしたり角度を直したりということはやっているつもりでございますが、まだまだ、ご指摘のとおり、足りないところがあるようでございます。もし、また議員等でお気づきの点がございましたら、次の年度まで放っておくのではなくて、すぐ対応したいというふうに考えますので、もしお気づきの点がありましたら、是非担当課にご連絡いただきまして、そうしましたらすぐ対応したいと思っております。また、それに頼ることなく、またなお一層の巡回等を行いながら対応して参りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 田邊主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） では、命によりお答えいたします。

議員からのご質問の看板の設置基準でございますけれども、道路のスピードとか、そういう規制標識、案内標識については設置基準がございます。議員がご質問の子供の飛び出し注意等の看板については設置基準はございません。ただ、通行の妨げになるようなところには

設置出来ないということになっております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 清野議員。

○4番（清野 彰君） 色々と前向きなお話ありがとうございました。後でお話ししますが、非常に町長の心強いお話を聞いたものですから、ちょっと乗り過ぎると困るのでお話ししたいと思います。

防災に関しましては、今お話があったように、区のほうで積極的に色々なことをされるということで、非常に素晴らしいんじゃないかと思います。ただ、早くその辺のまとめをして区民に周知して、それを忘れないようにどうするかというところをきちんとやらなきゃいけないかなと思います。

そういう意味でも、私も自分のところで床上浸水になったり、色々なのがありまして、やはりすごく気にしているものですから、そういう意味で、今後もそういうところを真剣に考えたいというふうに思っています。

それから、災害に強いまちづくりというのは、町長が掲げている項目でありますので、いざというときに本当に役に立つマニュアルということをやはり考えていかないと、絵に描いた餅のような感じではやっぱり駄目かなと。そういう意味で、区長さんのお話を聞いたり、本当に実践的な話を聞かれていますので、そういうのを取り組んで、本当に役に立つマニュアルにしていきたいと思います。いずれにしろ、訓練も色々やると言われていますので、本当に防災まちづくりを強化して、素晴らしい防災の町だというふうにお話ししたいと思います。

それから、もう一点、最近、長者団地も、それからリバーサイドタウンも若い人たちが住んで来ました。町の中を見ますと、ところどころやっぱり点在して、新しいうちが出来ています。そういう意味で、一人でもいれば、やはり子供が飛び出せば危ないんだよということで、看板の見直しを私は強くお願いしているんですけども、そういうところをよく町全体を見ていただいて、改善をお願いしたいというふうに思います。

それから、最後ですが、観光面を非常に充実されてじゃんじゃんやっていくという話を言われたので、私も今そういう形でそちらのほうをやっていますので、町長が言ってくれた話で、やはり私も頑張りたいと思いますので、ひとつお互いに連携しながらやっていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（市原重光君） 答弁、要りますか。  
（「いいです」の声あり）

○議長（市原重光君） いいですか。  
それでは、これで4番、清野 彰議員の一般質問を終わります。  
これで午後1時まで暫時休憩といたします。

（午前11時53分）

---

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 先ほど清野議員の一般質問についてお答えいたしました。若干勘違いがあるといけないと思いますので、再度、お答えし直したいと思いますが、地域振興課産業振興班につきましては、農政と観光を担っております。こちらの両方をバランスよく対応してまいりたいと思いますので、勘違いがないようによろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。  
それでは、一般質問を続けます。

---

#### ◇ 荻野新衛君

○議長（市原重光君） 11番、荻野新衛君の発言を許します。

11番、荻野議員。

○11番（荻野新衛君） 通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、固定資産税についてですが、税は、行政の上の各かなめをなすもので、重要な位置付けでございます。そういう中で、この公平性というものは求められております。そういう中において、農地から雑種地に評価替えする場合の基準ですね、どうなっているのか、伺いたしたいと思います。

また、公平性といいましたけれども、町内が本当に公平性は保たれているのか、保たれていませんと言えないんだから、答えはわかっているんですけど、一応伺いたしたいと思います。

次に、介護についてですが、国の方向性として、これからはどんどん在宅で介護という方向に進んでいるわけでございます。ショートステイ、デイサービスを利用して在宅で見ている方も100人以上いるやに聞いております。そういう中で、家族介護というものは、肉体的、精神的に非常に大変なものがあるわけでございます。そういう中において、そういう人たちのケアですね、介護する人のケア、私は、これは非常に大事なことだと思っております。そういう点について、町として、今後、どのように考えているのか、伺いたいと思います。

次に、農業農村の情報交換についてですが、高齢化、消費税アップ、諸般の状況において、農業や農村を取り巻く環境というものは、日々これ厳しさを増しているわけでございます。町の農地、また、この自然環境をどう守っていくかというのが、私は喫緊の課題だと思っております。町のほうとしても、集落等々のこと、今一生懸命やっているということでございますが、まず、核となる、中心となる農家、また、それを守っていくには兼業農家も大事でございます。また、私の考えでは、非農家、この人たちの力も得なくてはいけないというふうに考えているわけですが、まず、全部がうまく一気にいきませんので、当面は核となる認定農家ですね、今、町内に調べましたところ22名、ちょっと少ないなと思うんですけども、22名認定農家がいるということでございますが、どうも農業という職種では一緒でも、その中の部門ではみんな違いますね。稲作、畜産、花卉園芸、その他あるわけですが、私は、やっぱりこの農業を振興していく中において、そういう人たちが一堂に会して、話し合う場が必要ではなかろうかと思うんです。協議会の立ち上げですね、これについて、町としてはどのように考えているのか、伺います。

次に、食育についてですが、和食がユネスコの無形自然遺産に登録され、和食や食というものについて、非常に今関心が高まっているのではなかろうかと思えます。私はよくテレビを見るのが好きですけども、TBS位に言っておきますけれども、TBSのある番組を見ていて、女性に料理を作ってもらう番組があるんですけども、それを見ていて唾然といたしますか、愕然といたしますか、日本の将来これで大丈夫かなという気がいつもしているわけなんです。核家族化が進む中、お母さんやおばあちゃんの知識や知恵というものが伝承されていくというのかな、そういうものがどうも希薄になっているのではなかろうかと思えます。

そういう中で、学校教育の中での食育、私は非常に大切なことだと思っておりますので、この辺、町としては、教育委員会としてはどのような考えを持って今までも進んでいるでしょうけれども、これから食育についてどう考えていくのか伺いたいと思います。

以上です。よろしく願いいたします。



○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、荻野新衛議員の質問についてお答えをさせていただきます。

まず最初に、固定資産税についてのご質問にお答えいたします。

土地における固定資産税の評価替えの基準は、地方税法第388条第1項の固定資産評価基準に規定されております。農地においては売買実例価額から標準地の適正な時価を求め、各筆の評価額は、この標準田畑との生産性の確保を考慮して額を決定する売買実例価額比準方式によって行われます。

具体的には、地勢、土勢、水利等の状況から判断し、類似している土地を小字ごとに区分した状況類似地区ごとに日照、かんがい、排水、面積、形状等から選んだ標準田、標準畑を一筆ずつ選定します。これら標準田、標準畑の正常売買価格を平均10アール当たりでの限界収益額に対する純収益額の割合0.55を掛け、適正な時価を評定します。この際には、総務大臣が算定した千葉県の場合においては、多古町の基準田や茂原市の基準畑との均衡を保持するものとされております。

次に、各筆の評点数ですが、標準田、標準畑の単位積当たりの評点数にそれぞれの比準表から求めた比準割合と地積を乗じて評点数を付設いたします。

以上が農地の評価替えの基準となります。

次に、雑種地の評価についてご説明いたしますと、基本的には農地と同様、売買実例価格から適正な時価を求める方法ですが、実例がない場合には、位置や利用状況などを考慮し、近隣の土地価格と比準して価格を求める方法が規定されておるところでございます。農地の評価替えは、基準によって行われておりますが、昭和39年から50年までの12年間の税額は、昭和38年度の税額に据え置きとされ、昭和51年度になり政府税制調査会の答申によりまして、宅地等の税負担との均衡を考慮し、農地の負担の増加率が20%を超えないよう、税額の調整措置が行われた経緯があります。また、現在は、前年度の課税標準額に調整率を掛け、負担水準の区分に応じながら緩やかな税負担の調整措置を行うこととされております。この結果、農地は、宅地や雑種地と比較いたしますと、評価額において大きな価格差を伴っているのが現状であります。

今回のご質問の趣旨は、農地から雑種地に地目変更する場合の基準は何かとのご質問と伺っています。土地の登記は申請主義であるため、登記簿上と現況とが一致していない場合がございます。登記上は田畑でも、何らかの理由により、造成されたり、砂利が敷かれたり、農地として使用されていない場合などは、現況によりますので、雑種地とみなされます。

すなわち、税法上では、その年の1月1日現在の基準日における現況の使用目的、土地の形態によって、評価は登記簿上の地目と異なって来ております。町では、逐次、法務局での登記事項証明書等の取得及び確認、現地の確認ですね、を行い、適正な課税に努めておりますが、時々刻々と現況は変化いたしておりますので、常に現地に足を向け、情報収集と現況調査に努めておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2の公平性は保たれているのかとの質問でございますが、そのように理解をしておりますし、常に不公平を生じないように引き続き努めて参りたいと思います。

次に、ご質問の家族での介護者のケアについてでございますが、町では、平成21年度から家族介護者教室を開催し、介護の知識や技術の習得とあわせ、介護者同士の交流の機会を設け、介護をする家族の精神的、身体的負担の軽減を図るべく、年に1回開催して参りました。同じ境遇にある人同士が意見交換をすることで、張り詰めた心を少しでも和らげようとするものでございます。また、町社会福祉協議会においても、平成22年度から同様な介護者同士の交流会を開き、本年度は毎月実施をしております。介護をしている家族へのケアということでは、二つとも同じような事業でありますので、一本化することなど、町地域包括支援センターが社会福祉協議会と連携をとりながら効率的な事業運営を検討して参りますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、農業、農村の情報交換についてでございますけれども、①認定農家の協議会等必要ではないかというご質問ですが、本町の認定農業者は、先程もお話がありましたとおり、現在22人で、経営改善に関する5年後の目標に向けて日々ご努力を重ね、将来の担い手の主たる農業者として町の進める農業施策にも中心的な役割を担っていただいているおとと考えております。このため、近年の農業政策の転換等による制度改革においても、いち早く情報発信する機会を町が作り、併せて国や県の行う行事等にも積極的に参加いただけるようご支援をさせていただき、交流の場を設けて参りたいと思います。

なお、協議会については、総合的な町農業の連携において必要であると認識しておりますが、まずは様々な機会を利用させていただき、ご意見を集約し検討して参りたいと思いますので、よろしくようお願い申し上げます。

当面は、町としては、日本型直接支払制度について、町は今まで農地、水の制度を活用しておったわけですが、これが日本型直接支払制度にかわるという情報も来ておりますので、この辺について、関東農政局の担当課長からご説明の機会をいただくということで、地域振興課でその会議を催すということも伺っております。そのような機会も捉えながら、十分検

討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の食育については、教育長より答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 荻野議員のご質問にお答えします。

食育は、生きる上での基本でございまして、教育の基本でございまして、知育、徳育、体育、その基礎であると考えております。食育というと一般的にかた苦しく感じますが、その目指すところは、食への知識、そして選択する力を習得しまして、健全な食生活が送れるようにするためのものでございまして、それが心身の成長、人格の形成に大きな影響を及ぼすものと考えております。健全な精神、豊かな人間性を育む基礎となるものと考えております。

日本人の食文化は、生活の多様化といえますか、欧米化に伴いまして大きく変化して参りました。和食一辺倒から洋食化へと大きな流れとなりまして、多世代の家庭では、世代による嗜好が違うことから、食卓にも和食から洋食まで並ぶというようなことになって参りました。通常であれば食事は1日3回というようなことであります。その中で、学校での食事は給食というようなことで、昼間1回でございます。給食時に、当日の献立等につきまして、小学校では校内放送で、中学校ではランチルームで食材の産地や栄養面等での指導を説明していただいております。

昨今、児童生徒の中には、朝ご飯をとらないという子供たちも多くあります。そこで、健康の基本であります早寝早起き朝ご飯ということで、これを徹底して参りたいと考えております。学校のみならず、各家庭でも食育の重要性について話題にさせていただきたいということで考えてございます。

いずれにしても、保護者に対しましても食育の正しい理解が得られるよう、今後も努めて参りたいと考えておりますので、御理解と御指導をよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 荻野議員。

○11番（荻野新衛君） それでは、再質問させていただきます。私の勉強不足も多々あるわけなんですけれども、まず固定資産についてですけれども、農地から雑種地、今、町長からいろいろ言われたんですけれども、私ではすぐにはなかなかそしゃくしてそれを吸収することができませんので、それは後でゆっくりあれずとして、基本的には、農地から雑種地になる。基本的には、ある程度農地として利用していない、例えば耕作放棄地とかね、こういうものが該当するんじゃないかと思うんですよ。その売買の基準だとか、価格だとかだ

けじゃなくてね。だから、今、町内でどのくらいあるかと思って課長にお願いしたら、今、ご存じのように税金の申告の時期で、私も時期悪かったなと思っていたんですけども、今、住民課、忙しいので、これは後からじっくり調べた中でしたいと思いますけれども、とりあえず課長とお話しした段階で、去年の分であれば、農地が雑種地になったのはありますということですので、せっかく調べてあるのであれば、どのくらいの件数、面積、それから、なぜそれがそうなったのかということをもし答弁していただければと思います。

次に、介護の家庭の、介護する人たちのケアですね。今、地域包括センターがご存じのように1年に1回ですね、今年2月5日か、あった。それで、社会福祉協議会もやっているんです。私がある人に頼んでやって、町長、毎月というけれども、5月からですね。いろいろ介護に携わった人たちと話をしていると、なぜ、こう少ないんだと、やっとわかったんですよ、この前、暮れから。ということは、ケアマネジャーの該当している部分しかわからないということなんですね。

町内では、ショートステイ、デイサービスを利用している人が120人いるわけなんですけれども、社会福祉がやっている分はこれだけしかありません、でも、睦沢園、睦沢の里でも、そのデイサービスなりショートステイを使っている人があるわけですから、そこはそのケアマネジャーだと。そういう中で、その小さい中で、大きく分ければもう少しあるかもしれないけれども、大きく分ければ3とおりなんですね。

ですから、それを町が一本化して、個人情報色々あって、個人で動けないわけです。そこは、行政がその辺のところを一本化して、今、社会福祉がやっているやつを、どっちがどうじゃなくて、縦割りの悪いところじゃなくて、目的は同じなんですから、支援センターが年に1回、年に1回でいったらね、本当に忘れちゃいますよ。これはね、出られる人、出られない、その時々ありますから、年に12回やれるように、検討じゃなくて、これ、やってもらいたいということなんです。

コストも、色々な面かからないんです。実際のところ。だから、介護保険で対応できない部分、大事なところはいっぱいあるわけなんです。ですから、検討じゃなくて、もう来年度からは、26年度からは一本化してやりますという位のね、答弁が正直なところ欲しかったわけなんです。これで私が再質問したことによって、また少し変化があれば幸いだと思います。

次に、認定農家の件ですね。今まで民主党がやった農家戸別補償から、直接支払いに自民党になってからかわります、26年からね。今までのいろんな面が変化して来ます。飼料米とかなんとか作った場合のあれについてはね、1万5,000円が7,500円だとか、減反は5年で廃

止だとか、色々な条件があります。でも、そういう中において、その、何というかな、一番やらなくちゃいけないところが、町は対応出来ていないんじゃないか。

要するに、農業者が、先ほども言いましたように、稲作が大体主体だと思います。それでも稲作だけじゃない、畜産の方や花卉園芸、その他、林業もあるかもしれない、そういう人たちと睦沢の農業どうしていこうかと、まず、そういう話し合いを年に何回か持つようなことが必要ではなかろうか。

これについて、町長、振興課長のとき、私が言ったことを覚えているかな。あなた、頭がいいから覚えていると思うんです。やりますと。私が農業委員のときにも、ある会長のとき、言ったんです。農業会議所がそういうことやれ、やれって言っていますって。言っていますって言ったって、やらないとね、僕が幾ら口が悪くてもね、それ以上はもう言えないんですよ。で、昨年3月に、農業委員であった田邊議員さんをお願いして、農業委員会がいろいろあるから、こういうことやれることも大事じゃないですかってお願いしたんだけど、1年たっても出来ないんですよ。難しい話じゃないんですね。予算もかからない。だから、こういうことは、もっともっと、私は積極的にやるべきではなかろうかなと。

それによって、次は兼業農家、先ほど言ったようにこれからの農地を守っていく、農業を守っていくには、非農家の力も、御園生町長のときにも随分言ったと思うんですけどね、非農家の力もこれからは私は大切だろうと。その第一歩として、まず認定農家、核となる認定農家との一種の話し合いみたいなものをね、これはすぐ出来るんですよ、やる気があれば。だから、検討どうのじゃなくてね、町長は、集中と選択と決断だと思いますので、お願いしたいと思います。

食育について、今、高梨教育長のほうから、るる丁寧なるご答弁がありましたけれども、私が最初に言ったように、今の核家族の中で、若い保護者が、やっぱり今の食のワールド化の中で、洋食のほうへいったり、いろいろな知識がなくなってくる。そうすれば、学校の教育の中で、特に給食からめてですね、やっぱりそこを進めるべきだろうというのが、この質問の趣旨なんです。

だから、過去にも、私は、食べることだけでなく、それに関係すること、世界遺産になったからといって、和食がどうだ、これがどうだというだけじゃなくて、栄養価だけの問題だけでなくです、食文化というものは、生産から最後のほうまで、私はそれ必要だと思うんですよ。そういうことを睦沢が先んじてやるべきだろう。過去にも提案した、もっと米飯を増やさない、第一次産業、稲作じゃないかと。そうしたら、余り言いたくないけ

れどね、パンの好きな人も、麺の好きな人もいますと。それでね、そこで言うと悪いから黙っていた。だけど、それは家庭で食べてください。睦沢という地域特性の中ではこうですよという位の姿勢が私は必要じゃないのかなと。

尾頭付き食べさせなよと、切り身でね、今、包丁もいない、何もいない、そういう食生活の中で、お魚の名前もわからない。で、尾頭付きっていうと基本的にはタイだけれども、タイを食べさせるんじゃないで、サンマとか、アジとか、イワシとかね、そういう発想。

それから、やっぱり食器についても提案した。箸にしたって、自分で自分の箸を持って来て、全員じゃない、希望者だよ、箸くらい自分で洗いなさいと。ところが、とんがって危ないとか。だけどね、家庭で使っている町の基準に合った箸ならいいですよ。私は、ピンクよ、私は黄色よ、私は赤よとかね、そういう食事の楽しみが必要じゃないか。

これは、一般質問で、2週間位しかないからね、次、また機会があったら質問したいと思います。ですから、今日は課題として、今言った問題、それから子供たちが食べっぱなしじゃなくて、やっぱり、1週間に1回位ね、私は、食べた食器を洗うとか、衛生上の問題があるかもしれんから、それはまた仕上げは調理員さんに仕上げてもらおうとかね、ただ、給食だ、自校方式だから、市原君がよく言うけれどもね、やっぱりそれだけでは駄目だと思うんですよ。つくってくれた人への感謝も込めてね、たまには私たちが洗いましょう位のことがあっていいだろう。やっぱり弁当を持って来る、自分で弁当を作る、これは低学年では無理かもしれんけれども、高学年に、1学期に1回位は自分でお弁当を持って来る。昔と、僕らのときと食生活、お弁当も随分変わってますからね、そういうふうなところも大事じゃなかろうか。そういう発想。

教育関係で、学校教育で、今、白子がね、さすが林さんだなど。合併しない分、やっぱり一生懸命やっているなど、非常に私は感心しています。そういう中において、やっぱり睦沢は教育ですよ。教育で先に行ってもらいたいんですよ。ですから、全てのことを教育長部局だけがやる、事務サイドがやるんじゃないでね、優秀は教育委員さんがいるわけだから、みんなと知恵を出して、その辺を考えていただければと思うわけでございます。

この中で、答弁もあろうかと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず最初に、固定資産税の関係でございますが、これにつきましては、担当課長のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

それから、次の介護者のケアでございますが、議員おっしゃられたとおりでございます、

町福祉協議会では、自分のところで担当している家庭だけということのようでもございました。ここら辺を新年度から一新いたしまして、議員おっしゃられたように、町、包括支援センターと社協が一体化して、町内者全員を対象として毎月出来るような、そういう体制をつくっていきたいと思います。よろしくご支援お願いしたいと思います。

それから、次の農業問題でございますが、先程、私がお話をいたしました、直接支払制度に自民党政権になって26年度から変わるということでございます。当然、変われば、睦沢町としても戦略を練っていかなくてはいけないかなということ考えております。そのことから、先程申し上げましたように、関東農政局の課長が来てですね、さらに詳しく説明をいただく。説明をいただいて、睦沢町としてどういう対応をしていきたいかということも含めて、実施していきたいということで考えております。そういった中にも、認定農業者さんも交えて、一緒になって勉強をしながら、この協議会の立ち上げに向かっていきたいと思しますので、よろしくご支援をお願いしたいと思います。

私のほうからは以上です。

○議長（市原重光君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 荻野議員さんから、いろいろ過去の質問につきましても、また、新たな件につきましてもご指導いただきました。そういった中で、現在、こども園では、サツマイモの苗植えから収穫まで、また、焼き芋パーティーというようなこと、それから、町内の魚屋さんが、こども園のほうに出向きまして、色々な魚を持って来た中で、魚の種類からさばき方まで、その辺を教えてくれているというふうなところもございます。また、瑞沢小学校では、主にお米の生産なんですけれども、これも地域の方々のご協力をいただいた中で、田植えから収穫まで、また、瑞沢小学校の瑞沢っ子フェスタというようなことで、11月ごろにその収穫祭的なものをやっています。それから、土睦小学校では、サツマイモの苗の植え込みから収穫までというようなことで、実際農業体験をしているようなところもございます。

また、昨年実施しました学力学習状況の中の学習状況調査の分野では、この町の中の小学生で十分満足出来る結果、ベスト5というようなことで、前に全員協議会するときにも、阿部倉先生のほうから、パワーポイント使った中でさせていただいたんですけれども、朝食を食べるというような子供がトップに上がっているというようなところもあります。また、中学校でも朝食を毎朝食べている生徒が多いというような状況もあります。したがって、先程もありましたとおり、和食がユネスコの無形自然遺産に登録されたということもありますし、マイ箸だとか、その辺につきましても、またこれから学校側、あるいは町の栄養士会と

も協議をした中で、前向きに検討していきたいと、そのように思うところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 齊藤税務住民課長。

○税務住民課長（齊藤賢治君） それでは、命によりまして荻野議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

先程、農地から雑種地への変更、その内容につきましてご質問をいただきました。今年度、25年度中、こちらのほう、20筆で1万3,030平方メートル、そして、その前の年、24年度も調べさせていただいてございます。10筆で2,292平方メートルでございました。

内容的には、今年度は、メガソーラーの用地として地目変更するものがほとんどでございます。そして、24年度の2,292平方メートルのほうは、宅地の地続きの田んぼを埋めたといったところを地目変更させていただいてございます。そして、課税におきますこれまでの概要調書、そちらのほうも調べまして、5年前、20年度ですか、農地のほうの減少、田んぼだけが減少してございます。そして、田んぼの減少の64%は畑のほうに地目変更されておまして、雑種地につきましては3%でございます。そして、筆数なんですけれども、町全体で5万1,147筆が今現在の筆数となっております、そのうち農地は1万1,927筆、雑種地につきましては1,726筆、そのような現況でございます。よろしくお願いたします。

○議長（市原重光君） 荻野議員。

○11番（荻野新衛君） 確認させていただきます。今の農地から雑種地という中で、メガソーラーが25年度大部分だということですが、僕の聞いたところによると、雑種じゃなくて、宅地並み課税にするとかということ聞いたことがあるんですけども、雑種地でいわけですね。メガソーラーの場合はね。

それと、もう一つは、先程、食育の中で、忘れちゃったんですけども、教育長、申し訳ない、付け加えさせていただきます。

メニューを全部調べたわけじゃないから、何とも言えないけれども、赤飯なんかというのはあるのかな。私は、普通のご飯だけじゃなくてね、やはりお祝い事とかなんとかにやる赤飯、それは余りおいしくないかもしれないし、人に合わないかもしれないけれども、毎日食べさせるわけじゃないんだから、何かのときにね、もしそういうのがあれば、お願いしたい。食べさせていけばいいんだけどね。

以上です。

○議長（市原重光君） 齊藤税務住民課長。



○税務住民課長（齊藤賢治君） 命によりまして、お答えさせていただきます。

先程、雑種地が宅地の評価ではないかと申されましたけれども、答えは雑種地でございます。宅地の50%、半分、そちらのほうが評価額になりますので、よろしくご理解のほう、お願いいたします。

○議長（市原重光君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 中学校につきましては、全てが基本的にはご飯給食というようなことで今対応させてもらっています。その中で、例えば、4月、竹の子の季節になりますと、竹の子の炊き込みご飯やら、ワカメご飯やら、麦ご飯やらというようなことで、その季節季節に応じた米飯の提供はさせてもらっています。

また、先程の赤飯なんですけれども、これも、例えば卒業式前とか、そういったお祝い事があるときに、そのような給食を出させてもらっています。

以上です。

○議長（市原重光君） これで、11番、荻野新衛議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 今 関 澄 男 君

○議長（市原重光君） 次に、5番、今関澄男議員の発言を許します。

今関議員。

○5番（今関澄男君） それでは、私のほうから一般質問をさせていただきます。

3点ほど大きくございますが、まず1点のコンプライアンス対策についてでございます。

私は、本件につきましては、平成21年第4回の定例会時に同様な質問をしたと記憶しておりますが、改めて、極めて重要な認識としますので、質問をさせていただきます。

本件につきましては、地方公務員法に基づきまして、職員の職務に専念する義務等により、各種の条例、規定、規則、要綱等職員に徹底しているところでございますが、この辺につきましては、十分承知をしているところでございます。

また、平成24年度決算時における監査役の意見としても申し述べているところでございます。しかしながら、コンプライアンス対策は、ただ単に法令遵守義務だけではございませんので、この辺も踏まえて質問したいと思っております。

地方自治体としての基本的使命、また社会的責任を果たし、いわゆる町民の多様なニーズに応える事業を展開して、信頼を確保するために、一人一人が高い倫理観を持って日常の業務を遂行しなければならない。また、透明性を確保し、高い職場風土を構築しなければなり

ません。そのためには、やはりコンプライアンスを全庁的問題として位置付けながら担当部署を明確にした中で、基本的事項の決定や行動を日常的に行う必要があると考えます。また、コンプライアンスを徹底するために、職員の行動的規範等、コンプライアンスマニュアルの策定、定期的な講習会、講演会など研修によりまして意識の向上を踏む必要があります。

私は、このたび監査委員に選任をされました。当然、監査委員としてこの職責を果たすことはもちろんでございますけれども、常に内部牽制、チェック機能を強化する内部統制の整備と運用が必要であります。他の課、また、他の班から独立した内部検査部門を設置して業務の適切性、効率性を確立するために、内部監査、検査を実施する必要があると思います。

このような観点から、3点程の質問をしているところでございます。

1点は、担当部署の設置、またマニュアルの策定、研修会を実施すべきではないか、内部検査部署の設置等で内部統制体制を整備すべきではないかというような3点につきまして、お伺いしたいと思います。

続きまして、2点目の本町の経済活性化対策でございます。

ご承知のとおり、我が国につきましては、自公政権によりまして、アベノミクス政策によりまして円安、株高等により景気は上向きに転じたという報道等がなされておりますけれども、長期化するデフレ不況がまだまだ続いていることは、皆さん、ご承知のとおり、まだまだ遠い問題だというふうに思いますし、潜在化しているのではないかというふうに思います。

昨年4月に、待ちに待った圏央道が開通いたしました。各自治体は、これを契機にその波及効果を具現化して、経済活性化に取り組もうというかけ声は大きかったわけでございますけれども、その効果は、県南方面への観光客の増、またゴルフ場利用客の拡大等は見られるものの、なかなか中身的には難しい状況でございます。特に、本町の状況は困難な状況が続いているというふうに感じます。

このような中で、先般の議会全員協議会の中で、地域再生・健幸なまちづくり計画案が提案されまして、町の活性化の核となる拠点構想が示されましたが、この内容等につきましても、先程ございましたように、長期間にわたるもので、その具現化につきましてはかなり先に、7年というような先になる状況でございます。

こういう中で、町内での雇用を確保すること、これが早急の課題ではないかというふうに思いますし、とにかくリバーサイドタウンというような若者定住の促進等を図りながら、ある程度活性化を図っているところでございますけれども、まだまだ、やはり雇用確保という観点から見ますと非常に重要なことだというふうに思いますけれども、なかなか進み得ない

のが実情でございます。

そのためには、県との情報収集、新たな取り組み情報の確保、こういったことから強い連携が必要と考えます。また、本町の持つ有利な条件を生かしまして産業育成を積極的に行う必要があると私は思います。

圏央道を生かすためには、グリーンラインの早期完成が不可欠であります。現況の幹線に有利につながる道路、また土地の整備等を常に念頭に置きながら、今後、対応、対策を打つ必要があると私も思います。

現在のような景気の中で、企業誘致などあり得ないというようなご発言もございまして、大半の方がそういうふうにおっしゃっておりますけれども、私は、常に本町が本町を売り込む、そういう姿勢が必要だというふうにお考えしておりますし、その対応性を強く感じているところでございます。そういうことから、1、2、3というようなことで、雇用対策、県との連携はどういうふうになっているのか、また資源を活用した地場産業の育成、そして取り付け道路の整備によります新たな企業誘致対策の考えはいかがかというようなことで、3点程お伺いしたいと思います。

続きまして、農業振興対策でございます。

稲作を中心とします本町の実情につきましては、ご承知のとおり、農業従事者の高齢化や後継者不足、また米価の低迷など、様々な理由によりまして、特に山間地からの離農の進展など、極めて憂慮に堪えない状況にございます。そのような中で、昭和44年自主流通米制度が発足して、その翌年、昭和45年から開始されました生産調整、そして平成19年の自公政権下における品目横断的経営安定対策、そして平成22年、民主党政権における戸別所得補償方式、保有制度、また、本年平成26年から自公政権によります新たな米政策、経営所得安定対策、直接支払方式等が打ち出され、40年以上も続きました生産調整も見直し、廃止の方向が打ち出されております。

これら国の米政策、米対策の変遷の中で、農業を守る基本は、それぞれの条件の違う地域農業をいかにして生かすかではないかと私は思います。そういう中で、今後、農家の淘汰と米価の引き下げは避けて通れない状況になると思います、感じます。このような状況の中で、町としての基本的振興対策、これは常々町長がおっしゃっておりますが、このような変遷を経た中で、再度ここで伺いたいというふうに思います。

また、高齢化、後継者不足等で、担い手農家も引き受けできない中山間地、特に山間地の離農者が想定されます。現に、そういうやめる方も出て来ております。離農者に対する相談

と遊休、耕作、放棄地の解消を図るために、行政、農業委員会、JAの3者によります組織化を樹立いたしまして、その機能を十分発揮し、農地の利用集積等を行うべきと考えますけれども、いかがかお伺いしたいと思います。

最後になりますけれども、イノシシ被害による嫌気、そして、諦め感が極めて今高くなっております。私の地域等につきましては、最近では、人目につくところにイノシシが姿をあらわすような、そういう状況になって参りました。そういうことで、個体は確実に増えております。大変な状況になっておりますけれども、現在、金網に対する防御策を徐々にありますが、設置して、対応しているところでございますが、万全ではありません。地域住民が協力してイノシシを寄せつけない、そういう環境づくりが必要であります。その対策として2点ほどお伺いするところでございますが、徹底した防御と捕獲従事者の育成、そして捕獲専従部署の設置、これは非常勤職員体制の構築といったふうなことでございますけれども、このようなことに対する対応、対策につきましてお伺いしたいというふうに思います。

以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、今関澄男議員の一般質問について、お答えをさせていただきます。

まず、本町独自のコンプライアンスへの取り組み及び内部統制体制の確立についてのご質問にお答えしたいと思います。

地方公務員は、地方公務員法第32条で法令条例、規則、規定に従い、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないと規定されており、職員は、その重要性を深く認識し、日々の業務に努めているところでございます。

町のコンプライアンスにつきましては、睦沢町が事業体として守るべきものと、行政機関として社会秩序を乱さないための法令の執行機関としてのもの、また公務員として社会的に高い規範性が求められる公務員倫理についての三つが考えられます。

行政活動全般にわたる幅広い範囲を包括するものとなります。昨今、公務員へは高い倫理性から職員の規律を管理するコンプライアンスへの取り組みが求められておるところでございます。そこで、まず職員の地方公務員制度の再認識を図ることが必要となります。

次に、コンプライアンスのガイドラインを整備し、職員への周知、浸透を図り、さらに内部通報制度や内部監査制度により、その制度が職場内で遵守されているかどうかをチェックできる仕組みが求められます。

地方公務員制度等の法令に関しましては、新規採用、初級、中級等の職員研修により、その都度実施をされております。

また、町では、平成21年に公益通報者保護法の施行に伴い、睦沢町職員等の内部通報に関する要綱を制定いたしました。この要綱により、内部通報者の立場を担保し、監視体制を確立いたしましたところでございます。内部通報の相談窓口は、総務課にございます。

なお、現在のところ、内部通報の実績はございませんが、内部通報があった場合には、総務課長が内容を聴取し、通報が適法なものである場合は、副町長を委員長とした内部通報対策委員会による調査がなされます。現在、職員の法令遵守につきましては、その都度メールや文書、または企画調整会議等で周知を図っているところでございます。

個々の職員が法令遵守を認識することが何よりもミスや不正の防止につながるものと考えております。今後は、指針の策定を進め、内部通報制度もあわせた中での取り組みをし、職員への周知、研修等により法令遵守の認識を高めていきたいと思っております。

コンプライアンス担当窓口、部署の設置ということですが、議員ご承知のとおり、本町は規模も小さく職員の少ない中での業務を行っておりますので、新たに部署を設置することは考えておりませんが、内部検査部署の設置などについても指針の作成と併せて今後検討して参りたいと思っております。

職員の法令遵守を徹底し、会議や研修等の折に触れて職員が再認識し、信頼の低下を招かぬよう努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

続きまして、圏央道の供用による雇用、経済対策等のご質問でございますけれども、昨年4月に開通した圏央道による観光等の経済効果は、本町を含めた長生郡市においても一定の成果を得たと認識しております。一層、振興事業の取り組みを進め、定着したものになりたいと考えます。しかしながら、雇用情勢を取り巻く環境につきましては、いまだ不透明であり、新たな雇用の場の創出が必要であります。

1の雇用確保対策など県との連携でございますけれども、交通や流通の利便性の向上による企業誘致等については、特に県や他市町村との共同歩調が必須でありますので、引き続き連携して取り組みたいと考えております。今、千葉県では、新治工業団地の構想がございますので、この辺も当然視野に入ってくるというふうに考えております。

また、町として、商工業や農業の分野においても新たな雇用の確保に努めてまいりますが、特に緊急雇用創出事業にかかわります地域人づくり事業の実施やハローワークの求人情報の提供、地域若者サポートステーション事業による就労支援の連携を強化して参ります。

次に、②の資源、地下資源、観光等を活用した地場産業の育成ですが、沿線自治体として、千葉県アクアライン、圏央道沿線地域産業活性化協議会によるエネルギー関連産業、ものづくり関連産業、食品関連産業、そして観光関連産業を集積し、人材育成、流通支援、事業環境の整備をより一体となった産業振興の場を作る試みを行っております。

本町といたしましては、町が持つ潜在的な資源を見出す人材の育成や産学連携による技術の向上、新産業の創出に向けて、千葉県産業振興センターや千葉大学等の連携事業の推進を進めております。特に、本町の持つ里山の魅力を活用した観光を始めとする産業、健康づくりの様々な活動も地場の産業として広く生かして参りたいと存じます。

次に、③取り付け道路の整備による新たな企業誘致対策の考えはについて、お答えいたします。圏央道の取り付け道路ということで、外房地域への玄関口ともなる長生グリーンライン、国道409号茂原一宮道路は、千葉県が公表した開通目標によりますと、整備区間となっている茂原長南インターチェンジから茂原市三ヶ谷地先の広域農道までの7キロのうち、部分開通になりますが、茂原市台田地先の主要地方道茂原大多喜線にぶつかるまでの4キロメートル区間までが平成31年度の開通目標になっております。主要地方道茂原大多喜線から広域農道までの約3キロ区間については、現時点では開通の見通しが公表されておられません。千葉県では、現時点で開通公表されていない箇所についても、開通の見通しが立った段階で随時開通時期についてお知らせしますとしております。このお知らせは、昨年12月ころから始まった制度というふうに伺っております。

また、広域農道から一宮町までの調査区間については、近隣市町村と協力をしながら随時要望活動を今後とも行って参る所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。今後も一日も早い開通をお願いするべく関係機関への要望を引き続きして参り所存でございます。

なお、圏央道から直接本町へ通じる長生グリーンライン以外の取り付け道路については、現在計画はされていない状況でございます。

このようなことから、取り付け道路の整備による新たな企業誘致対策の具体的な構想はございませんけれども、圏央道の開通により首都圏までの時間が短縮された今から何らかの方策をとっていかなければならないというふうに考えております。

今後は、上之郷交差点周辺や上市場県道周辺を町の拠点とするべく、先日の議会全員協議会でもご説明させていただきました地域再生・健幸のまちづくり計画に基づき、事業を展開する中でも民間の力を活用したいと考えておりますので、新たな企業誘致についても十分に考慮しながら進めさせていただきたいと思っております。

また、企業が佐貫地先に所有している土地、山林で67ヘクタール位でございますけれども、これについても、町に寄附をしてもらえるとという話もありまして、現在進めているところでございます。この寄附が実現いたしましたら、多分野にわたる企業から幅広く事業提案の公募を行いたいと考えております。いずれにいたしましても、新たな企業誘致が出来るような環境を整え、推進をさせていただきたいと考えております。

しかしながら、睦沢町のこの里山を大事にするというようなものに合致するものと考えていった中でしていきたいというふうには考えておりますが、そのようなことで、議員各位のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、一方で、他のところから見ると、どうも一宮駅というのは、要はベッドタウンとして、通勤する駅として非常に利便性が高いんだというお話もござひます。そのようなことで、一方では、ベッドタウンとしての睦沢町をPRしていくという方法も必要ではないのかというふうには考えているところでござひます。

次に、農業振興対策についてのご質問でござひますが、農業政策が大きな転換期を迎えている中で、その基本的な考えは当初からお話している内容と変わるものではござひません。本町の水と緑に恵まれた環境を活かし、稲作を中心とした農業を守って参ります。その方策として、集落営農組織の育成による農地の有効な保全活用、耕作放棄地の解消等、担い手の確保、後継者の育成を図り、農村の景観、環境、機能をも維持して参りたいと考えております。

ということで、集落営農については、現在のところ、担当課からは、大谷木、北山田地区、あるいはまた岩井地区において、そういう芽が出て来たので、その鋭意推進に当たっているというふうには伺っておりますが、いずれにいたしましても、全地区に早期に説明会を実施し、町全体としてそういう芽を育てていきたいというふうには考えていますので、よろしくご支援をお願いしたいと思ひます。

また、かずさ有機センターを核とした良質たい肥の施用による睦沢米のブランド化、環境保全型農業の取り組みによる安心安全な農産物の生産、販売に努め、付加価値を創意し、収益増を目指して参ります。これらを具現化するため、道の駅つどいの郷むつざわを中核とした販売体制の充実、地産地消の推進、新たな農産物の加工、販売、商工観光と連携による振興の活性化と里山を生かした都市間交流をともに推進して参りたいと存じております。

次に、離農、耕作放棄地対策として農地活用相談機能を發揮すべきではについてでござひますが、農地の維持、活用については、農業従事者の高齢化や農業生産額の低下など、我が

国全体の問題として、政府一体となった包括的な検討がなされ、産業としての政策と国土保全といった多面的機能を目指す政策の両輪で、地域の活力創造本部を設置し、新たな施策を展開しつつあるのはご存じのとおりであります。本町におきましては、町や農業委員会、農地利用集積円滑化団体である長生農協による相談等を行って参りましたが、個々の活動での成果は厳しい状況にあります。

このことから、基本的な振興対策でも申し上げましたが、集落営農組織等の育成を目指す中で、農業従事者からの聞き取りや話し合いを密にすることにより相談機能を発揮して参りたいと考えます。

また、新たな施策として、各都道府県に農地中間管理機構を設置し、担い手への農地集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消等を目指した農業の構造改革が示されました。内容もまだ不明な点もありますが、制度の徹底に努めて参りたいと思います。

長生農協につきましても、ご存じのとおり組合長がかわりました。それを受けて、行政連絡会議が先日行われたところではありますが、この農地の中間管理機構から委託を受けて積極的に農地の流動化に農協として努めたいというお話もございました。

また、農地中間管理機構については、細かい点については市町村に委託をするという話も一方ではございます。そこら辺が先程もお話ししましたように、関東農政局の課長の説明会も近々予定をしているということで担当から伺っておりますので、そこら辺のところを見極めながら、具体的に進めて参りたいというふうに考えておりますので、よろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、実効性のある有害鳥獣対策の徹底した防御と捕獲従事者を育成すべきではについて、お答えをしていきます。

今年度の有害鳥獣捕獲実績で、特にイノシシについては、昨年末の96頭に対し、個体の増加も考えられますが、本年度は1月末で153頭を捕獲しております。これまでも国庫補助事業を活用し、金網柵の設置や箱わなを購入し、被害状況や目撃情報等をもとに設置し、被害の拡大を減少させる策を講じておりますが、平成26年度において、本町の猟友会以外に長生郡市内の猟友会会員にも参加を促し、有害鳥獣被害防止対策を適切に実施することを目的といたしました睦沢町鳥獣被害対策実施隊の設置を計画しております。県内には、まだ、活動実績の例はございませんが、将来的には、現在実施している3町合同での銃器による捕獲作業の実施回数も増やし、また、わなの設置についても、国、県の調査や他市町村の情報を把握し、さらには実施隊の活用によりの確な捕獲ができるよう努めて参りたいと思います。



また、捕獲従事者を育成することにつきましては、平成26年度予算におきまして、狩猟免許取得促進事業として、現在銃器を使用した駆除に従事している方を対象にわな取得に係る費用の一部を補助する事業を計画しております。これにより、わなによる捕獲従事者の確保に努め、わなの管理についても徹底していきたいと考えております。

続きまして、イの捕獲従事者部署、非常勤職員体制設置の考えについて、お答えします。現在は地域振興課生活環境班において有害鳥獣被害防止対策を担当しておりますが、先程、ご説明いたしました睦沢町鳥獣被害対策実施隊が有益な活動ができるよう整備しながら、農地等の有害獣による被害を減少できるよう努めて参りたいと思いますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○5番（今関澄男君） 非常に広範囲にわたるご回答をいただきました。誠にありがとうございます。また、内容的にもかなり行動的な内容もございますし、回答等も、一括ここでお聞きしても、具体的に、個別的にはいろいろあると思いますので、その辺につきましては、またそしゃくさせていただきたいと思います。

そういう中で、まず1点目の、コンプライアンス対策でございますけれども、私、前に、前町長のときに質問したときには、公務員五訓といいますかね、公務員五訓を職員に周知徹底させているよと、こういう回答であったわけでございますけれども、中身を見ましても、それぞれ地方公務員としての、公務員としての遵守事項を書いてある中身でございますので、これは、当然職員は頭の中にたたき込んでいると思いますが、この辺のことをさらに突っ込んで、市原町長がどういうふうに職員を教育するのか、その辺の、再度、決意的なものがあればお願いしたいと思います。

それから、公益通報保護法に基づく内部通報に関する要綱等の内容でございますけれども、本件につきましては、その要綱の活用はまだないと、こういうことでございます。

なかなか内部職員が、総務課長のところが窓口になると思いますが、内部通報するというのは、これ非常に勇気のいることでございますし、難しい案件だと思います。そういった面で、それぞれ職員の意識の改革、この辺にあると思いますので、そういう教育研修をひとつやっていただきたいというふうに思いますし、職員だけでは察知できない問題等も十分考えられます。そういったことで、外部、第三者、町民からの通報に対するいわゆるグリーンライン、こういうものも私は設置すべきだというふうに思います。

いわゆる不祥事の未然防止、そして早期発見、不祥事があってからでは、もう既に遅い、こういう形になりますので、いかに未然に防ぐかということ、先程、そういう不祥事とか、法令違反とかそういったものだけじゃなくて、いわゆる職員としての資質の向上等も含んでおりますから、その辺も踏まえてですね、ある面、こういう情報網の公益化、町民からのそういう受け入れも十分出来るように、是非お願いしたいというふうに私は思いますけれども、その辺のお考えにつきまして、再度お伺いしたいというふうに思います。

それから、今朝ほどの報告のほうで、そういうチェック機能が甘かったと、こういうことで監視員に対する資質のあり方、資質の内容が間違ってしまったと、こういう報告がございました。これは、本当にチェック機能なんですよね。こういうことは普通はあり得ないんです。ですから、そういうチェック機能をですね、これ内部統制不足なんですよと私は思います。

そういったことで、お互いに牽制する、そういったものをやはり強化する必要があると思いますので、お願いを申し上げたいと思いますし、過去にも、公金の関係で指定金融機関等の問題もありました。やはりそういった問題は、職場風土、そういうものが甘いから、そういう隙が出てしまうというふうに思いますので、色々であろうかと思いますが、やはり職員だけの問題じゃなくて、全体を含めたそういう職場風土を作り上げていくことが、このコンプライアンスに通用する内容だと思いますので、是非ともその辺につきましての対応をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、経済活性化対策でございますけれども、これにつきましても、非常に前向きなお答えもいただきました。特に、私ども、佐貫地区の山林等を中心として67ヘクタールの大きな面積にわたる寄附行為もあるというようなお話もいただきましたので、その辺につきましては十分検討していただいて、将来の睦沢町の地域の活性化を促進していただきたいと考えております。

そういったことも踏まえまして、ひとつお伺いしたいと思います、午前中も話がありました中房総の、特に観光とか色々あると思いますが、そういう推進ネットワークの協議会等の動き、その後どういうふうな協議がされ、ある面では、実績等がどのような形になっているのか、特に、夷隅、市原、房総等を中心として、この外房方面につきましては、どうしても一步遅れているような感じがいたしますので、そういう協議会の動き等につきまして、おわかりの範囲で結構でございますので、お願いしたいというふうに思いますし、町内の企業動静、これは民主党から自公政権にかわって、景気のある面では上向きというような話はあ

りますけれども、まだまだ前には出ていないというふうに思いますけれども、現在の町内の企業の動静によって、ある面、方向があるかもわかりませんので、もし、わかる範囲であれば、その事業所の数とか、従業員の数とか、そういう動静によってある面判断も可能だというふうに私思いますけれども、もし、そういうつかんでいるデータがあればお願いしたいというふうに思います。

いずれにしても、自主財源確保の観点から、この企業誘致、また雇用の確保等につきましては、極めて重要な問題でございますので、積極的な、前向きな取り組みにつきましてお願い申し上げたいというふうに思います。

続きまして、農業問題でございますけれども、それぞれ基本的な取り組みにつきましては、営農集落の構築等を通じまして今後の対応をすると、こういうご回答でございました。なかなか組織の構築につきましては難しい面もございますけれども、ある面、若い人たちを中心にですね、やはり将来の地域の農業を守る観点から、積極的なアドバイスをお願いをしたいというふうに思います。

そういったことで、私は、特に農地の有効活用等につきまして非常に懸念をしているところでございますけれども、先程町長のお答えの中で、農協もある面では農業振興計画が策定されました。これ、平成26、27年と2か年ではございますけれども、中期計画の策定の中で、特に農業の振興計画、その中で、担い手の対策等につきまして強化方針が出ております。そういうことで、私は、その地域農業の活性化、担い手の人材育成等、やはり農地の生産力の維持に努めるためには、あらゆる面で対策を打つ必要があるというふうに思います。

したがって、出来れば農協の体制も組合長かわりまして、今後強化されると思います。そういった面で、是非行政と、特に農業委員会も入っていただいたそういう窓口といたしますか、交渉ですね、そういう行政とどういったところでタイアップ出来るのか、そういう機能分担等がどういった形で出来るのか、その辺の何といたしますか、トップ同士のお話し合いをしていただきまして、是非機能強化に努めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、イノシシにつきましては、実施隊を設置するというところで、条例の提案もこれから議題でございますから、その中で具体的な内容が出てくると思ひますけれども、いずれにしても、実施隊という、今度は具体的に動くね、そういう体制をつくるということでございますから、是非その方々の活躍をご期待申し上げたいというふうに思ひますし、また、一番大事なことは、地域の皆さん方が協力しあつて認識を一にしませんと、この問題は解決

できませんので、その辺も踏まえまして、行政としての方向を打ち出していきたいと、  
こういうふうに考えておりますが、その辺につきまして、検討事項があるとすればご回答い  
たいただきたいというふうに思います。

よろしくどうぞお願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、最初にコンプライアンスの関係でございますが、まず、職  
員に係る統制という意味からは、人事管理部門でのこれからのマネジメントを行うことにな  
りますが、アプローチとして、土台となる地方公務員制度について職員に再認識をしてもら  
うための教育訓練がその始まりだというふうに考えております。

次に、コンプライアンスは幅が非常に広いわけですので、我が町として、職員に遵守して  
もらうガイドライン的なものを整理してマニュアル化する、それを職員研修で浸透させる作  
業、つまりコンプライアンス研修的なものが第2段階のものというふうに考えております。  
そして、このマニュアルが職場内で遵守されているかをチェックする仕組みを確立する必要  
がありますので、本来であれば法令遵守のチェックは組織の権限ラインの中で行うべきもの  
であります。職員の悪意や故意、重大な過失による権限ラインでのチェックがすり抜ける  
事態が起きないようにするにはどうしたらいいかということが課題となります。

このため、内部通報制度や内部監視制度が取り組まれつつありますが、今のところ全国的  
に決定打となるそれらの仕組みが見出せているものがないというのが実情でございます。し  
たがいまして、コンプライアンス条例も含めまして、今後コンプライアンスすべき範囲やそ  
の仕組みを研究していく必要があると認識しております。

さらに、内部通報でございますけれども、一つの例を申し上げますと、実は職員に今自己  
申告制度というものを実施しておりますが、従来は総務課長を經由して副町長に出すという  
制度をとっておりましたが、やはり職員に自分の考えていることを見られるのはどうかとい  
う声があったように感じました。ということで、現在では、それを直接副町長の管理する箱  
に入れてもらうというふうに変えた事例もございます。そういうものも参考にしながら、今  
後の方策について研究を重ねながら、それこそ不祥事があつたばかりでございますので、  
このようなことが二度と起こらないように早急に検討して参りたいと思っておりますので、よろし  
くお願いをしたいと思います。

それから、町内の企業の動静はということでございますが、今現在、町内の企業者の動静  
は非常に厳しいものがあるものしか私の耳には入っていない状況でございます。

まず一つには、双葉電子が昨年中に撤退するとありましたが、この3月中に、あそこは市場ですね、の工場を撤退するというお話がございますし、その隣にありました新生酪農に併設してありました太陽運輸と言いましたかね。そちらのほうはもう既に撤退をしまっているということで、地権者は、ご自分で太陽光発電を設置しているという状況も見られるところでございます。

それから、中房総の関係についての詳しい内容については、課長のほうからご報告をさせていただきたいと思います。

ということで、町内の企業者からの声というものは、私のところに今届いているのは、元気になったという声は全く届いていないのが実情でございます。

それから、農業の関係でございますけれども、先程もちよつと触れましたが、日本型直接支払制度、これが新しく打ち出されます。ご承知のように農地・水環境保全については、県内でも我が町だけでございました。農振の用地区域、全域を対象として取り組んだというのは睦沢町独自でございましたけれども、また、新しい制度によりますと、農振の用地区域以外でも行政が認めればその区域に含めることが出来るというような情報もございます。ということで、先程申し上げましたように、国の担当官の説明を詳しく、再度聞き直して、町としての戦略を練り直して、それでJAと組むのがいいのか、農業委員会と組むのがいいのか、全体で組むのがいいのか、それともまた、先程言った中間管理機構、これは町が独自でやったらいいのかということ再度練り直しをしながら、睦沢町としての戦略をさらに練り上げてこれに対処していきたいというふうに考えております。

当然、そうしますと集落営農の形はどうあるべきか、あるいはまた認定農業者にどのような形で支援していったら企業として生き残っていけるのか、あるいは、がいつも言うように、もう1点として企業としてよりも地域の環境を守るとしての集落営農組織はどのようにしたらいいのかというものがおのずと見えて来るのではないかとこのように考えております。

したがって、国の考えている方策をまず勉強させていただいて、それをいかに睦沢町方式に利用していくかということ戦略として練っていきたいというふうに考えております。そのようなことから、担当課長のほうでそういう説明会をするという話もありますので、先程荻野議員からもありましたように、認定農業者のまとまりをという話もございます。そういう会議に認定農業者にも参画させていただいて、よりよい方策を練っていきたく思いますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

最後になりますが、有害鳥獣につきましては、実施隊、これは今まで例がないということ

でございますが、率先して手を挙げて実施して参りたいと思いますので、ご支援よろしくお  
願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 鈴木地域振興課長。

○地域振興課長（鈴木庄一君） それでは、命により回答させていただきます。

経済対策の関係で、中房総観光推進ネットワーク協議会、この団体だけではないというふう  
に思っておりますけれども、まず、こちらにつきましては、市原市が今事務局となっております  
りまして、圏央道開通、国道297号線沿線、それから長生郡市の中では、長生村と白子町は  
加入しておりませんが、それ以外の市町は入っているという状況でございます。

活動の内容につきましては、この地域全体で、圏央道を活用して、都内の方々が房総に  
来ていただくための各種イベントなど、特に海ほたるとかですね、それから、市原のアウトレ  
ットとか、それからイオンモールなどへの観光等の物産などの販売、それから、PR等を行  
っております。

また、ここは、3月末から4月にかけて市原市がやりますアートミックスという大きな展  
覧会等、大きな観光イベントがあるんですが、そちらにもこの協議会が連携をしてやること  
になっております。その中で、睦沢町もいろいろなPRについて、ここを活用してやってい  
きたいというふうに思っています。

このほか、千葉プロモーション協議会、また長生地域観光連盟などがございます。町単  
独で様々な振興政策に持っていきたいと思いますけれども、こういう外部の団体といいまし  
ょうか、加盟している団体の活動をフルに活用して、睦沢町のPRに努めて参りたいとい  
うふうに考えております。よろしく申し上げます。

今のアウトレットは木更津で、市原市ではなくて、市原市はイオンモール市原です。それ  
から、木更津がアウトレットということです。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○5番（今関澄男君） 1点だけお伺いしたいと思います。

コンプライアンスの関係でございますけれども、通報関係で、特にお聞きした町民からの  
通報に対応する、何かあれば天下とったようにこちらに文句を言うのは当たり前の話なん  
ですけどもね、ある面では、そういう人を傷つけないような、そういう何と申しますか、ソ  
フト的な、通報的なそういうことを受け入れられるような、そういう予防的なもの、こう  
いうものが出来ないものか。いわゆる内部職員だけじゃなくて、外部、町民を中心としたそう

いう話も受けたほうが少し前向きになるんじゃないかというふうに思いますが、その点につきまして、1点、お伺いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 内部通報、あるいは外部通報ということですが、いずれにしても、間違いが起きた場合は、その当事者から担当部署に普通来る。というのは、どういうふうになっていますかという、自分の勘違いもあるかなという用心をしながらですね、確かこういうふうになっていないと思うんですけどもという問い合わせがありますので、やはりどうしても一番最初は、その業務に携わっている部署に問い合わせが来ると思います。

そのほかには、人権と行政相談と、色々そういう相談制度がございます。そういった中で、その相談員さんの中で解決がつくことはそれでさせてもらっていることもありますし、そういう相談員さんの方から、こういう問題があるようですよと、よく中身を精査してくださいということも今現在ではあります。ということで、そういう制度は、既にその行政相談とか、人権相談ではあって、それはもちろん活用させてもらっております。

そういうことで、逆に言うと、その相談員さんについては、私が入選をしておるところでございますので、その入選に当たっても、十分今お話がありましたように、高圧的にならないような方になっていただいて、親身に話にのってもらおうという方をこれからも選任していきたいと思っておりますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） これで、5番、今関澄男議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（市原重光君） 次に、1番、田邊明佳議員の発言を許します。

田邊明佳議員。

○1番（田邊明佳君） それでは、通告順に従い質問させていただきます。

一つ目、町民の安全について。

睦沢町で起こった殺人事件の日、睦沢町では、小学校に通う子供の保護者への引き渡しによる下校を行わず、集団下校だったと聞きました。まだ犯人がいるかもしれない状況にもかかわらず、多少早目の下校だったということで、たまたまメールに登録して連絡は受けられども、誰も家にいなかったのも、急いでおばあちゃんに連絡して子供を見てもらったという話や、保護者が家にいない子供を心配する声も聞きました。放送で地域に見守ってください

と言っていますが、限界はありますし、集団下校でも子供が途中で一人になることもあります。

子育てはしたことはありませんが、保護者の方の心配を思うと、この措置は適切だったのか疑問に思います。このことに関してどうお考えでしょうか。また、その後の大雪の日は、保護者への引き渡しをしたらしいですが、その実施の基準は何だったのでしょうか。殺人事件の日との違いは何なのか、お聞かせください。

また、関連して、安全に関して。榎戸橋右岸が崩落する以前に指摘したこともありますが、橋の交通不能区間の表示がついている箇所への看板等の設置は考えているのでしょうか。以前、指摘をした後、看板がかかることもなく、崩落しましたが、あの崩落は、橋ではないから関係ないとまた言われそうですけれども、実際に交通不能区間の表示がついていた橋の右岸での崩落で、あのとき、もし事故があり、表示のなかったことに対することを言われても、いやここは橋ではありませんのと言うのでしょうか。たまたま、今回は、橋本体ではありませんでしたが、他にも交通不能区間がついている橋はありますし、今度は左岸が崩れるかもしれません。そういったところに対する対応はどうするのでしょうか。

次に、町の農業の振興について。

第2次総合計画の農業の振興における基本方針で、睦沢米のブランド化と町の資源を生かした特産品の開発と地産地消の推進、新たな流通経路の開拓を掲げており、また25年度予算、提案理由説明書でも、ブランド化の促進を図るとしていましたが、具体的に現在、どのように進めているのでしょうか。

生産者の立場から見ますと、ブランド化も町の資源を生かした特産品の開発も進んでいないようにみえます。12月定例会では、なぜか米ではなくたい肥センターで、黒ニンニクや果樹、野菜をどんどんやっていきたいとの発言がありましたが、睦沢町の2010年のデータですが、農地面積の91%を水田が占め、地質も粘土質が多く、畑作に向いているとは言えません。町の資源を生かすというなら、そこらに生えている竹や、今も利用しているもみ殻をそのまま様々な方法で使い尽くすほうが黒ニンニクよりまだ現実味があると思います。

もともと農業は、利益を出しにくい上に、高齢化、TPPや鳥獣被害、農家の保護という名のスポイルによって、非常に先行きが不安定になっています。新しく始まる国の補助も、強い農業を作ろうという意図は見えません。その中で、基幹産業である農業を何とかしていかこうとするなら、農産物に付加価値をつけていくことだろうとは思いますが。

先程の今関議員の答弁で、ブランド化に関して道の駅を当てにしているような節もありま



したが、それだけで用が足りると思っただけでなく、欲しくありません。ブランド化は時間もかかりますし、県が何年も前から推しているフサコガネが、県内調査でよく知っているが19%、多少知っているが38%でした。このような思わしくない結果を受けて、県はPR強化に乗り出すとの新聞報道がありました。県ですらこうして苦慮しているのですから、道の駅を当てにしたり、観光や黒ニンニクなど、町では他のものによそ見している場合ではないと思います。初志貫徹していただきたいものです。

補助金は、大変ありがたいものではあるのですが、一時のものです。息をつくことは出来ませんが、発展はありません。一時のものより安定して収入を得られる方策を進め、農業に魅力をつけていくことが大事だと思います。プレジデント社の調査では、東日本大震災からの価値観の変化で、仕事を通じて社会に貢献したい、自己実現ができる職につきたいという若者の意識の変化を指摘しています。本町の農業を少しでも魅力あるものに変えていけたら、そういった若者たちも本町で農業を営んでくれるようになるかもしれません。

現在、農業に従事している若者は、園芸だったらもうちょっと若い方もいらっしゃるんですが、稲作だと、もう40を過ぎた私が若手のうちに入ってしまうので、本当に、先行きは暗いなど思っているんですけれども、ちょっとはずれてしまいましたが、それで、改めてお聞きしますが、睦沢米のブランド化への取り組み、及び町の資源を生かした特産品の開発と地産地消の推進、新たな流通経路の開拓は具体的にどうなっていますでしょうか、お聞かせください。

以上、ご答弁、よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず最初の町民の安全についての1の教育委員会関係につきましては、後程教育長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、榎戸橋の危険箇所への看板等の設置についてのご質問にお答えいたします。

安全看板の設置につきましては、ご指導いただいたとおりで、対応が大変遅くなりましたこと、大変申し訳ございませんでした。定期のパトロール及び豪雨等の巡回や住民からの連絡等を確認し、まずは住民の安全確保を優先し、道路維持管理に努めて参ります。

なお、榎戸橋右岸の道路災害復旧につきましては、1月に災害査定も終わりましたので、現在通行どめを行っており、地域の方々には大変ご不便をおかけしておりますけれども、一日も早く工事の完了に努めたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、農業振興における睦沢米のブランド化、特産品開発、地産地消と新たな販売経路に

についてのご質問でございますけれども、本町の農産物の付加価値として、かずさ有機センターの良質たい肥を施用し、土壌改良による低価格肥料、低農薬による安心安全な農産物の生産を進めております。特に、睦沢米のブランド化については、その品質の向上と育成方法の定着が必要であることから、町ブランド米研究会において、観光区と試験区に分けた栽培実証の取り組みを行い、また米の生産者が食味分析コンクールに出品し、品質の状況把握に努めており、こうした成果を生産者に還元し、活用していただけるよう努めております。

先日のかずさ有機センター協議会の席上におきまして、川島営農組合長もその構成員になっておりますが、組合長からは、川島の米は大変食味がよくなって非常に評判がよくなってきた。どうして秋に全部売ってしまうんだ、自分のとこできちんと保冷庫を持って、欲しいときに売れるようにしてくれという声があったということで、非常に要はたい肥を使った、あるいはまた、川島については、たい肥だけではなくて、1年置きに小麦を作っておるといふこともございます。どちらがよかったのかということ、すぐに断定出来るものではございませんが、いずれにしても、川島については、当初からかずさ有機センターのたい肥を使用していたわけで、そういう実感も組合長から出ているということでございます。したがって、こういうものをどんどんPRしながら睦沢米の定着に努めて参りたいと思っております。

新しい特産品については、睦沢米同様にかずさ有機センターのたい肥を使って生産する果樹や野菜などを近隣町村の状況を踏まえてふやしてまいります、加工品として活用出来るものにいたします。現在、里芋やニンニクなど生産を進めて参りたいと考えております。

新たな流通経路の開拓につきましては、優良なたい肥の施用による環境保全型農業の推進の観点から生産される農作物の安心安全と良品性を付加価値としておりまして、たい肥の販売と同時に農産物の販売PRを進めるため、千葉県産業振興センターの技術協力を得て都市部の市民農園、特に練馬区の1,500区画を超える農園などを利用する自然志向派の消費者との交流により販売経路の拡大を進めておるところでございます。

また、これまで実施して来ました板橋区や新宿区での交流事業、商業施設、イベント等での販売と併せて、睦沢町のよさを全面に出した活動を行って参りますので、よろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

私のほうからは以上です。

○議長（市原重光君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 田邊明佳議員の町民の安全についての①の部分について、教育委員

会関係のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

ご案内のように、先月3日未明に発生しました小滝の殺人事件でございます。一日も早い解決が望まれているところでございます。当日は、事件の報道、また事件の情報が町のほうに入るのに多少時間がかかりまして、各学校の登校時間と重なってしまった。児童生徒は、既に登校済みであったというような状況でございました。

町の教育委員会としましては、状況の把握に努めまして、午前10時に各学校長、こども園長を招集しまして対策を協議いたしました。その結果、当分の間は、中学校では、朝練習を中止する、小学校では、集団下校、中学校におきましては、一斉下校。また、こども園も、送迎時に注意喚起を行いまして、さらに登下校時における職員や防犯ボランティア、教育委員会事務局職員によります青パトによりますパトロールの実施、このようなことを行って参りました。

また、当日、各学校では文書を配付させていただいたんですけれども、警察の警備等もあったこと、また、各家庭により状況が違うというようなこともあって、そのような対応になってしまったというようなことでございました。

また、2月14日なんですけれども、大雪の時点での対応につきましては、午後から短時間のうちに雪が積もったというようなこと、特に、下校時に自動車の歩道等への飛び込み等が懸念されるというようなことから、学校での引き渡しを行うというようなことで、実施したわけでございます。

最後の児童が保護者の手に渡ったのが午後6時30分過ぎだというようなことで、土睦小学校のほうから連絡を受けまして、その時間帯で全て児童生徒が帰宅したと、そのような形で伺っています。

また、2月28日に校長と連絡調整会議を公民館のほうで実施しました。部活動につきましては、小学校では、新年度から再開をしたい、中学校は、3月11日、卒業式の日なんですけれども、その午後から再開をしたい。しかしながら、完全下校は5時をもって完全下校とするというようなことでお願いをしたところでございます、意見統一をしたところでございます。

それにつきましても、町民のご協力によります防犯ボランティアや交通安全見守り隊、また、職員によります青パトによる見守り活動を本年度中に実施したいなというふうに考えてございます。

町の学校におきましては、避難消火訓練等のマニュアルは作ってあるんですけれども、こ

ういったような登下校に際しての、また、不審者もあるんですけども、その不審者につきましては、学校、園に侵入する不審者対策をどのようにしたらよろしいかというようなマニュアルでございまして、その辺のマニュアルにつきましても、今日なんかニュースでやっていますけれども、柏市のほうでも殺人事件があったというようなこと、したがって、登下校時にこのようなことがあった場合については、初期対応をどうするのか、また保護者に引き渡すべきなのかどうなのか、その辺も踏まえまして、今後検討して参る、作り直していこうというようなことで考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○1番（田邊明佳君） まず、安全について、言いたいのは、町民を守ることに町勢はどうかということなんです。

殺人事件の日、他町では、引き渡しによる下校があったんですよね、確か。それで、当の睦沢町がそうじゃなかった。そうしないのは、この町の危機管理意識が低いのではないかと、保護者の方に不安を与えるのではないかと私は思うんですが、睦沢町は、教育にお金をかけておりますけれども、お金を出すだけがすべてではないと思っています。常々子育て支援の充実とか言っておりますが、安心して子供を預けられるという信頼感が必要なのではないかと私は思います。

その日に保護者への引き渡しをしなかったことが、本当に考えて考え抜いたベストな対応だったと思われるのか、ちょっとお聞きしたいんです。

あと、橋に関してですけども、榎戸橋のような、ほかにもいろいろあるんですけども、そういった橋に対して看板等の設置とかを考えているのか、お聞かせください。

あと、米のブランド化ですけども、ブランド化進めていますというご答弁ではありましたが、世の中、宣伝勝負というか、余りおいしくないお米でも宣伝一つで、とてもばーんと爆発的に売れたりもするんですけども、町はそういうことをやっているんですかと聞きたいんです。おいしくても知られていなければどうしようもありませんし、スーパーでも、他の多古米であるとか、長狭米であるとか、そういったのがもう売られていたりして、知られてもいるし、ラジオ通販等で認知度を上げているところもあるんですね。それで、果樹とか野菜とかと言われても、さっき言ったように91%は水田ですし、正直申し上げて、今あるイチジクであるとか、イチゴであるとか、余りぱっとしませんよね。知っていますよね、それ。それで何をそんな無駄なこととしてどうしようというのでしょうか。

それなら、もうそういうものに向かないのであるから、稲作ばかりになっているのに、そこを伸ばさないでどうするんですかと、私は聞きたいです。畑作が率がいいのは知っているんです。回転次第で、本当に利益を上げていきますから、ああいうものは。向いていないから水田をやっているんですよ、こっちは。

あと、町の特産というか、資源を生かしていくというなら、さっきもちよろっと言いましたけれども、苗、野菜や何だやっているより、例えば、竹も大分増えていますから、燻煙竹とか、竹パウダーとか、竹炭とか、私、お小遣いで竹パウダーを作る機械を買ってやろうかなと思っているんですけれども、山に入ることで山の整備にもなるし、イノシシ対策にもなるんじゃないかと思います。景観も整っていきますし。

例えばの話ですよ、これやれとは言いませんけれども、そういったものもつながりを持って、発展させていけるものをちゃんと考えているんですかとお聞きしたいです。もみ殻だって、ぬか釜で炊いたお米はおいしいといますし、もみボイラーもあります。他にも探せば色々あると思うんですけれどもね。

お米の食味とか言っていましたけれども、以前、ちらっと90点以上になったらとか、振興課長が言っていたような気がするんですけれども、90点いかなくても80点以下にならなければ大体おいしいと思えるものなんです。さっきも言いましたように、宣伝だと思っようね。その点、どうしていかれるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず最初の橋に関しての看板設置はということでございますが、具体的なことにつきましては、担当主幹のほうからご答弁させていただきたいと思っております。

それから、農業のブランド化ということで、町は、まず農業、特にお米に対して、当然野菜等に対しても言えることなんです、かずさ有機センター、ここに町の資金を投入しながら、良質たい肥を生産している。これについては、農業者に対して絶対的な応援をしているというふうに考えております。そのようなことで、農家の方がこれをいかにうまく利用していただくのかということにこれからはかかってくるのかなというふうに考えております。

ただ、自分が、今、非常に悔しいなと思っているのは、皆さんも承知だと思いますが、一番最高にやったときは、水田に300ヘクタール、このたい肥をまいていました。今現在では、100ヘクタールほどに減ってしまっております。そういった中で、良質たい肥を使った米だよというふうに本当はPRを打っていきたくはないんですが、残念ながら3分の1に減って来てしまっているということは、私にとっては非常に残念だなと思っておりますが、いずれ

にしましても、農家の気持ちがなければ、やはり出来ていかないのではないか。

町は、たい肥センターの運営をやめたわけではございませんので、十分にこういう施設を農家の方が逆に利用していただく。その上でもって、町はそれをPRするということが大切になって来るのかなということ、特に食味値をはかったりということ、毎年ずっとそういうところに出しておりますので、そういうものも有効なPR材料になると思いますので、そこら辺に鋭意努力して参りたいと思っております。

細かい内容については、担当課長のほうからお話があると思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（市原重光君） 田邊地域整備担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） 命によりお答えいたします。

橋の看板につきましてですけれども、現地のほうを確認し、随時対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（市原重光君） 鈴木地域振興課長。

○地域振興課長（鈴木庄一君） それでは、命により回答させていただきます。

お米に対して、単刀直入にPRしろということでもございました。また、その他、町の里山の資源を使っていろいろ活用することによって、有害鳥獣とか、また、そういうものに対しても軽減が出来るんじゃないかという、いいご提案をいただいて、ありがとうございます。

まず、米なんですけれども、もちろん、お米を中心にかずさ有機センターのたい肥を使って土壌改良をしていただいて、米に合ったもの、それから畑に合ったものの土を作って栽培に努めていただきたいというふうに考えております。町の農業を米だけにするということは、どんなストレートの速いピッチャーでもなれてくると打たれるようなことがありますので、やはり、色々な種類を投げればいいなというふうに考えますので、やはり、野菜や果樹もそれなり、それなりにと言ったらおかしいですけれども、ある程度の状況、ものを作っていくというふうに思っております。

それから、ラジオの通販等ということでもございましたけれども、残念ながら、なかなかそこまで出来ませんで、既存の物販とかでやっている状況でございます。ただ、色々なメディアを使って流すことに対しては、観光物産協会とか、そういうところを活用したものがございますので、それらを利用していきなりたいと思っております。今月が、千葉県観光物産協会の4月のホームページ上ですけれども、睦沢町の紹介を載せてあります。そういう中で、つどいの郷を起点に歩く道とか、そういうものを紹介してありますので、その中でもお米がおいし

いよというようなところも入れてありますので、そこら辺で地道にやっていきたいと思えます。

そして、ある程度の生産性が、量とか質が確保できれば、ある程度宣伝費等を確保してやっていきたいというふうに思えます。ただ、そんな長い期間というふうには考えておりませんので、早くそのような方法をとりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（市原重光君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 危機管理はどうだったのかというような点について、答弁させていただきます。

当時、警察官も警備等も当たっているというようなところも踏まえた中で、集団下校等を実施したというようなことなんですけれども、先程も言いましたとおり、学校の危機管理マニュアルには、不審者対応については、学校に不審者が侵入した、そういったようなところでもございました。同時に、その結果を受けまして、各こども園や各学校に、ご指導に対する、対応に対する指導があったかといいますと、保護者の方からは、1件、土睦小学校の保護者の方からあったように伺っています。

では、それがなかったから、その危機管理が、あの対応でよかったというようなことを申しているのではなくて、一人でもそういうような、何というんですか、引き渡しでなくてよかったのかというような問い合わせがあったということは、当日、それが全てではないというようなことでありますので、その辺、マニュアルの見直しを今後ともしていこうかなというようなことで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○1番（田邊明佳君） 時にはマニュアルに頼らない対応も必要ではないかと私は思いますが、親は、基本的に子供を人質にとられているわけですから、そんなには言わないと思うんですよ、面と向かって。だから、私みたいなところに来るわけですよ。

私は、マニュアルがなかったということもあるんでしょうけれども、その日は、基本的に引き渡しで、残ってしまった親御さんが迎えに来られない子供は、そのまま親御さんが来るまで預かっているなり、バスを出すとか、そういった臨機応変な対応をとってもよかったのではないかと思います。

その後、PTAにお願いするなりして、こうした事態が起きたときに、迎えに来れない子

供を乗り合わせていただけないかということとか、一時預かっていただくという協議をしていただくとか、そういうことも考えたらいいんじゃないかと私は思います。

あと、ブランド化ですが、地道にやっていくしかないと言いますが、地道にやるのは我々も出来ることでして、我々にやれないことをお願いしているわけです。

余りたい肥をまかなくなってきたと、それだからなかなか進まないという話もありましたが、それは、町の努力が足りていないのではないかと私は思います。町が本気で働きかけて、こういったブランドを作っていきたいからご協力をお願いします、後々農家のためになりますって、本気で働きかけていないからそういうことになるんじゃないかと私は思います。

全部が全部、すくい上げるのは難しいと思いますので、食味と農家さん厳選して早々と仕掛けていくことが必要なんじゃないでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 米のブランド化でございますが、究極的には、各個人がそれぞれ自分の業としてやっているわけで、その個人の業まで行政が全部責任を持つというのはいかななものかというふうに私は考えております。

しかしながら、先ほども言いましたように、せっかく一時期300ヘクタールまでまいた実績がありますので、そういうことに逆に町は努力して行って、それを個々農家が自分の力にしていくという方向がいいんじゃないのかなというふうに私は考えておりますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 今回の事件は、今まで類がない事件でございました。したがって、先程来答弁をしていますように、下校時、学校内で、あるいは、こども園内で起こったものではなくても、その辺の対応について改めて検討させていただきたい。

先程も言いましたとおり、保護者のうち、そういった問い合わせが1件しか来なかったというようなことなんですけれども、1件でも、そういったような思いがある方がいらっしゃるといことは、これから開かれた学校づくりというようなことでやっていくわけなんですけれども、その辺につけても検討して参りたいなというような思いでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） すみません、答弁を落としましたので、追加させていただきたいと思



いますが、いずれにしましても、町はPRをしないというふうに誤解をされては大変申し訳ないと思います。

そういうことではなくてですね、町は、たい肥センターを一生懸命やりながら、それを農家の人に利用していただく。また、町のお米をブランド化することについては一生懸命やっていきたいと思いますので、それについては、農家のほうも十分に理解をしていただいて、逆に町を利用していただきながら進めていくという方策をとっていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） これで、1番、田邊明佳議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

ここで、3時15分まで暫時休憩といたします。

（午後 2時59分）

---

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午後 3時15分）

---

#### ◎議案第1号、議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第4、議案第1号 睦沢町若者定住促進基金条例の制定について及び日程第5、議案第2号 睦沢町若者定住型賃貸住宅敷金基金条例の制定についてを一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

（御園生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第1号、議案第2号 睦沢町若者定住促進基金条例の制定について及び睦沢町若者定住型賃貸住宅敷金基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

若者定住促進施策については、平成24年度から住宅取得奨励金、中央・長者団地土地取得補助金制度を制定し、移住、定住を希望する若者等に助成を行って参りました。また、平成

25年度には、上之郷に若者定住型賃貸住宅を建設し、18世帯、63名の方がこの4月から入居予定でございます。町は、急激な人口減少による地域活力の低下や高齢者の増加による医療、福祉にかかる問題、災害時の共助にかかる問題などに歯どめをかけるため、今後の状況を見極めながら、さらに若者定住施策を展開していく所存でございます。

初めに、睦沢町若者定住促進基金条例の制定については、今後、さらなる若者定住施策を実施するに当たり、基金積み立てを行うことで、町財政に負担がかからないよう、若者定住型賃貸住宅家賃及び有償譲渡がされた場合の譲渡代金を積み立てるものです。

基金の使途については、若者定住型賃貸住宅の修繕費用や今後設置しようとする若者向け賃貸住宅及び住宅や土地の分譲も視野に入れた土地取得費用、土地の造成費用、住宅の建設費用及びこれらの費用に充てるために起こした町債の元利償還金に充てることにしております。

次に、睦沢町若者定住型賃貸住宅敷金基金条例の制定についてですが、今回、リバーサイドタウンに入居する18世帯の敷金について、一般会計歳入歳出予算に計上することで、入居者からお預かりしている敷金を適正に管理することを目的として基金を設置するものでございます。

詳細については、担当主幹より説明させます。よろしくご審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 鈴木政策企画担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 命によりご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 睦沢町若者定住促進基金条例についてでございますが、第1条において、基金の設置について定めております。基金については、次の各号の費用に充てるものとして、第1号では、睦沢町若者定住型賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第3条第1項に規定する若者定住型賃貸住宅で、第19条第1項に規定する修繕費用ということで、町が負担する賃貸住宅の修繕に係る費用、これは畳の表替え、破損、ガラスの取り替え等軽微な修繕及び給水栓、点滅器、その他附帯施設の構造上、重要でない部分の修繕に要する費用を除くものとなります。

現在、設置及び管理に関する条例には、リバーサイドタウン上之郷、女ヶ堰地先のみとなっておりますけれども、今後さらに賃貸住宅を建設した場合には、設置管理条例中の別表に加えられることとなりますので、本基金条例については、リバーサイドタウンだけでなく、今後若者向け賃貸住宅を建設した場合には、その住宅の修繕についても対象となって参ります。

次の2号には、町が設置しようとする若者向け賃貸住宅と若者向けの分譲地、分譲住宅となっており、先程、町長の提案理由にもありましたけれども、今後は賃貸住宅のみでなく土地の分譲や住宅の分譲についても視野に入れた施策にも対応させてもらうものでございます。

内容としては、土地の取得に係る損失補償に係る費用、すなわち土地の買収費と立木等の補償費ということになります。また、土地の造成費用、住宅の建設費用に充てることが出来るようにしてございます。

また、第3号では、前号の規定、ただいま申し上げました、今後新たに建設しようとするための土地の取得、補償や造成、あるいは住宅の建設費用にあてるため起こした町債の元利償還金にも本基金を充てることが出来るようにしております。

次の第2条の積み立てでございますが、基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額とし、ただし書きにおきまして、若者定住型賃貸住宅の家賃並びに土地及び住宅が有償譲渡された場合の譲渡額を下回らない額として、最低でもその年の家賃と譲渡がされた場合の譲渡額は積み立てるものとしております。

次に、第6条の処分でございますが、本基金は、先程の第1条各号に充てる場合に限り、処分することが出来るとしております。

附則として、この条例は、家賃が発生いたします平成26年4月1日からの施行とさせていただきます。

続きまして、議案第2号 睦沢町若者定住型賃貸住宅敷金基金条例になりますけれども、第1条で、賃貸住宅の敷金について、適正に管理するために基金の設置をすとして、第2条において、入居者から徴収した敷金を賃金として積み立てるものでございます。

第3条では、管理に関する事、第4条では、運用基金の処理に関する事、第5条では、繰替運用に関する事を規定しております。

次の第6条には、処分として、睦沢町若者定住型賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第16条第2項の規定でございます、町長は入居者から賃貸住宅の明け渡しがあったときは、敷金の全額を無利息で返還するとしておりますけれども、家賃の滞納や原状回復に要する費用の未払いがあった場合には、それに充てることが出来るとしております。

また、第2号では、住宅、土地の有償譲渡をした場合にも敷金を返還するものとしております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしておりますけれども、敷金については、入居前に納めていただくこととなりますので、4月1日の入居に当たり、

本年度中に納入をしていただくことで、公布の日からとしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 最初にですね、この計画を出された時点で、費用、それから長期的な計画でのどのくらい回収できるかというものを出したわけですが、結果的に設計を含めた費用は幾らかかったんですか。

○議長（市原重光君） 鈴木主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきます。

今回の事業の総額、かかった費用ということでございますけれども。

○議長（市原重光君） しばらくお待ちください。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 大変失礼いたしました。建設工事費でございますけれども、平成24年度に6,300万円ほど、平成25年度に2億5,000万円ほどでございます。あわせて3億1,600万円ほどかかっているということでございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） それで、問題は、この流れでどう効果があったという視点から言いますと、一つはですね、この賃貸からここでいう有償譲渡でしたか、買い取るというほう、それが想定と、それから現実に、今段階で、そういうふうに見込んでらっしゃる方というのでは、どの程度の方が有償でという形になっているのかということも、ちょっとそこはわかれば教えていただきたいというふうに思うわけです。

それで、ここの条例は、明らかに第2次、第3次になるかわかりませんが、この定住住宅を促進するということでありますから、私は、新年度予算を見るとすぐやるということではないような感じなので、やっぱり実績、実際を見て十分判断をしなければいけないというふうに思うんです。

制度としては、こういうのがあったとしても、だからすぐやるというのは、私はちょっと冒険かなという気がするんですけども、そこは、町長は、これはできたら、すぐばんばんやっちゃえということなんですか。この二つをお聞きします。

○議長（市原重光君） 町長。

○町長（市原 武君） 賃貸から有償譲渡の関係については、担当主幹のほうからお答えした

と思いますが、新年度予算には、議員がおっしゃるとおり今回はのせてごさいません。と  
いいますのは、当初、計画していたとおり、初年度10棟、26年度、新年度に8棟というこ  
とで来ました。ということで、当初から見込んでおったのは、やはり睦沢町の適正な財政規模  
を考えまして、一遍に18棟やるつもりは実はなかったわけでごさいます。というのは、財政  
規模に合わせて計画的にやっていきたいということで、たまたま希望する方が非常にいっぱ  
いいたということで、1年待たせるのは忍びないということで、25年度に補正予算でお願い  
をしたところでごさいますが、やはり当初予定どおり、年間10棟なり8棟なりということで、  
計画的に進めていきたいということで、26年度については、見方によると足踏みになるかも  
しれませんけれども、財政的な状況を見ながら進めていくという判断をさせてもらっており  
ますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（市原重光君） 鈴木担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 命によりお答えします。

有償譲渡の希望がどの位あるかということでごさいますけれども、申し込み時の希望の中  
に、有償譲渡をどの位の時期にするかというのを書いてごさいます。その結果を申し上げさ  
せていただきたいと思ひます。

譲渡の希望でごさいますが、入居後1年経過した時点で、5世帯の方が購入を希望してお  
ります。2年で2世帯、3年で1世帯、5年経過した後で8世帯、10年で1世帯、希望がな  
いので1世帯と、18世帯中17世帯が譲渡を希望しているということでごさいます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 設計からかわっていくということで、理想的な自分の希望と合っ  
ているということでの反映で、これはこれで効果があると思うんですよ。それで、問題は、  
ただそこに住んでもらうというだけじゃなくて、当初のところと言えば、地域に、本当に新  
しい力として、貢献できるかどうかということも非常に、これは実際1年なり2年たっ  
てみないとわからないとは思ひますけれども、この辺の入居者の意欲というんでしょうか、  
それとか特技とか、そういう点で、こういう点で力を発揮したいというようなところの特  
徴はあったんでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 命によりお答えします。

ただいま、特技が何があったとか、そういうことはちょっと把握してないんですけれども、

それこそ申し込みの時点で、地域コミュニティーにどれだけ参加できるのかということもアンケートをとってございます。

その結果を申し上げますと、あそこの場所は、上之郷区でございますので、上之郷の区に加入するということがまず第一の条件、これは条例にもございますので、18世帯全部でございます。そのほかに、子供会に加入させていただきたいという世帯が18世帯、PTA活動をしたいという世帯も18世帯です。消防団活動もしたいということなんですけれども、これが13世帯でございます。その他、町から要請があればもろもろの活動に参加させてくださいということが10世帯ございました。

以上です。

○議長（市原重光君） ほかに質疑ありますか。

萩野議員。

○11番（萩野新衛君） 今、市原議員のあれで大体のことはわかっているんですけども、私の聞きたいことは、26年度は、2年分やったのでないということですが、基本的に、どういう形を考えているのか。過疎地域をつくるのか、それとも土陸地区中心でやっていっちゃうのかね、やっぱりその基本方針というのは、いつやるかは別としてもね、私は、これを作る時点でやっぱり持っていないてはいかんと思うんですよ、ランドデザイン的なものをね。その辺のところをお聞かせ願いたい。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず、若者を定住させる場所ですね、これについては、議員がおっしゃるように、過疎地域に定住してもらうこととか、あるいは、今回やったように若者が一番定住しやすい場所ということで、色々考えられるかと思います。

既に、皆さんも、群馬の上野村ですか、あそこに視察に行ってくださいましたが、あそこの町のやり方というのは、各地区に色々なところにつくって行って、なるべく過疎地域にならないようにするという方法だったと思います。とりあえず、私どもで、私の描いている考え方としますと、まず、若者が定住してくれるような場所を見出しながら、出来れば色々な地域に持っていきたいということがございますが、やはりせっかく計画をしても、そこに住んでくれないということであると、これまた施策としてうまくいかないのかなということが一方でございます。

ということで、そうやって来ますと、今度は逆に言うと、空き家住宅の活用というものが非常に重要視されてくるのかなと。せっかくある空き家ですから、空き家であれば、町は負

担が少ないわけですね。特に、今議員がおっしゃられたように、過疎地域となるところほど空き家が多いわけです。そうでなくても、ニュータウンだとか、榊団地についても空き家が出て来ますが、それはそれでありますが、過疎地域と言われるところほど、都会の人が好む空き家があるというふうに私は考えております。

したがいまして、出来ればそういう地域については、空き家制度を今の形よりももっと進めた形、これがどうなのかということで今言われると、すぐ出て来ないんですが、もう少し研究しながら、空き家というものを大事に考えて、都会から人に来ていただいて、そこで住んでいただく、移住していただくということを過疎地域には重点的に考えていきたいなど。

一方、若者については、やはり若者が、先程も一般質問等もありましたけれども、果たして東京まで通ってくれるのかという話もあろうかと思いますが、中には、子供に田舎暮らしをしたいという、あるいは、少し条件のいいところで田舎暮らしをしたいという方もあろうかと思いますが、そこら辺の状況を見ながら、今後進めていきたい。

しかしながら、決め打ちするのはいかなるものかと思いますが、そこら辺を色々参酌しながら進めていきたい。

いずれにしても、睦沢町の財政規模でしたら、そんなに大きくどかんという形は出来ないというふうに感じますので、進めながら、状況を見ていきながら進めていくというふうにしたいと思っておりますので、よろしくご指導をお願いします。

○議長（市原重光君） 荻野議員。

○11番（荻野新衛君） 私はね、この若者定住については、一昨年から基本的には反対して来たわけなんですけど、いつかはいいんですよ、いつかは。で、この将来展望ね。20年、30年、40年の町の将来、日本の将来を見ていったときには、私は、これが下手すると足かせになる。そういう点からね、元気なおじいさん、おばあさん、また、町内のお嫁さん、お婿さん、どんどん子供つくってくれと。そっちのほうは政策としてはいいんじゃないかなという観点から常に反対していいので、これはしょうがないんです。選ばれた町長とね、それは双方、私はぶつかっていいと思うんですよ。ぶつかることによって、切磋琢磨してよりよいものが出来るだろう。全部が砂糖じゃ駄目だ。隠し味の塩があって、甘みが増すかもしれない。入れ過ぎると塩辛くなる。そういうことでございます。

そこを危惧しているんですが、その辺について、町長は、今はいいんですよ、ね。その20年、30年、40年後の展望についてはどう考えているのか。

○議長（市原重光君） 町長。

○町長（市原 武君） 議員、おっしゃられることは当然あると思います。そういうことで、これだけがいいんで、これだけに突き進んでいくという考えではないというふうに理解していただきたいと思います。そのようなことで、また議員にも色々ご意見をいただいたほうが、よりよい施策に向けていけるのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） ほかに。

幸治正雄議員。

○7番（幸治正雄君） 修繕費用ということで、先程、説明がありました。

大体わかったんですけども、これ、経年劣化でしていくものを直していくということのようですけども、これ、瑕疵補修等との関係で、その辺が、業者との色分けは出来ているんでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 命によりお答えします。

ただいまのご質問でございますけれども、住宅瑕疵担保履行法でございますが、これが平成21年に施行されております。本住宅の請負契約に関しましても義務付けとして、保険への加入が条件となっているところでございます。義務付けの対象になるのは、注文あるいは賃貸住宅の請負人、または分譲住宅の売り主ということで、請負業者を保護するための制度となっていると思われまふ。この辺については、住宅に瑕疵が判明し、補修等を行った場合には、保険金が請負人や売り主に支払われる制度ということでございます。

今回の修繕、この条例の修繕については、この保険の対象とならないもの、例えば洪水台風等の自然現象、または火災、落雷、爆発等の偶然または外来の事由ということで、瑕疵にならないものについては、この保険の対象にならないということで、それ以外のものについて、この基金条例の中の修繕という形で対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（市原重光君） ほかにありませんか。

田中憲一議員。

○2番（田中憲一君） 町営住宅等、また類がちよつと違ふとは思ふんですが、町営住宅に関しては、今、振興課のほうでこれを所管していると思ひます。このリバーサイドに関しては、



政策企画のほうで所管をしていくかですね、そこら辺によって、多分効率性、修繕とかですね、管理をしていく上であると思いますので、そこら辺を教えていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 当初の建設については、総務課企画政策班のほうで対処等させていただきましたが、今後の運用については、地域振興課のほうでお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

初めに、議案第1号 睦沢町若者定住促進基金条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 睦沢町若者定住型賃貸住宅敷金基金条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第6、議案第7号 平成25年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

(御園生書記朗読)

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第7号 平成25年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、2億9,653万9,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ38億3,710万9,000円といたしました。

まず、歳入について、ご説明いたします。

1 款町税については、各税目の決算見込みにより追加いたしました。

2 款地方譲与税、12 款分担金及び負担金については、国、県の情報及び実績見込みにより減額いたしました。

13 款使用料及び手数料の増額は、こども園の園児の増加と管外受託対象園児が生じたことによるものです。

14 款、15 款国、県支出金については、各種補助金等の実績を見込み、加減いたしました。

このうち、土木費国庫補助金については、国の経済対策に伴う補正予算による社会資本整備総合交付金を活用して、平成26年度に予定していた橋梁維持事業及び道路ストック点検を前倒しで実施するものです。

16 款財産収入については、町分譲地3区画及び土地の払い下げによる譲渡分です。

17 款寄附金については、ふるさと納税等3件の寄附金により追加するものです。

18 款繰入金のうち、財政調整積立基金繰入金については、歳入歳出見込額により減額いたしました。また、ふるさと創世基金繰入金については、町制施行30周年記念事業にかかる精算により減額いたしました。

次に、歳出について、ご説明いたします。

1 款から11 款まで全体といたしましては、各事業とも年度末に向けての事業実績見込み、あるいは精算に伴う加減であり、人件費については、給与及び諸手当の年度内移動に伴う加減が主なものであります。

今回の補正について、追加補正等の内容を中心に申し上げますと、2 款総務費においては、1 項総務管理費で、新たに若者定住型賃貸住宅敷金基金として積み立てを行います。このほ

か、財政積立基金、教育施設整備基金、農業活性化推進基金への積み立てをそれぞれ追加いたしました。

3款民生費においては、1項社会福祉費で障害者福祉に係る扶助費が大きく追加となっておりますが、これは、平成25年度からの障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービスの利用が伸びたことによるものです。

4款衛生費においては、1項保健衛生費で、平成25年8月から小学校4年生以上の子供の医療費助成の取り扱いを償還払いから受給権による現物給付へ変更したため、子ども医療委託料を増額し、扶助費を減額いたしました。

5款農林水産業費においては、1項農業費で、環境保全型農業直接支払事業に係る補助金について、散布面積の増加により追加いたしました。

6款商工費においては、町商工業近代化資金利子補給補助金について、景気の動向により設備投資等による新規借入れが増え、追加いたしました。

7款土木費においては、2項道路橋梁費で、国の補正予算に対応し、幹線1、2級町道等の法面等における道路ストック点検と橋梁維持事業において、10橋の橋梁維持工事分を追加いたしました。

8款消防費においては、各執行残を減額するものです。

9款教育費においては、4項こども園費で、平成27年度からスタート予定の子ども・子育て支援制度に向けて電算システムの改修費用を追加いたしました。

10款災害復旧費においては、2項公共土木施設災害復旧費で、台風26号による被災箇所の災害査定結果を受け、町内2箇所の工事費を追加いたしました。

以上が今回の補正に係る主な概要であります。第2表の繰越明許費については、国の補正予算への対応を含め、年度内に完了が見込めない事業について、繰越明許費の設定をさせていただきます。

また、第3表の地方債補正につきましては、新たに土木施設災害復旧費の追加と橋梁維持工事にかかる土木施設整備事業債の借入増額を行い、その他、臨時財政対策債等については、減額の借入れを設定するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。質疑のある方は、どうぞ。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 今、説明がなかったので、お聞きしたいんですけども、議会費のところの議会だより縮刷版のマイナス、これはどういう内容ですか。

○議長（市原重光君） 議会事務局長。

○議会事務局長（石井安邦君） これは、入札結果による残を減額したものでございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） それと、橋梁関係のところですけども、10橋ですか、今言ったのは。そうするとあと残りで幾つになるのか。それはどういうふうに進めていくのか。かなりここで一気にやっつけてしまおうという意欲は見られるんですが、その辺がわからないので教えてもらいたい。

もう一つ、ついでだから、子ども・子育て支援システムの改修業務委託、これ、もうちょっと内容を教えてください。

○議長（市原重光君） 田邊担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） 命によりお答えいたします。

橋梁長寿命化計画の対象橋梁は37箇所となっております。今回、25年度補正予算で10橋を上げまして、24、25年で終わった分が5橋ありますので、残り22橋という形になります。

今後につきましては、年間4、5橋を一応、計画しておりますので、この形で進んでいきたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 阿部倉こども園長。

○睦沢こども園長（阿部倉光宏君） ご質問いただきました子ども・子育て支援制度についてお答え申し上げたいと思います。

平成27年度から子ども・子育て関連3法、実際に運用されていきます。それに関連いたしまして、今、全国的にも問題になっております待機児童の問題がございます。その解消に向けてということで、各市町村でこども園の状況、児童の状況、これをデータベース化することが国の施策としてございます。

そのデータベース化させる上で、そのシステムを構築してくるというようなことがありまして、これにつきましては、今までの保育料のシステム、並びに給付を受ける場合のシステム、それも全て統合された形での、児童手当も含むわけでございますが、そういった形でシステム化するということでのシステムの立ち上げについて、来年度からこれを準備していく

ということで補正をつけていただくということで計上させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） この種のね、報告、調査報告、それからプログラム変更というのは、もう本当に多くて、しかも金額も高いということなんです、これは、そうすると、国が、ちょっと予算を見ていないんだけど、国が全額見てくれるということでいいんですね、これは。

○議長（市原重光君） こども園長、阿部倉さん。

○睦沢こども園長（阿部倉光宏君） 国と、あと県のほうからの補助が入って参ります。町は特に補助として出すという計画はないかと思えます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 今関澄男議員。

○5番（今関澄男君） 歳入の関係でお伺いしたいと思います。

まず、町税の関係でございます。個人町税で2億8,000万というようなことでございますが、私の記憶だと、3億近く個人町民税あったわけだけども、1,900万、2,000万に近い収入減というようなことで捉えざるを得ないわけでございますけれども、この大幅減の要因ですね、それが1点。

それから、一般寄附金でございますけれども、600万というようなことで、大分増えました。300万強ふえてプラス3件という話でございますけれども、内容的にどういうものなのかというようなこと。

それから、繰越金の中に、これ繰越明許分は含まれているのかどうかですね、なければないで結構なんです、その辺をお伺いしたいと思います。

支出関係等につきまして、補正ですから、これはもう決算見込みというような形でいろいろあるんですけれども、ちょっと1点だけお伺いします。先般、示されました地域再生・健康のまちづくり計画策定業務委託というようなことで八十何万のマイナス事項がございました。この委託料の元額、どの程度かかっていたのかね、これちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 私のほうから寄附金との関係と繰越金との関係をご説明させていただきます。

寄附金につきましては、今回259万9,000円を補正いたしまして、総額601万1,000円となりますが、この内容ですが、ふるさと納税分は、この中で30万円でございます。その他の一般寄附等が571万2,000円ほどございまして、主に指定寄附となっておりますのが約230万円ほど、教育費に充ててもらいたいというようなことで、ご寄附をいただいたものでございます。

次の繰越金でございますが、今回、全額、昨年度からの繰越金全額を追加補正させていただいておりますが、繰越明許分については、これについては入っておりません。

○議長（市原重光君） 齊藤税務住民課長。

○税務住民課長（齊藤賢治君） 町税の状況につきましてのご質問をいただきました。3億先がこれまでであったのが、2億8,000万という数字ということでございますけれども、町民税ということで、法人のほうと合わせまして3億超えいたしますが、このたびの補正におきまして、個人町民税、法人税、法人町民税ともにですね、合わせまして300万のアップ、増額ということでさせていただいております。

これは、今年度の歳入の見まして、前年度との調定額、このバランス、伸び率を積算しまして、300万、合わせて追加いたすものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 先ほど、今関議員からの寄附金について、私、教育費分が230万ほどというふうにご答弁申し上げましたが、ふるさと納税分も教育費へということでございましたので、260万ということに訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（市原重光君） 鈴木担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 地域再生・健幸のまちづくり計画に係るものということで、25ページの企画費の中に入っております。この中の一番上の賃金となっておりますけれども、これが全額減額とさせていただいております。これは、まちづくり計画を立てるに当たって、委員の報償とか、あるいは調査費用に対する賃金としての支払いを考えていたわけでございますけれども、1回目の委員の会議のときに、全員の委員の皆さんからいらないと、町のためにやることだから、私たちは無償でやるということでございましたので、全て減額ということでございます。

それと、もともとのこの全事業に係る費用は、1,124万5,000円となっていたわけですがけれども、補正後については902万8,000円となっております。

消耗品、あるいは通信運搬費あるわけでございますけれども、この辺については、消耗品

について、歩数計とか、体組成計を考えておりましたけれども、町に在庫が結構ございましたので、あるものを利用したということで、その辺を減額させてもらっています。

あと委託料については、執行差金ということでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に質疑ありませんか。

幸治正雄議員。

○7番（幸治正雄君） 工事請負費の橋梁維持工事、これ、大きい金額がのっかっているんですけども、先程は数が出ていたようなんですけれども、私は、中身、これ、どんな直し方、橋それぞれあると思うんですけども、それぞれ診断してあると思うんですが、主にどういう直し方ですか。地震に対して大きく補強したりなんかする、そういう仕事なんですか。

○議長（市原重光君） 田邊主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） 命によってお答えいたします。

橋梁の補修につきましては、点検をして経年劣化した部分と、あと地震の発生等にも対応できるような形で、長寿命化計画の中で、地震対策とある程度年数がたっていますので、老朽化とかしたものを直して橋を長くもたせるという関係の補修になっております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 幸治議員。

○7番（幸治正雄君） 橋それぞれその状況が違うかと思うんですけども、一番傷んでいるといえますか、大きな工事がかかる橋というのはどこなんですか。

○議長（市原重光君） 田邊地域整備担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） 今回の補正に上げた10橋の中でよろしいでしょうか。

一応、今考えている中では、一番お金がかかるのが川島の川瀬橋ですね。久保にかかっている、橋長も100メートルあります、一番長いところです。そこが一応、今のところ、一番かかる予定になっております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 幸治正雄議員。

○7番（幸治正雄君） 川瀬橋は何をするんですか。

○議長（市原重光君） しばらくお待ちください。

資料がなければ、誰か対応できないか。総務課長、どうですか。

総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 命によりましてお答え申し上げます。

高欄と橋げたの塗装関係だというふうに記憶しております。

○議長（市原重光君） 幸治議員。

○7番（幸治正雄君） それは耐震とは余り関係ないんじゃないですか。

○議長（市原重光君） 田邊地域整備担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） 維持補修のほうも一緒にやりますので、そちらの面でございます。要は、橋梁の延命化のほうの維持補修という形のものも一緒にやりますので、その分ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（市原重光君） 他に質疑。

萩野新衛議員。

○11番（萩野新衛君） 農業活性化推進基金1,000万積み上げるということだが、この使い道なんですよ。どういうふうにするのか。町長は、12月の僕の一般質問に対して、25年度中に方針を出しますよということだけれども、早ければ早いほうがいいわけですよ。指針を出してもらわないと、4月から消費税も上がるし、そういう中で、まずこの使い道ね。

もう1点は、30周年で梅の木を配布してくれたけれども、うちのほうの組長さんが、いりますか、いりませんかということで、私は欲しいよとお願いしたんだけど、今日、回覧見たら、寺崎で65本だと、そうすると30本以上がいない。ということは、町内でどれほどの残ということはおかしいけれども、いない苗木が発生したのか、このまず2点についてお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず、農業活性化の基金でございますけれども、今現在、国の日本型直接支払制度、これが出てきました。先程も、これについてまた詳しく関東農政局の課長から聞きながら、町の対策を練るという話をさせていただきました。

まず、国、県の交付金なり補助金の動向を確かめて、睦沢町の対策を練る。そこで、網羅されないものについて、単費で対応していきたい。これについては何をするかというと、これからの睦沢町の農業のあり方をまず決めて、それに対する弱い部分にこのお金を使っていくということになりますので、まず、国の動向、あるいは県の動向を見極める必要がございます。ダブルで交付する必要はないというふうに考えておりますので。

また、これの使い道でございますが、やはり集落営農なり、真になりわいとしてやってい



くために必要となってくる部分、当然、従来からのただ単に継続している部分だけにあるものを補助金で救うということはいかなるものかということで、一方では考えております。何を申したいかといいますと、やはりこれから規模を拡大していただくか、新たに集落営農を展開するだとか、そういう新しい展開のところに光を当てて補助をしていくという形がいいのではないかと考えております。

したがいまして、国、県のそちらを見て、睦沢町の戦略を練りたいということで、今暫くお待ち願いたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 鈴木地域振興課長。

○地域振興課長（鈴木庄一君） 30周年記念で配布させていただきました梅の木の関係でございますけれども、各区長さん、また各組委員さんの絶大なるご協力をいただきまして、配布を一応終了させていただきました。そのときに、植える場所がないとか等で、返却をしていたきたいということでお話しをさせていただきましたが、寺崎の分については、まだ、私のほうも返却等は聞いておりませんが、先週の段階で、約22、3本ほどですか、返却がありました。これにつきましては、また、公共施設等で植えていきたいというふうに思います。

全体的に、区長さんが数を指定していただいたものがありますので、それはもう全然戻さないということもありますし、全部聞いていただいて返しますというところもございました。

また、個人の方で、うちに配布されたんですけども、ちょっと植えるところがないので、引き取ってくれませんかということもございましたので、今後の見通しだと30本ちょっとか40本ぐらい戻ってくるのではないかと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 荻野議員。

○11番（荻野新衛君） 30本、40本が戻ってくるんならいいけれども、僕は1割位戻って来ても2,700世帯としたって200本以上残るんじゃないかという気がしたので、そうしたらそれを町の公共施設の周りとか、それもいいけれども、その耕作放棄地にそれを植えて、幹線道路沿いのそういうところをやって、睦沢に来ると、ああ、季節になると梅の花が咲いてきれいだねとかね、そういう発想も必要ではなからうかと。で、9月から12月の議会でも言ったんですけどね、町の木が梅の木なんだから、もう少しその辺をね、お金の使い方なんですよ。だから、町長、選択と集中とよく言うでしょう。こういうときに、どんどんやってね、一

気に、睦沢に春に来ると、桜が咲く前に梅ですばらしいと、そういうふうなあれ作らないとね。今日、昼飯いつもうちで食うだけけれども、ほかの用もあるからね、奈良の月ヶ瀬溪谷かな、梅の花が咲いて大勢客が来るとかね、日本人は単純だから、何かすごいものがあると、人が来るんですよ。観光協会も発足して、色々やっているけれども、何もないのが睦沢だからね、やっぱりやる気になれば、何だって出来るんですよ。白紙のところに絵を描けるんですよ。そういうところに、私は、どーんと有効に使うべきだろうということです。30本、40本の返却で、寺崎分だけで、大体いっちゃうなという気はいたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 貴重な意見、ありがとうございます。それこそ当初から、上之郷区長さんからは、返却分があれば、是非上之郷の公園に集中的に植えたいんだという申し出があり、また、運動公園のほうの管理者のほうからも、運動公園に緑の木だけではなくて、やはり人たちが集まってくれるときに、花が咲いてきれいだねというふうにもしていきたいんだという要望もございます。

それからまた、町民からも、枯れた木をいつまでも役場の庭の前に置いておくんじゃないというようなこともありまして、是非梅の木もというような話もございました。ということで、今、担当課のほうでそちらのほうを、検討してくれておりますから、そういう形で、当面はそういう方面で全部返ってきたものが埋まってしまうのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

幸治孝明議員。

○6番（幸治孝明君） たばこ税についてちょっとお伺いしたいんですけども、当初予算に対して10%以上増えているんですが、時節柄特別な理由があったのかどうか。

○議長（市原重光君） 齊藤税務住民課長。

○税務住民課長（齊藤賢治君） たばこ税につきましては、この3年間見ますと、おとし、大分本数が下がっておりまして、ここに来て、持ち直しております。そして、単価が、税率なんですけど、昨年度から14%ほど県のほうから町へ移譲がありまして、その関係も含んだ中で増額とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） よろしいですか。他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 平成25年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第7、議案第8号 平成25年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

（御園生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第8号 平成25年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、平成25年度事業の実績見込み及び前年度精算によるもので、補正額は2,457万2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ10億9,346万4,000円といたしました。

まず、歳入について、ご説明いたします。

3款国庫支出金は、負担金等の確定により396万3,000円を追加、4款療養給付費等交付金は、退職被保険者の保険給付費実績見込みにより329万8,000円を減額、5款前期高齢者交付

金は、本年度の概算交付額の決定により55万7,000円の追加、6款県支出金は、負担金の確定等により92万7,000円の減額、7款共同事業交付金は、交付額決定により2,118万5,000円を減額、9款繰入金は、保険基盤安定繰入金の確定等により66万9,000円を減額といたしました。10款繰越金は、平成24年度からの繰越金4,636万9,000円を追加いたしました。11款諸収入は、保健事業参加者負担金の実績見込みにより23万8,000円を減額いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、70歳以上の一部負担金増の凍結措置継続による被保険者証の再交付に伴う財源更正及び徴収補助員報酬の増額、職員給与費等の加減により53万7,000円を追加、2款保険給付費は、療養諸費等の実績見込みによる1,465万9,000円を減額、3款後期高齢者支援金等、6款介護納付金は、額の確定により合わせて173万4,000円を減額、7款共同事業拠出金は、拠出額の確定等により553万1,000円の減額。8款保健事業費は、特定健康診査等事業及び保健事業の実績見込みによる14万円を減額いたしました。9款基金積立金は、前年度からの繰越金の積み立てで4,599万9,000円を追加、10款諸支出金は、一般被保険者保険税還付金を10万円追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。これから質疑を行います。

質疑のある方は、どうぞ。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 人間ドックですけれども、検査して何もないというのが一番いいわけですけれども、これで、初期的な症状がわかってというような、そういう状況があるんでしょうか。

○議長（市原重光君） 国保健康担当主幹、中村さん、どうぞお願いします。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村精一君） 命によりお答えいたします。

人間ドックの関係ですと、状況事態がちよっと把握できない面があります。

○議長（市原重光君） 市原議員。

○10番（市原時夫君） 意味がわからないんですが、つまり人間ドックへのこうした補助をやっているわけですから、その辺の効果というか、やったけれど、本当にそういうものがなくて、みんな健康でよかったというのか、それとも何か発見されてですね、さらなる治療で医療がその後、高額にかからなくてよかったとか、そういうようなところでの効果はどうかということを知っているわけですよ。

○議長（市原重光君） 中村国保健康担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村精一君） すみませんでした。ドックのほう、受診いたしまして、検査の中で色々数値が出まして、その中で悪い面ですかね、そのときには、それに対するまた治療、早期発見、早期治療ということで、進めています。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 一般論じゃなくて、具体的にそういう件数が1件とか2件とかあったのかということを知っているわけですよ。それは、一般論じゃない。それは、そのためにやっているわけだから、それはわかっているわけですよ。

○議長（市原重光君） ちょっとお待ちください。

市原町長。

○町長（市原 武君） 大変申し訳ございません。

議員の聞かれていることは、要は、人間ドックを受けてその結果がどうだったかということだと思います。これについては、本人に直接連絡はあるんですが、補助をしている町のほうには結果は来ないんですね。ただし、それについては、今度は国保の人ですから、医療にかかればレセプトが上がって来ますので、その追跡調査をすれば、医療機関にかかったかどうか、あるいは、それが原因かどうかは定かではないということで、そこら辺についてははっきりわからないということで、ご答弁させていただきました。

また、今後は人間ドックにかかった方のレセプトを追いかけてその調査をするということをして、検証して参りたいと思いますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 平成25年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第8、議案第9号 平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

(御園生書記朗読)

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第9号 平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、633万6,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ7,910万円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

合併浄化槽の新規設置数が見込みより少なくなったことから、1款分担金及び負担金で32万円、3款国庫支出金で217万8,000円、県支出金で127万4,000円をそれぞれ減額いたしました。

これにより6款繰入金、一般会計からの繰入金は333万8,000円の減額をいたしました。

また、7款繰越金は、平成24年度の額の確定により377万2,000円を追加いたしました。

9款町債は、各事業の実績見込みによる300万円を減額いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1款総務費で2,000円を追加し、2款農業集落排水事業で11万3,000円、3款特定地域生活排水処理事業費で622万5,000円を事業の実績見込みによりそれぞれ減額いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 汚泥分析業務委託ですけれども、これは具体的にどういう成分の検出をするのか。それからどういうところに頼んでいるんですか。

○議長（市原重光君） 田邊生活環境担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） お待たせしてすみません。

千葉県農業総合研究センターというところに頼んでおります。窒素、アンモニア、硝酸とか、計26項目の調査を行っております。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 私聞いているのは、害のあるようなものをチェックできるような分析をしているかということです。水銀とか色々ある。

○議長（市原重光君） 田邊担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） 失礼いたしました。県の基準によりまして、水銀、ニッケル、クロム、ヒ素、亜鉛等、有害物質の調査もその20項目に入っております。

○議長（市原重光君） 他にありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第9、議案第10号 平成25年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

(御園生書記朗読)

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第10号 平成25年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、本年度の保険給付費等の給付実績見込み及び前年度の事業費の精算が主なものです。補正額は、563万9,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ6億8,800万4,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款保険料は、本年度の収入見込みによる95万4,000円を減額、2款分担金及び負担金は、地域支援事業負担金で、予防事業の参加人数の実績見込みにより10万5,000円を減額、4款国庫支出金、5款支払基金交付金及び6款県支出金は、歳出の保険給付費地域支援事業費等の実績見込みによりそれぞれ減額いたしました。

9款1項一般会計繰入金は、介護給付費、地域支援事業、職員給付費及び事務費にかかる繰入金で、実績見込みにより137万9,000円を減額、また、2項基金繰入金は、介護給付費準備基金の取り崩し額の確定により115万2,000円を減額いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

2款保険給付費は、各介護サービス給付費等の給付実績見込みによる加減をいたしました。

3款地域支援事業費は、通所型介護予防事業における繰り入れ人数の制約があったことなどにより、152万5,000円を減額いたしました。

4款基金積立金は、前年度の介護給付費の精算により、介護給付費準備基金への積立金388万3,000円を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） そうすると、基金残は今幾らになっているんですか。

○議長（市原重光君） 米倉健康福祉課長。



○健康福祉課長（米倉行雄君） 基金の残額でございます。平成24年度末ということで、お知らせしたいと思います。

24年度末といたしまして、5,599万5,669円となっております。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 介護保険というのはね、民間の利潤を追求する保険ではないわけで、しかも、保険ということですから、こんなに基金を残してもいいのかということなんですけれどもね。また、新しい、今度やるわけですけれども、また積み立ていくというので、適正な保険料なのかどうなのかということも問われる、この基金だというふうに思うんですよ。こんなに残してどうするんですか、というふうに私は思うんです。

だって、払って、それで、介護で受けるという仕組みになっている。しかも、だんだん受けずらくなっちゃうって、本当、どうするんですか、これ。

○議長（市原重光君） 米倉健康福祉課長。

○健康福祉課長（米倉行雄君） 介護保険の基金の積み立てでございますが、介護保険法が始まりまして、その後今はこの第5期の計画になってございますが、基金の額といたしまして、ここ5、6年前からはほぼ5,000万円ぐらいの基金で推移してございます。これから次期の第6期計画もございますので、6期計画の保険料のときの参考等にしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 平成25年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第10、議案第11号 平成25年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

（御園生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第11号 平成25年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、収支の実績見込みによるもので154万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ7,178万6,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料は、12月までの実績と1月から3月までの75歳年齢到達者の保険料を見込み、153万4,000円を追加、3 款繰入金は、事務費と保険基盤安定分を合わせて29万1,000円減額、4 款繰越金は、27万6,000円の追加、5 款諸収入は、広域連合からの保険料還付金を2万6,000円追加いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料現年分の追加と保険基盤安定分の減額を合わせて126万2,000円を追加、4 款諸支出金は、一般会計繰出金33万3,000円を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

ここで質疑を行います。質疑のある方は、どうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 特別徴収と普通徴収なんですけど、私は、これ、当初はもっと差があったんじゃないかなと、意外と接近しているなという感じがするんですけども、これ、人数的には何人と何人ということですか。

○議長（市原重光君） 中村国保健康担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村精一君） 命によりお答えいたします。

特別徴収に関しては1,153人、普通徴収については238人です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 普通徴収については、これは、経過的に見ると増えていないんですか。

○議長（市原重光君） 中村主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村精一君） 普通徴収が増えていないかということなんですけれども、当初、184人で、現在、1月末ですけれども、238人です。

○議長（市原重光君） いいですか。

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 平成25年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎会議時間の延長について

○議長（市原重光君） ここで、私のほうから、あらかじめ、お諮りいたします。

会議時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、会議時間を延長いたします。

---

◎議案第12号～議案第17号の一括上程、説明

○議長（市原重光君） 日程第11、議案第12号 平成26年度睦沢町一般会計予算から日程第16、議案第17号 平成26年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算までの6議案を一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

御園生書記。

（御園生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 平成26年度睦沢町一般会計予算並びに5特別会計予算の審議をいただくに当たり、提案理由のご説明を申し上げます。

本予算の提案につきましては、町長就任から2年目、2度目の予算編成となりました。平成25年度予算については、選挙公約の実現に向け、若者定住施策や防災計画の見直しなどに積極的に取り組み、特に、若者定住型賃貸住宅リバーサイドタウンの建設については、多くの方が睦沢町への定住を希望され、近隣自治体からも注目を浴びております。

平成26年度予算については、これまでの取り組みを検証しつつ、後期基本計画で定めた睦沢町の将来像の実現に向け、まい進すべく予算編成に努めましたので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、急速に変化する社会経済情勢の中で、千葉県が将来目指す姿として、暮らし満足度日本一を基本理念に掲げておりますが、その実現のために取り組む課題として、人口減少、少子・高齢化、大規模災害を見据えた防災危機管理、経済社会のグローバル化、安全安心、治安、環境保全、持続可能性、地方自治、ICT、情報通信技術の進展、広域道路ネットワークの形成や2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を踏まえた地域振興の8つを示しております。

本町においても、構成自治体としてこれらの課題を認識し、町民の皆様の声を聞きながら町がとるべき施策をしっかりと方向付け、町民、議会、行政が一丸となって町政に当たる必要があると考えております。

平成26年度も引き続き地区懇談会を実施し、町民の皆様のご意見、ご要望とそれに対する

町の取り組みを公表し、透明性のある行政運営を行うことで、協働のまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

さて、我が国の経済は、長引く不況からの脱却を目指した政府の緊急経済対策により、歴史的とも言われた円高が是正され、株価の上昇とともに各種経済指標が上向きになるなど、一定の効果があらわれ、2月の月例経済報告においても、景気は緩やかに回復しているとされております。また、6年後の東京オリンピック等の開催が決定し、今後は3本目の矢と言われる成長戦略とともに、真の景気回復となることが望まれております。

このような中で、国は、消費税増税に伴う需要の反動減を緩和するため、平成26年度予算と昨年12月に閣議決定された補正予算を一体として15カ月予算と位置付けており、総額は101兆円を超える規模になりました。

これを受け、町でも、社会資本整備総合交付金を活用する事業の道路維持及び橋梁維持事業を平成26年度予算計上ではなく、前倒しで取り組むため、平成25年度補正予算に計上いたしました。

国の地方財政への対応については、一般財源総額において、社会保障の充実分等を含め、前年度水準を相当上回る額を確保するとしながらも、一方で、地方交付税は1.0%の減額となるなど、前年に続いて減少傾向にあり、引き続き地方財政を取り巻く環境の動向に注視していく必要があります。

次に、町の財政状況について申し上げます。

本町における健全化判断比率につきましては、年々改善しておりますが、歳入面においては、最近の景気回復基調が中小企業や地方経済に及ぶまで時間を要すると見込まれ、依然住民税の減収が続いているため、税収の回復に至っておりません。また、地方交付税は、地方財政計画に基づいて減額しております。このような状況の中、各施策に応じた国県の補助金等を適正に見込みつつ、基金や起債の活用にも配慮したところであります。

歳出においては、社会保障関連経費など扶助費が増加傾向にある中で、加えて消費税率の引き上げや労務単価の上昇など増額要因が多い状況でありましたが、健全な財政維持を念頭において、選択と集中により住民の理解と協力が得られるよう検討精査し、編成いたしました。

最初に、議案第12号 平成26年度陸沢町一般会計予算について、ご説明を申し上げます。

総額は、平成25年度と比較し2,900万円減額の31億円で前年度費0.9%の減となりました。

減額の主な要因としては、投資的経費が減少したことによるものです。具体的には、平成

25年度に実施した若者定住型賃貸住宅建設工事及び農業用施設災害復旧工事が主なものとなります。この他の動きとしては、扶助費や補助費等の伸びがあり、扶助費については、介護給付費や児童手当の伸びによるもので、補助費等については、臨時福祉給付金等に伴うものです。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款町税については、平成25年度の決算見込みと今後の景気の動向や税制改正等を考慮し前年度比1.7%減の7億84万円を計上いたしました。

2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までは、平成25年度の決算見込み及び国、県からの情報をもとにそれぞれ計上いたしました。このうち地方消費税交付金につきましては、消費税率の引き上げに伴い増額となるものでありますが、この増収分につきましては、消費税率引き上げの趣旨に基づき、増加する社会保障施策に要する経費として活用いたします。

12款分担金及び負担金は、災害派遣負担金や金久保排水機場施設改修計画策定に係る他町村の事業負担金等を計上いたしました。

13款使用料及び手数料は、前年度比20.4%増で1億228万円の計上となっておりますが、主な要因は、新たに若者定住促進住宅家賃収入を計上したことと、こども園の園児数の増加に伴う保育料の増によるものです。

14款、15款の国・県支出金は、前年度比23.7%増で4億7,208万4,000円の計上となっておりますが、主な要因は、臨時福祉給付金給付事業補助金及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業補助金及び町道上市場関戸線道路改良工事に伴う社会資本整備総合交付金、有害鳥獣被害防止対策交付金等によるものです。

18款繰入金においては、財政調整積立基金などの他に減災基金及び福祉振興基金の活用を行い、繰り入れいたしました。

次に、歳出について、ご説明いたします。

歳出については、後期基本計画で定めた4つの重点施策の実現に向けて各部署において予算の計上をいたしました。

1点目は、町の基幹産業であります農業の営農支援となりますが、具体的には、各地域において説明会や研修会を通して地域の実情に合わせて集落営農のモデルを提示し、地域の中心となる経営体の育成や農地集積の仕組みを人・農地問題解決推進事業の活用により専門職員を導入し、支援してまいります。

なお、これら組織の将来的な施設整備や農地の効率的な活用の推進に向けて引き続き農業活性化推進基金への積み立てを行います。

また、従来の農地・水保全管理支払交付金事業が多面的機能支払交付金事業として国土保全や水源涵養、景観形成と多面的な役割を担う農業の活動を支援する目的に組み替えられましたので、これら交付金を有効に活用してまいりたいと考えております。

この他、有害鳥獣被害対策につきましては、新たに睦沢町鳥獣被害対策実施隊を設置するとともに、狩猟免許取得者に対する補助を行うなど、被害の拡大防止に努めます。

2点目は、子育て支援の充実であります。

教育関係においては、小学生児童の基礎学力の向上を目的とした睦沢アフタースクールについて、昨年12月から小学5年、6年生を対象に算数の教科につき、試行的に実施してまいりましたが、平成26年度からは対象を4年生まで広げ、さらに国語の教科も加え、より充実させた形で本格実施いたします。これにより、さらに家庭学習の習慣化、そして基礎学力の向上に取り組んでまいります。

教育、環境整備については、小中学校において、パソコン用基本ソフトのサポート終了に伴う機器の入れ替えを行います。また、土睦小学校においては、中学校との共同調理運営を見据え、給食施設改修等に係る設計業務委託料を計上いたしました。こども園においては、入園希望者の増加に伴い、ロッカーの増設等施設の改修を行います。

なお、将来の教育施設の整備に向け、引き続き教育施設整備基金への積み立てを行います。

若い世代の住環境の支援については、現在リバーサイドタウンに18棟の若者定住型賃貸住宅を建設中であり、4月からいよいよ入居が始まりますが、引き続き住宅家賃補助制度や住宅取得奨励金等の助成を実施し、若者世帯の定住を応援するための施策を今後も検討してまいります。

この他、平成25年度に実施したニーズ調査を踏まえて、睦沢町の将来を担う子供たちのよりよい成長に向けて子ども・子育て支援計画を策定いたします。

3点目は、健幸長寿のまちづくりです。

保健分野において、各種健診については、特定健診、後期高齢者健診における基本項目の他に痛風の検査を加え、健診内容を充実させるとともに、健診結果に合わせて個別指導に力を注ぎ、町民の健康意識の向上を図ります。また、若い世代からの生活習慣病予防強化を目的に、国保だけでなく社保加入者の30歳代の希望者にも健診を実施してまいります。

健康づくり推進事業については、ウォーキングマップの作成やウォーキング大会の実施に

より、子供から大人まで手軽に歩くことを普及啓発し、運動習慣の定着化を図ります。現在保健指導事業として実施しているウエストへるス塾のメニュー化にも室内運動に加えてウォーキングを導入してまいります。

また、昨年12月に実施した健幸陸沢ロードレース大会を継続的に実施することにより、町民全体で健康思考の機運を高めてまいりたいと考えております。

この他、平成25年度に地域再生・健幸のまちづくり計画推進委員会において計画の策定を行いました。この計画を推進するため、上市場地区の商店街の再整備などについて引き続き検討をお願いし、これらの活動の支援を継続してまいります。

4点目は、協働・防災のまちづくりであります。

まず、防災については、平成25年度に一部地域で実施した住民避難訓練を町内全域で実施し、自主防災組織の機能強化を図ります。

地域防災計画については、引き続き修正を行い、災害発生時の体制整備を行います。

情報の伝達においては、高齢者世帯を対象に救急医療情報キットを配布し、緊急時や災害時に情報伝達や適切な処置が速やかに行われるように備えます。これにより緊急医療体制との連携強化や地域住民との協働活動の意識づけが期待出来ます。

この他、全国瞬時警報システム、通称Jアラートや緊急速報メールなどが、個人の登録制度によりエリアに限らず自動配信される仕組みや町の防災行政無線の内容を再度聞くことができる設備を導入し、迅速に情報の共有が可能となる体制を整えます。

これら4つの重点施策の他、道路整備事業については、社会資本整備総合交付金を活用し、北山田地先の町道上市場関戸線の道路改良工事に着手します。また、地籍調査事業については、大上Ⅱ地区を実施いたします。

町内の公共交通については、これまで路線バスの運行経路の延長や回数券、定期券の2分の1補助、福祉タクシーの助成拡大などに取り組んでまいりましたが、3月末の巡回バスの廃止に伴い、さらに道の駅、つどいの郷むつざわまで路線バスの運行経路の延長を関係機関と交渉しております。今後も利用実績を検証しながら、利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、町の財務諸表は、現在総務省改訂モデルで作成しておりますが、固定資産台帳整備及び複式簿記の導入が不可欠との方向性が国の研究会から示されておりますので、段階的に基準モデルへの移行作業を行い、財政健全化の維持に努めてまいります。

以上、一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。



続きまして、議案第13号 平成26年度睦沢町国民健康保険特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

本予算については、過年度給付実績及び平成25年度決算見込みを勘案し、総額は、平成25年度と比較して871万4,000円減額の10億3,529万8,000円で前年度比0.8%の減となりました。

保険税率を据え置きにし、個人取得の低迷による減収等は、財政調整基金の繰り入れ増により編成いたしました。

また、保健給付費は、被保険者の健康審査、保健指導による健康意識、予防への関心の高まりも見られますが、慢性疾患、ガン治療、精神疾患等の高額となる医療の増加もあり、予断を許さない状況であります。

今後も制度改正や医療費の動向等を把握しながら、給付抑制の施策を展開し、安心で安定的な対応をしてまいります。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 款国民健康保険税については、被保険者の所得の減少を見込み、計上いたしました。

3 款国庫支出金、4 款療養給付費等交付金、5 款前期高齢者交付金、6 款県支出金は、一般及び退職被保険者に係る保険給付費、各拠出金、特定健康診査等に係るもので、それぞれの負担割合に基づき計上いたしました。

7 款共同事業交付金は、高額医療費等に対する千葉県国保連合会からの交付金で、平成25年度の実績を勘案し計上いたしました。

9 款繰入金は、低所得者対策である保険基盤安定繰入金、財政調整基金繰入金、職員給与と事務費に係る繰入金及び出産育児一時金繰入金で合わせて1億2,422万8,000円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費は、国民健康保険事業の運営に係る経費として、人件費、徴税費、運営協議会等を計上いたしました。

2 款保険給付費は、被保険者数の増加が見込まれますが、過去3年の実績及び平成26年度の動向を踏まえ、医療費については入院費及び高額医療費等の減額を見込み計上いたしました。

3 款後期高齢者支援金等、4 款前期高齢者納付金等、6 款介護納付金は、厚生労働省の示す算定値に基づく推計による被保険者1人当たりの負担見込額等を勘案し計上いたしました。

7 款共同事業拠出金は、千葉県国保連合会の算定に基づく県内市町村の共同事業に伴う財

源の抛出で、高額医療費の見込みにより計上いたしました。

8款保健事業費は、被保険者の健康保持を図る事業として、特定健康診査においては、基本検査項目の他に痛風の検査を加え、健診内容の充実を図ります。

特定保健指導は、健診結果に基づき対象者に個別指導を行い、生活習慣の改善に向け継続的な指導を実施してまいります。

さらに、高齢化社会の進展やライフスタイルの変化に伴い、生活習慣病は年々増加傾向にあり、自主的な健康づくりが一層大切になります。適度な運動は、生活習慣病予防に欠かせません。楽しみながら続けられる運動の一つとして活用していただけるようウォーキングマップを作成いたします。

また、薬剤費に係る自己負担の軽減と医療費の削減を図ることを目的に、後発医薬品差額通知書を対象者に発送いたします。

今後も健幸長寿のまちづくり実現のため、必要な保健指導を行うことにより、健康保持と疾病の回復を目指すとともに、医療給付の適正化を図ってまいります。

以上、国民健康保険特別会計の概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第14号 平成26年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算については、久保・北部両地区の農業集落排水施設の維持管理費と特定地域生活排水処理事業により設置した合併浄化槽の維持管理及び新規の合併浄化槽設置工事が主なものであります。本年度は、20基の合併浄化槽設置を見込み、総額は平成25年度と比較して1,312万3,000円減額の7,216万3,000円で15.4%の減となりました。

まず、歳入について説明いたします。

1款分担金及び負担金、3款国庫支出金、4款県支出金につきましては、新規合併浄化槽の設置20基分の受益者分担金及び国、県からの補助金を計上いたしました。

2款使用料及び手数料は、久保・北部両地区の農業集落排水施設使用料と平成25年度新規に設置し合併浄化槽分を加えた特定地域生活排水処理施設の使用料で、対前年度66万1,000円増の1,572万7,000円を計上いたしました。

6款繰入金は、一般会計からの繰入金、9款町債は、特定地域生活排水処理事業に係る起債借入金を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、非常勤職員報酬及び職員の人件費を計上、2款農業集落排水事業費は、農

業集落排水施設の管理費を計上いたしました。

3款特定地域生活排水処理事業費は、既設浄化槽の管理費及び新規合併浄化槽設置工事費等であわせて対前年度1,153万1,000円減の3,457万3,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、若者定住促進住宅の完成によるものです。

4款公債費は、両事業の起債借入れに係る償還金を計上いたしました。

以上、農業集落排水事業特別会計予算の概要について、ご説明申し上げます。

続きまして、議案第15号 平成26年度睦沢町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

介護を必要とする人を社会全体で支える仕組みとしてスタートした介護保険制度は、15年目を迎え、平成26年度は、第5期介護保険事業計画の最終年度となりますが、この計画とこれまでの実績に基づき、各サービス利用者数、サービス料及び保険給付費を見込み、予算編成をいたしました。

総額は、平成25年度と比較し1,749万円増額の6億9,962万5,000円で、前年度比2.6%の伸びとなり、第1号被保険者数は2,550人、要支援・要介護認定者数は405人で、出現率は15.9%と推計いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款保険料は、現年分と滞納繰越分を合わせて対前年度422万円増額の1億3,127万6,000円を計上いたしました。

2款分担金及び負担金は、各介護予防事業に係る参加者負担金で79万5,000円を計上いたしました。

4款国庫支出金、5款支払基金交付金、6款県支出金は、介護給付費及び介護予防事業費等に係るもので、それぞれの負担割合に基づき合わせて4億5,106万9,000円を計上いたしました。

9款繰入金は、介護給付費と地域支援事業費に係る繰入金職員給与と事務費に係る繰入金及び介護給付費準備基金繰入金で、合わせて1億1,646万3,000円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、介護保険事業の運営に係る経費として、人件費、保険料徴収費、介護認定審査会費等を合わせて2,627万円を計上いたしました。

2款保険給付費は、第5期介護保険事業計画に基づき、要支援・要介護認定者数の増加が見込まれるため、対前年度1,725万4,000円増額の6億5,941万円を計上いたしました。

このうち、居宅介護サービス給付費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画給付費、特定入所者介護サービス費、地域密着型介護サービス給付費、審査支払手数料、高額介護サービス費については、増加を見込み計上いたしました。

一方、施設介護サービス給付費については、制度改正により比較的費用の高い介護療養型医療施設への入所が見込まれるなくなったため減額いたしました。

3款地域支援事業費は、生活機能の低下により要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象とした二次予防事業と日常生活が活動的な状態にある高齢者を対象とした一次予防事業を平成25年度に引き続き実施いたします。また、高齢化が進んでいることから、要支援・要介護状態や重度化しないための対策として、介護度重度化防止対策事業を、また、地域包括支援センターでの総合相談等の経費として対前年度57万9,000円増額の1,283万円を計上いたしました。

今後も健幸長寿のまちづくりのために介護予防事業の充実に努めてまいります。

以上、介護保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第16号 平成26年度かずさ有機センター特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算につきましては、安定した事業運営のため、必要なふん尿並びに副資材であるもみ殻の確保と補助事業を活用したたい肥散布と新たな販路拡大を目指した予算編成といたしました。

総額は、平成25年度と比較し61万9,000円増額の1,918万3,000円で前年度比3.3%の伸びとなりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款1項の事業収入については、平成25年度に引き続き環境保全型農業直接支援対策による水稲へのたい肥散布と野菜や果樹への施肥事業の拡大、町内外の市民農園、家庭菜園等への新たな販路開拓を進め、対前年度51万6,000円増額の767万2,000円といたしました。

2款1項負担金は、一宮町の負担金として、頭数割等の案分によりもの、3款1項の使用料は、酪農家の施設使用料として成牛189頭分を計上いたしました。

5款1項繰入金は、睦沢町一般会計からの繰入金で、本町の頭数分により計上いたしました。

4款財産収入、6款繰越金、7款諸収入については、科目設定です。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款 1 項総務管理費については、本町の事務従事職員分の人件費と事務的経費の縮減により、対前年度78万1,000円減額の302万9,000円を計上、2 款 1 項事業費では、ふん尿処理、たい肥の製造と機械器具、施設維持管理等で、電気及び燃料費の増加により、対前年度140万円増額の1,605万4,000円を計上いたしました。

今後にもかかわらず有機センターで作られる良質たい肥のさらなる活用を進め、町の農業振興を図り、地域の環境維持に努めてまいります。

以上、かずさ有機センター特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

最後になりますが、議案第17号 平成26年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

制度がスタートして7年目となります後期高齢者医療特別会計の総額は、平成25年度と比較し192万2,000円増額の7,552万8,000円で、前年度比2.5%の伸びとなりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料は、特別徴収と普通徴収を合わせて4,624万9,000円を計上いたしました。

この内容としては、保険料率の見直しにより均等割額と所得割率及び保険料賦課限度額が引き上げられますが、一方で低所得者の軽減判定所得の基準額引き上げにより、均等割の5割、2割軽減が拡大されます。

3 款繰入金は、職員給与費等の事務費繰入金と保険基盤安定繰入金を合わせて2,781万1,000円を計上し、5 款諸収入は、広域連合から交付される人間ドッグ補助に係る交付金及び賦課徴収事務費交付金で146万5,000円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費は、職員の人件費及び保険料の徴収に係る経費等で799万5,000円を計上いたしました。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収いたします保険料と保険基盤安定負担金を合わせて6,643万1,000円を計上いたしました。

3 款保健事業費は、人間ドッグ補助金として、75歳年齢到達により後期高齢者医療への加入を見込み計上いたしました。

以上、後期高齢者医療特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

平成26年度一般会計並びに5 特別会計予算の概要についてのご説明とさせていただきます。各事務事業の詳細につきましては、機会をいただきましたら担当課長等からご説明させていただきます。

いと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

ここで、ただいま議題といたしました議案第12号から議案第17号までの6議案の取り扱いについて、お諮りいたします。

議案第12号から議案第17号までの6議案は、議会運営委員会で決定のとおり、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号から議案第17号までの6議案については、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定しました。

次に、お諮りいたします。

議案第12号から議案第17号までの6議案に関する審議は、本日はこれにとどめ、総括質疑等は、後日の日程にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号から議案第17号までの6議案に関する総括質疑等は、後日の日程とすることに決定いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（市原重光君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、明日5日は、定刻午前9時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれで散会といたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 5時19分）